

第10日目（12月13日）

○議 長（清塚武敏君） おはようございます。傍聴の皆様、早朝よりありがとうございます。これより本日の会議を開きます。

○議 長 ただいまの出席議員数は22名であります。

[午前9時30分]

○議 長 本日の日程は、議事日程（第4号）のとおり一般質問といたします。

○議 長 質問順位12番、議席番号7番・中沢道夫君。

○中沢道夫君 おはようございます。傍聴の皆さん、早朝からありがとうございます。それでは議長から発言を許されましたので、今回は大項目1点のみで質問をさせていただきます。

農業者支援策について

今年の夏の高温と少雨は、米作りにこれまで経験したことのない大きな影響を及ぼしました。私も長年、米作りに携わってきましたが、これほどの品質低下は初めての経験です。私の圃場は全て魚野川の水を用水として活用しているため、水のかかりにくいことは度々ありましたが、稲が枯れるような事態は起こりませんでしたけれども、高温によってこれほど品質が低下することに驚きました。そして今回の影響を受けて、農業の継続を考えなければならぬという方も現れています。

そこで地域ブランドを守り、担い手を育成していく上で、大変重要な時期に来ているのではないかと考え、以下4つの点について質問をいたします。

小項目の1点目です。国は人・農地プランから地域計画の策定を求めています。その背景として今後、高齢化や人口減少の本格化により、農業者の減少や耕作放棄地が拡大し、地域の農地が的確に利用されなくなることが懸念される中、農地が利用されやすくなるよう、農地の集約化等に向けた取組を加速することが喫緊の課題としています。そしてこれを実現するために、1、人・農地プランを法定化し、地域での話し合いにより目指すべき将来の農地利用の姿を明確化する地域計画を定め、2、それを実現すべき地域内外から農地の受け手を幅広く確保しつつ、農地バンクを利用した農地の集約化を進めるため法改正が行われ、今年の4月1日から施行したとなっています。この間、農家へのアンケートなどの取組を行ってきたようですが、地域計画の策定がどこまで進んでいるのか伺います。

次に、小項目の2点目です。今回、ほかの自治体に先駆けて収入減少支援対策事業を実施していただき、農家の皆さんからは大変喜ばれています。しかしこれも私事ですが、市からの支援を受けたとしても、今年の農業所得は赤字になることは間違いありません。担当課に確認したところでは、早く申請書を返信した人には年内の振込も可能との回答でした。これもありがたいことで、市からの支援分だけ赤字幅が減ることになり、来年以降の意欲につながるものと考えます。来年になってからの入金では、来年の収入にせざるを得ず、厳しかった今年の補填にすることができないのでこの点も助かります。しかし、支援を受けても赤字では農業の継続に後ろ向きになる方が出るのとは致し方ないことかもしれませんが、農業を続

ける意欲のある方が、引き続き続けられるような新たな支援が必要と考えますが、新たな独自支援を行う考えがないか伺います。

次に、小項目の3点目です。世界的な食糧危機が叫ばれる中で、日本の食料自給率は38%と低迷し、先進国の中でも異常です。カナダ、オーストラリア、アメリカ、フランスは100%を超えていますし、低いドイツでも84%、イギリスでも54%で、日本の低さが際立っています。食料の安定供給のためには生産基盤の強化が必要ですが、日本は逆です。現行の基本法では、食料生産の増大を目指すとしてきましたが、弱体化が深刻です。

例えば、耕地面積は2000年には483万ヘクタールから、2022年には432.5万ヘクタールと、50万ヘクタールも減少しています。また、期間的に農業従事者は2000年の240万人から2022年には122.6万人と半数近くに減少しています。こうした事態を打開して営農を続け、農村で暮らし続けるには、価格保証や所得補償は欠かせないのではないのでしょうか。

欧米では農家の販売価格を一定以上に維持する価格保証と、耕作面積などの一定の基準で農家の所得を補償する所得補償を組み合わせることによって、再生産を維持できるだけの農家の手取りを確保する政策が当たり前になっています。日本では以前から、生産者から強く要求されてきたにもかかわらずできていません。改めて価格保証、所得補償、中山間地直接支払などで営農を続けて、農村で暮らせる土台の整備を、政府の責任で行うよう求めるべきだと考えますが、見解を伺います。

次に、小項目の4点目です。今年の渇水対策では、地下水の利用などは一定の効果がありましたが、高温や渇水などの異常気象は今後も頻繁に起こると予想されています。9月議会の一般質問でも地下水の利用などについて話をしましたが、市独自の対策はなかなか難しいという話もありました。しかし、今後も頻発するようであれば、その対策が必要になります。

昨日の永井議員の一般質問でも専用井戸の確保なども行っていくとのことでした。私も通告書にはため池の整備などの例を挙げましたが、今後どのような対策を考えているのか伺います。

以上、壇上からの質問を終わります。

○議 長 中沢道夫君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長。

○市 長 改めましておはようございます。それでは、中沢議員のご質問に答えてまいります。

農業者支援策について

農業者支援策であります。今年の異常気象と言いたい。恒常化しないようにという思いです。しかし、このことに不安を感じているのは、本当に圧倒的な方々はそう思っていると思うので、そういうことも含みながら以下、質問に答えていきたいと思えます。

まず、1点目の国は人・農地プランから地域計画の策定を求めているが、市の取組はどこまで進んでいるのかということです。お答えします。

令和5年4月1日——先ほど議員もお話いただきましたが、4月1日に施行されました

改正農業経営基盤強化促進法により、人・農地プランが法定化されて、地域での話し合いにより目指すべき将来の農地利用の姿を明確化する地域計画を策定することが求められているということでもあります。地域計画とは——もう一度繰り返しになりますが、一言でいえば10年後の地域農業の設計図、こういう言葉が使われます。10年後の地域農業の設計図、策定期間は令和7年3月末までであります、その手始めとして認定農業者などの担い手が各地域で利用する農地を示した目標地図の素案を作成するということになってございます。

現在は、南魚沼市内の30アール以上の経営面積のある農家が3,495名いらっしゃいます。この農家の皆さんに対し、今後の農業経営に関しての意向調査をまず行い、その回答の結果を農業委員会サポートシステムというソフトに入力を現在している。そういう作業を進めていると。12月1日現在ですけれども、今ほど言った3,495名の農家の皆さんのうち、2,375名分、約68%、約7割の回収率で、現在、進んできているということでもあります。

目標地図の素案は、このシステムの地図機能を活用して、農地ごとに耕作する者を割り当てるというシミュレーションを行うことができるようになっていまして、今進めているデータの入力後、シミュレーションした地図をまずはたたき台というか素案として作成しまして、地域事情に詳しい農業委員の皆さん、そして推進委員の皆さんの力を借りて、認定農業者などの意見ももちろん聞きながら、地域計画の策定へと進めていく予定であります。10年後の地域農業の設計図を現在、作成を進めています。

私も中沢議員と同じように農業を——今、現役ですけれども——私もやっております、20数年前、30年前ぐらい、その頃からこうやればうまくいくのにといい思いがあった。農地が飛び飛びだったのです。当時、水見に2時間かかっていましたので、止めるのも2時間かかって……まあそれよりは以下になりますけれども。そういうことも含めて作業効率が悪くて、このままでいいのかという思いを若い頃にしていたところが、現在いろいろな時代的要請も含めてですけれども、随分変わってきたと思っています。まさにこういうことをやらないという思いでありますのでよろしくお願いします。

それから、2番目のご質問であります。今回、南魚沼市が実施をしました農家支援でありましたけれども、県内で一番先に手がけまして、多分、私どもの内容を超えるところを県内でやった市町村はございません。今まさにまだ、この12月議会でも議論をされているところがあるそうではありますが、私ども一定の評価というか、皆さんから喜んでいただいたというか、寄り添えたというか、そういったところはこの事業をありがたく思っています。議員は減少幅が大きくて営農の継続への意欲を失くしている人もいます。こういうことをまさに思ったがために、農協さんとかいろいろな聞き取りもしまして、とにかく下を向いている人が多いということでした。この事業をやったところで全てが回復するわけではないというふうに思っていますが、新たに独自支援はどんなことを考えているかということでもあります。

今回、実施しました収入減少支援対策事業が、令和5年夏の異常高温、渇水、これが原因として収入減少が見込まれたと。11月22日にこの事業のほうで、なるべく早くという思いでやったのですけれども、約2,500通の案内を市は発送しました。11月末現在において約

1,000 通の申請、1,000 件の申請が来ているという状況です。これはもう毎日上がってきていると思います、数字がということです。11 月末で 1,000 件でした。

また、県においても令和 6 年の作付に向けて作期の分散、それから高温、渇水に強い作物への生産拡大を進めるといった、高温、渇水に強い作付体系転換支援事業という名前のことの審議を、現在 12 月議会において始まっていますので、やっているのだろうというふうに思います。

確かに農家の減収幅は大きくて、市の支援も個々の水稻農家の実績に沿った形での支援はなかなか難しいということから、今後の営農継続に対して不安を持たれている方は、やはりいらっしゃるというふうに思います。しかしながら、県内の他自治体と比較しても遜色のない支援を実施しましたし、加えまして全国から羨まれる形でこの地域というかのお米は高い評価、トップブランドを誇っているわけであります。もし、私どものところが下を向いたならば、全国で上を向けるところがあるのかという思いもありますので、そんな思いでこれからこれまで以上に多分、南魚沼の施策展開というのは全国からも見つめられる、そういうことになろうかと思えます。

今回のこの秋の、今まさに 1,000 件返ってきている。まだこれから増えてきますが、これも全県から見つめられているという思いで、全県自治体中、一番最初にこの方針を決め、実施しなければならないという強い思いに駆られて進めたということであります。これからも恐らく全国、全県もそうですが、全国から稲作についての施策展開は、我々は見つめられる立場にあるというふうに思っていますので、頑張っていきたいと思えます。

現在、本年度の支援対策事業を鋭意実施中でありますので、まずはこのことに力を割いて、そして様々な視点から引き続き農家の皆さんの声もお聞きしながら、営農支援について、その時々々の事象もありますし、大きな方針というものもあるかもしれませんが、考えてまいりたいと思えます。ここでは新たに独自支援という細かい具体的なところは用意がございませんので、よろしくお願ひしたいと思えます。

3 番目の自給率の問題です、38%。先ほど世界的な規模の話がされましたが、まさにそのとおりで思えます。見解をとということではありますが、食料自給率については、平成 11 年の法律ですが、食料・農業・農村基本法においてその目標を定めることとされています。令和 2 年 3 月に策定された基本計画では、令和 12 年度の食料自給率の目標を基準年度である平成 30 年に対して、カロリーベースで 37%から 45%に、また生産額ベースでは 66%から 75%に引き上げることが設定されているということであります。

令和 4 年度の食料自給率については、令和 3 年度、前年度と同ポイントの 38%、同じポイント。生産額ベースについては、物価高騰、円安などの影響を受けたということからでしょう、5 ポイント少ない 58%となっているということであります。

議員ご質問の、日本の農業を支える上で、農産物の価格保証そして所得補償は欠かせない課題だと思うが、その点からの見解をとという質問であります。農業をなりわいとする方々、また日本の農業の将来にとって、農産物の価格保証そして所得補償は欠かせない課題だと私

も考えていますが、南魚沼市だけでは到底このことを議論できる、内なるところで議論をなかなかできないのが残念であります。国政においてもいろいろな形で進めていただきたいと思います。

先般、オーストリアに表敬というか、友好交流で行ってまいりました。前からこの席でも言ったことがあります、農業が誠を守られています、林業も。少しその成熟度合いを毎回、行くにつれ思います。具体的に言うと、地産地消という言葉がうちの国にもありますし、観光地にとってよく使われる言葉ですが、徹底されているのです。キロ数までです。それを使わないと駄目だとか、何か全体が——大きな意味での農業施策もありますけれども、何かそういうところが我が国というか、我が国の農業は観光をこれだけうたっている官公庁あたりとか、そういう施策はあまり聞こえてこないですか、何となく。なので、何が言いたいかというと、我々ができることをやはりやっていく。そして、自給率の問題でありますけれども、我々のところでも、もうちょっとこの足元からのところもやれるとすれば、そういうことが南魚沼市の施策展開になるのではないかという思いがしています。

4番目であります。今後も予想される渇水対策のことです。地下水の活用だけではなく、ため池などの、ということであります。南魚沼市のこの夏の渇水対策では、補水的手段として緊急的に地下水の活用に取り組んだところですが、ため池の整備も順次進めています。

ため池の整備については、新潟県が行っている県営事業の圃場整備、また用排水路整備と併せて、ため池やパイプラインの水源となるファームポンド——横文字で分かりにくくなりますけれども、農業池ですか、この整備を行っている。今、農林水産省や、それから金沢の北陸農政局等に毎年行くわけです。このときにもこの話を特に私はしています。やはり渇水、今回の夏があったからではなくて、その前から思っていたことなので、このことと、あとはまだまだ数年前は一笑に付されたのですけれども、雪も使わせてもらえないとか。でも今年、できる限り除雪の業者の皆さんは、できるところは少し雪のことにも配慮しながら除雪もしたいというような気持ちも聞こえてきているので、少しうれしい。これがもっとちゃんと、きちんとなっていくということが大事だと思うので、こういう意味からもファームポンドとかそういう整備というのは大きいことだと思います。

もう一つ上をいけば、水の問題は大きい意味では十日町地域と南魚沼地域の水の争いの100年の歴史があるわけです。このところが今、休戦協定のようになっているのは、お互いの目標として大きな水がめをとという意味を含めた将来的課題を残しているというところに至っている、決してため池だけではなくて、そういう問題もありますので、その視点もよろしくお願ひしたいと思います。

現在も吉里地区、泉盛寺開田地区それから中之島第1地区、大月地区、荒金堂島新田地区などでファームポンドの新設を行っておりまして、そのほかにも既存のため池の改修を行っているということでもあります。

しかしながら、ため池の新設については、最も実現性が高い県営事業の地域用水環境整備事業という名前なのでありますが、この事業費が3,000万円以上にならないと対象にならな

いのです。そして、負担金の割合も国が50%、半分です。県が25%、地元が25%となっていて、今のことで割ると最低でも750万円の負担金が必要になる。このことが事業実施がなかなか難しいと言っているところにあります。財源の問題です。

そのため、今後も地元負担金が2.5%から7.5%という比較的この負担が軽い県営土地改良事業の圃場整備計画に合わせて、ため池整備を進めていくことがより現実的であるということと考えておりますので、引き続き取り組んでいきたいというふうに考えているところであります。

以上です。

○議 長 7番・中沢道夫君。

○中沢道夫君 農業者支援策について

ご丁寧な答弁をありがとうございました。それでは、再質問をさせていただきます。先ほども話がありましたように、地域計画については10年後の農地の利用状況の計画をまとめるということですが、今ほど、アンケートをとって、その意向を地図に落とし込んでいるという話をお聞きしました。一応、来年度、令和7年3月末が計画の策定期日になっているわけですが、かなり大変だと思うのです。どういうエリアごとに計画を策定していくのか、それを来年1年かけて合意を得るといことだと思ってしまうのですが、その辺の進め方というようなことはどういうふうなことで考えておられるのかお聞きします。

○議 長 市長。

○市 長 農業者支援策について

この後、担当の部もしくは課長から少し答えてもらおうと思っておりますが、やっているところなのです。私のほうでやはり少し心配をしているのは、確かに地図に落とし込めて、需要供給というかそういうところを出して、受け手という問題。私のほうに聞こえてくるのは、これ以上受けられないという法人、また個人の農家さん、大規模の農家さんが、非常にそのことを言います。確かにそういうところがある。地区によっては少し悲鳴も聞こえてきている。集約農業化の一方でそういう課題がある。この辺をまた逆に言えば、実態をよくつかんで、ではどうするかとか。新しい農業の担い手を今までの既成のものだけではない、違う形も取っていかねばできないということも見えてくるのも、やはり地図が……地図というか今の把握が大事だと思うのですけれども、そういうことだと思っております。具体的には部長もしくは課長から答えてもらうことにします。

○議 長 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長 農業者支援策について

今後の進め方ということですが、今、市長が答弁を申し上げていましたとおり、今、回答したデータを入力しているところです。68%はかなり、他の自治体に比べると高い回収率を持っているのですが、中には法人の方で回答いただけていないところもありますので、今後、農業委員、推進委員の方から、回答をいただけていないまま大きな担い手、法人の方のところへ個別に行って、回答をいただきたいというふうに考えております。

それで実際にいただいた回答を基に、先ほど言ったシミュレーションですが、基本的には規模を縮小したいという回答の方のところへ、規模を拡大したいという方——これにも結構、面積を書いている方が多いので、どれぐらいの面積がまだできるのかということを機械的に最初にシミュレーションします。機械的にシミュレーションしたものを、今度は農業委員、推進委員でまず筆ごとにある程度修正をかけます。

それで、それを今度、認定農業者の方々にご意見を伺わなければならないのですが、人・農地プランがありますので、それを基にこの基本計画というのは法定化されて関わっていくものです。基本は人・農地プランの認定農業者をどういうふうにするかということになりますが、この間に認定農業者を外れた方もいらっしゃいますし、新たに認定農業者になった方や法人化されている組織もありますので、そういったものを落とし込みます。

認定農業者の方もやはり今すごく大規模化しております。以前は12地区、旧村12地区単位で考えておりましたが、例えばですが、大和で東地区、浦佐地区があった場合に、東地区の方が浦佐とかほかの地区に来ている方もいらっしゃいます。そうすると、やはり昔の単位ではその地区を担うというのは少し難しいかというふうな考えがありますので、それを旧町単位にするのか、そういったものを含めて意向調査のアンケート結果を基にいろいろと考えていきたいとは思っております。

ちなみに意向調査の結果といいますか、回答を伺っていて、私も入力をしていてすごく感じるのですが、現状維持したいという方が非常に多いです。もう一つ、質問している中で気になっているのが、いわゆる今まで集積と言われた中で、今後集約ということを進めていかなければならないと私どもは非常に思っているところですが、この質問項目の中に土地の交換についてどう思うかというのがあるのですけれども、土地の交換はしたくないという方がかなり多くて、やはり皆さんはまだ自分の農地に非常に愛着を持っているのだというのを感じておまして、集約に持っていくにはまだいろいろな課題があるのかというのを感じております。

進め方はちょっと今後になりますけれども、とにかく各地域ごとの委員さんの力を借りて、現実に合わせた中で作り上げたいと考えております。

以上です。

○議 長 7番・中沢道夫君。

○中沢道夫君 農業者支援策について

そうすると地域づくり協議会、12地区だけというかその範囲だけでは、とてもやはり計画を作成できないというか、ある意味、市内全体で計画をつくらないと大規模な方も大勢おられるわけで、計画できないのかと思うのですが、そういう受け止めでよろしいのか。すみません、もう一回お願いします。

○議 長 市長。

○市 長 農業者支援策について

事務局長のほうから答えさせます。

○議 長 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長 農業者支援策について

議員のおっしゃるとおりだと思います。人・農地プランのときには12地区のプランをつくりましたが、ほかの自治体でもそうですが、地区は12に分けられますけれども、プランとしては1つにしたほうがいいのではないかというふうに今のところ考えております。

以上です。

○議 長 7番・中沢道夫君。

○中沢道夫君 農業者支援策について

そうすると農業委員会でまだ意向調査を出していない方とか、そういうのを集めて全部落とし込んで、農業委員会で一定程度のプランをつくって、認定農業者とかも含めた協議をした上で、来年度中に私らにもこういう計画になりましたということが示されるということによろしいのでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 農業者支援策について

これも農業委員会事務局長から答えさせます。

○議 長 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長 農業者支援策について

おっしゃるとおり当然、令和7年3月末までにつくらなければいけませんので、それに間に合うような形でよりよいものをつくろうと考えております。

以上です。

○議 長 7番・中沢道夫君。

○中沢道夫君 農業者支援策について

分かりました。先ほどの市長の答弁の中にも、担い手不足ということが言われていましたが、この地域計画の中では農地の集約による担い手確保ということが強調されています。農地の集約だけでは担い手の確保というのはなかなかできないのではないかと、私はこれまでもそういうことを言ってきました。政府も安倍政権時代に2013年6月に出した日本再興戦略で、今後10年間で農地面積の8割を担い手に集積するという成長戦略を進めて、担い手が減っても大規模経営に農地が集約されるから、耕地面積が維持されるという構造改革政策を進めましたが、現実には先ほど話したように耕地面積も担い手も減る一方で、大規模農家への農地の集約は特に一部の平場の条件のよい地域のみで、条件のない中山間地では耕作放棄地を広げることになりました。

こうしたことから、中山間地では農地の集約一辺倒では問題は解決しないのではないかと思います。その点について市長はどのように考えておりますでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 農業者支援策について

全く議員と同感です。中山間地の多い私どものところ、加えて全国最高ブランドと言われ

ているお米で、逆に他から見れば偏っているというかそういうところにおいて、今お話のところは全国規模の問題なのか、我々のところの問題なのかというところはちょっと切り分けないと、同じ土台というかステージで話をしても、私どものところは一緒の話になりません、という思いがします。

これは農林水産省に出かけても、そして北陸農政局の局長さんとかと話し合うときも、いつもこの立場で話をします、叱られますけれども。もっとお米以外のことでも頑張ってもらわないと、という国策のことから話が始まりますが、非常に向こうは我々のところの課題については理解してくださっているのだという思いがしています。あまり理解はしたと言にくい向こうの立場だから難しいのですけれども。だから言いたいのは、同じ土台だけでは話ができないというふうに思っております。

○議 長 7番・中沢道夫君。

○中沢道夫君 農業者支援策について

分かりました。地域計画は10年後の姿というか、それを示すような中身ということですが、先ほどの話にもありましたが、自分の農地はこのまま営農を続けたいという人が多いという話だったので、その辺、今度は集約ということになるとなかなか難しいところが出てくると思うのです。やはり続けたい人が農業を続けられるということで、対応をぜひお願いしたいと思います。そういう計画になるように、取り組んでいただきたいと思います。

では、2点目のほうに移らせてもらいます。市長から今回の支援策の中身を詳しく教えてもらいましたが、通告にはないのですけれども、申請をいつまでにすれば今年中に支援が受けられるのかどうかという、期日がもし分かったら教えていただきたいのですが。

○議 長 市長。

○市 長 農業者支援策について

議員が一番、気にしているところだと思う。これは担当の部長もしくは課長に答えさせます。

○議 長 農林課長。

○農林課長 農業者支援策について

こちらの農業者支援につきましては、年内いっぱい申請をいただきまして、2月末までにお支払いをさせていただくような計画で動いております。

以上です。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 農業者支援策について

少し補足いたします。年内の振込につきましては、担当のほうに確認したところ、できれば25日までに申請をいただければ、28日にまでには振り込みたいということで今取り組んでおります。

以上です。

○議 長 7番・中沢道夫君。

○中沢道夫君 農業者支援策について

ありがとうございました。ぜひ、その辺も伝えていただきたいと思います。やはり今年の所得になるのと、来年になるのでは大変な違いがありますので、ぜひその辺のアピールもしていただきたいと思います。

直接支援については、県内でも先頭を走っていて、今実施している最中なので、新たなことは考えがないということだったのですが、こういうこともできるのではないかということで少し提案です。私の耕作している圃場というのは昭和30年代の土改でして、基本的には10アールの圃場になっています。10アールというのはなかなか規模拡大ということになると難しいということがあると思うのです。今でも畦抜き補助というのは市で独自にやっています。それを予算的にも大規模にやるとか、そういうことも規模拡大にとっては非常に有効なのではないかと思うのですが、そういうことでの支援というようなことを考えられていないかお伺いします。

○議 長 市長。

○市 長 農業者支援策について

ありがとうございます。私もそういう気持ちをちょっと失念していたところがあって、今言われて、はっとしました。私も石打という方面でやっていたので、小さい田んぼが多くて受け手側に当時なった頃、1枚にしてほしいとか常に思っていて、畦抜きの事業はそのとおりだと私も思っているのですが、首長がそんなことを言って申し訳ないのですけれども。この辺のところは十分考えていかないと、大規模化のところとかそういう大きくやるところはいいのですけれども、そういうことの進め方というものもあると思い出したように今感じているのです。これについては少し部長、課長に答えてもらいますのでよろしくお願ひします。できたらいいなと思います。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 農業者支援策について

制度としてはご存じだと思いますけれども、畦抜きへの支援というのは当然やっています。ただ、今議員がおっしゃったようなやり方は、確かに市長が言われるように、我々もそこまでという考え方にはまだ至っていないということがあります。

所有者が違ったりとかいろいろなところがありますけれども、それが所有権、地主さんかどうかという問題もありますが、やはりそこについては集積とかそういう部分では検討の余地はあろうかと思ひますので、我々もそこは少し勉強してみたいと思ひます。

以上です。

○議 長 7番・中沢道夫君。

○中沢道夫君 農業者支援策について

ぜひ、今、土改が入って大規模な圃場になっている、これからなるところはいいのですが、私の耕作地には全くそういう予定のないところもありますので、そういう検討もぜひしていただきたいと思います。

では、3点目に移らせてもらいます。価格保証、所得補償、これは当然、私も国レベルで必要だということ言っているわけですし、市長も当然そういうことで今、答弁をいただきましたが、本当に今の世界の農産物の自給というのは、新型コロナの影響もありますし、ロシアのウクライナ侵略という中での原因もありますし、干ばつや異常気象の影響を受けて世界的に穀物価格は高騰しているということです。取引価格を少し調べたのですが、大豆や小麦、トウモロコシなどの主要穀物がコロナ前に比べると1.5倍から1.7倍ぐらいになっています。そうした中で今の日本の食料自給率38%というのは、本当に異常ではないかと。日本の国民の命を守るという観点からも、政府に本当に強く要望していく必要があるのではないかと思います。そういう点からも再度お願いします。

○議 長 市長。

○市 長 農業者支援策について

今日の中沢さんとのやり取りは、非常に楽しく感じております。いいですね、こういうやり取り。私も食料自給率の問題は同感です。あまりこれが自国保護だけに回っていくようなことでは、国際的な観点からいうと、それが過ぎると駄目。ただ、自給率の問題はまた別ですけれども。やはり自由貿易の中できちんとした——本当は世界中がそうなればいいのですけれども、なかなか今はセクト的というかブロック化が生まれてきている。大戦の前のような、そういう貿易の在り方が非常に心配なところがあります。

ただ、やはり一方で自給率は本当にちゃんとした主要の産物とか、できることはきちんとやって生命線はきちんと守りながら、しかし、貿易関係はそれぞれ自由貿易の中できちんとしたトレードというか、そういう輸出・輸入——これはお互いに、どこかだけが強くてということではなくて、やっていくべきだと思います。少し何か言い方が両極の話をしているみたいに聞こえるかもしれませんが、しかしながら自給率の問題としては、全ての産品でということ難しいのだと思いますけれども、少なくとも主食の部分のお米が余っているようなことを言っている中で、小麦から米のほうに換えることができる物とか、少しそういうことで国民の意識も変わりつつあるような気はします。そういう中からもぜひなり、少なくともそういう中で進められていくべきだというふうに思っています。

自給率をいくのは、本当に大変な問題だと思います。これからはもっと、水の争奪戦も出てくると思うし、様々なことが極めて困難な時代になっていくような気がしていますので、自給率のことは本当に安全保障上の問題として大きな問題ではないかという気がします、と思っています。

○議 長 7番・中沢道夫君。

○中沢道夫君 農業者支援策について

それを支える上でも、自給率を上げていく上でも国が本当に——ヨーロッパの例を先ほど伺いましたが、価格保証・所得補償が本当に必要だと思いますし、今回の事例、品質の低下を受けて、来年の作付に向かう意欲を持つためにも、そういう価格保証・所得補償というのは本当に必要なことだと思います。ぜひ、国にも強力に働きかけていただきたいと思います。

が、その点もう一度お願いしたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 農業者支援策について

ぜひ、政党、共産党の皆さんからも頑張ってもらいたいと思います。ひとつ、少し違うふうに聞こえたらごめんなさいですけれども、価格保証と言いますが、私は農業をずっと見てきたというか、農業も取り組んだときに、一番苦しかったのは機械の購入費、それから管理、例えば米ごしやいというかそういったところ。あとは、私は小さい規模だったからそれほどではなかったですけれども、保管していく例えばいろいろなもろもろのこと等、肥料などもそうだと思います。今回の秋の支援策の中では肥料の市内散布、頒布そういったところに対しての支援も入れています。あまり巷間に上ってこない、口々に上ってこないのですが。それもそうですけれども、例えばJAとかに供出というか、そういうところにやっている農家と、では自分で付加価値をつけながら売っていきたいという農家の格差。これはふるさと納税をやった気がしていることがあるのです。やはりこれから品質の問題になります。

こういったところとか、非常に手間がかかっている部分を、逆に今あまり事例を見たことはないのですが、行政も力を入れていろいろなところと協力をして、例えば国策のほうでもっと手厚く——我々の今話そうとするところにあまり事例がないと思うのですけれども、そういったところにもっと力を入れてくれるならば、政策化されるならば、救われるところが大きいのだろうかと思っているのは、例えばそういうことを地域というか——農協さんは農協さんでももちろんこれを商売としてやっているわけですから、そうではないところの農家があるわけです。なので、今回の支援策が等級につけなかった理由もそういう面があったわけです。

そういったところも価格保証とか、それから付加価値を上げて農家の収入を上げていくことに必ずつながって、そして経費の面で削減されれば、人件費にそれが回っていったりとか、大変な人件費のところを逆に違う組織体で補完して、その法人を助けていくこと等ができるのではなかろうかということ、夢のような話かもしれませんが、そういうことが実現できるとして、今雪室の取組とかそういったことも始めようとしているわけです。ご理解いただけるかどうか。そういう話を今度、この場所でいろいろな話が丁々発止できればいいですね。

国に何かを求めろという話ばかりをされても私も困るわけで、自分たちで何ができるかということ、やはり我々は宝をいっぱい持っているような気がするので、そういったことが発揮できなかった。または着想が我々が低すぎた。そういうところだと思っているので、そういったところからこの農業の問題というのは語っていく時期に、もう来ているのではないかというふうに思っているので、ぜひまたお知恵も拝借したいと思います。

○議 長 7番・中沢道夫君。

○中沢道夫君 農業者支援策について

農業を継続していきたいという人が、本当に継続できるような状況というのは、やはりつ

くっていく必要があると思いますので、今の話も私もいろいろ考えてみたいと思います。

では、4項目めです。新たな湧水対策ということで、いろいろ先ほど市長から詳細な答弁をいただきました。ため池の話も、私の例で出したものについても計画をしているということでした。特にこれから土改の圃場整備がまだ先の地域です。そういうところに対する、土改と一緒にやるのが当然効率がいいわけですが、まだまだ私の関係しているところでは、話が今ちょうど出ているところですが、いつになるか分からないような状況のところに対しては、ため池やそういうのを先行して設置するとか、そういうことを考えられてはいないか伺います。

○議 長 市長。

○市 長 農業者支援策について

これについては担当する部署のほうから、少し答えてもらうことにします。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 農業者支援策について

ため池を今、市内で実際にもう整備されて稼働しているものというのは、40弱ぐらいあります。その中で、先ほどの答弁のとおり整備している状況ですけれども、やはりこれについてはある程度、計画的なものと費用がかかることがあります。我々のほうも山間地であったりそういうところというのを、ある程度網羅する形で今進めてはいますけれども、これを、計画を前倒しとか急に差し込むという形になると、財政的な負担も含めて、あとは土地にしてもやはりある程度のため池が必要になります。そのような協議もありますので、やはりそこは議員が言われるような、おっしゃるような意見については、留意させていただきながら、そこは状況を見ながら慎重に取り組んで、なるべく早くできればいいですが、そこについても含めた中で取り組んでいきたいと思います。

以上です。

○議 長 7番・中沢道夫君。

○中沢道夫君 農業者支援策について

できるだけそういう設備についても、早めに対応していただけるようにしていただきたいと思います。

以上で、終わります。

○議 長 以上で、中沢道夫君の一般質問を終わります。

○議 長 質問順位13番、6番・田中せつ子君。

○田中せつ子君 おはようございます。傍聴者の皆様、朝の寒い時間帯に議場までおいでくださいませ、本当にありがとうございます。

1 小中学校における除草剤使用について

それでは、議長より発言を許されましたので、今回は小中学校の安全確保をテーマに大項目2点について、従来型一問一答方式にて質問をいたします。まず、大項目1点目は、小中学校における除草剤使用についてであります。

今年の夏は雨がほとんど降らず、連日 35 度を超える危険な猛暑が続き、地球は沸騰しているという衝撃的な言葉も聞かれました。気候変動に具体的な対策が必要なことは、今や世界規模の課題になっています。人間の都合を優先し、環境保全に関心を持たないと、人の生存を脅かすことにつながると実感した夏でした。

第 2 次南魚沼市総合計画後期基本計画には、持続可能な開発目標 SDG s に対する考え方と取組内容が示されています。環境共生には、自然環境の保全。教育・文化の中には、地域に根差した野外・環境教育の推進があり、SDG s の理念に沿って持続可能なまちづくりを進めることが記載されています。未来を担う子供たちに安全な自然環境を残していくことは、今の私たち大人の重要な役割であると思います。今回はその視点を持って質問いたします。

私は令和 2 年 12 月の一般質問で、公共施設における除草剤使用についてを質問しましたが、市民からの依頼により再度調べたところ、おおまき小学校以外は全ての小中学校のグラウンドで以前とほぼ同様に 2 回から 4 回の除草剤散布が行われていました。グラウンド以外では、全ての小中学校で校舎周り、プールサイド、歩道、駐車場など、広範囲に 1 回から 6 回も散布していました。全国では、除草剤を全く使わない学校が増えてきた今でも、当市では相変わらず使い続けられていることに、大きな疑問を感じます。

グリホサートを有効成分として、界面活性剤などの添加物を含んだランドアップマックスロードは、日本では農薬登録されていますが、海外では禁止や規制が進んでいます。ラットやマウスの動物実験では、悪性リンパ腫などが観察されたとの報告もあります。人に対する安全性は医薬品と違い、農薬は人の臨床試験はできないので、後から毒性が判明することもあり得るといいます。

2019 年 7 月には国際産婦人科連合が、化学物質が胎児に蓄積する可能性があるため、予防原則に立ってグリホサートの禁止を勧告しています。化学物質の影響は、呼吸や皮膚から体内に入ると、食べ物から取り入れたより血中に早く取り込まれ影響が強くなる。腸内細菌の減少や子供のアレルギー疾患などにも関与している。排出能力が未熟な子供への影響が強いとの見方もあるそうです。

環境省では、子供の健康と環境に関する全国調査、エコチル調査が 2011 年にスタートし、全国約 10 万組の親子が調査に参加しています。これは環境中の化学物質が子供の健康にどのように影響するかを明らかにし、子供たちが安心して健やかに育つ環境をつくるための調査です。しかし、その最終結果の公表は 2032 年とのことで、長期間の調査をしなければ結果がはっきりしないのだと思います。体が急激に発達する時期である児童生徒が、9 年間も当市のような環境の中で学び続けることは、本当に安全だと言えるのか。移住定住施策に影響はないのか心配になります。

そこで、児童生徒及び周辺住民への安全対策の徹底が重要であると考え、次の 3 点について伺います。

まず、小項目 1 点目。前回、2020 年の質問の中で、六日町小学校での除草剤散布について、周辺の保育園、学童や住民に事前周知をしたか再質問で確認したときに、現在は把握をして

おりません、との教育部長の答弁でした。令和元年5月29日に、新潟県教育庁保健体育課長が市町村教育委員会学校安全主幹課長宛てに送付した、2019年度農薬危害防止運動の実施について添付された、農林水産省と環境省が都道府県知事宛てに出した住宅地などにおける農薬使用について記載されている遵守すべき事項の1つでありますので、今回は通告をして再度質問をいたします。事前に周辺住民に対して、農薬使用の目的、散布日時、農薬の種類及び農薬使用者などの連絡先を、十分な時間的余裕を持って幅広く周知したか伺います。

次に、小項目2点目。2019年度農薬危害防止運動の実施については、6月1日から3か月間を農薬危害防止運動期間として全国的に運動が実施されました。これには特に学校、保育所、病院、公園などの公共施設内の植物、街路樹及び住宅地に近接する場所において農薬が使用される場合には、散布した農薬の飛散による住民、子供などの健康被害を防止するため、住宅地などにおける農薬使用についてに基づき、農薬が適正に使用されるよう、施設管理担当者並びに関係部署及び関係団体に対し、改めて周知、指導をお願いします、とあります。当市におけるこの活動や取組の成果と検証をどう生かしたか伺います。

次に、小項目3点目です。今年、朝ドラで話題になった牧野富太郎博士は、雑草という草はないと語ったそうで、植物への愛があふれる博士らしい言葉として有名です。人間にとって邪魔な草も、ウサギや草食動物にとっては生きるための主食です。人体への影響だけでなく、空気や土壌、地下水や河川の汚染も心配です。人間の都合で生態系をゆがめることの影響にも配慮が必要であります。2020年の答弁では、除草剤はなるべく使いたくないという気持ちは同じだと市長は発言しています。しかし、今も使用頻度は大差ありません。冬は必要ないわけですので、春から半年余りの限られた期間に、グラウンド及び学校施設内の広範囲で散布が続いています。以前のように毎年、運動会前にはグラウンドに散布するというようなことはないか心配です。

遵守事項を守り、定期的に農薬を散布することをやめ、日常的な観察により雑草の発生を早期に発見し、機械除草等により対応するよう最大限に努め、農薬を使用しない管理を心がけたか伺います。

演壇からは、以上といたします。

○議 長 田中せつ子君の一般質問に対する市長の答弁を求めます。

市長。

○市 長 それでは、田中議員のご質問にお答えしたいと思います。

1 小中学校における除草剤使用について

大項目1点目の、小中学校における除草剤の使用について。この件と少しイレギュラーで申し訳ないのですが、2つ目の学校給食における食物アレルギー対応について、この2つ、通告をいただいておりますが、両方とも最初は教育長からの答弁がふさわしいと思いますので、教育長から答弁を双方してもらおうことにします。

加えまして、市長としてはどう考えるかという話がもしあるようでしたら、私のほうに再質問等をお願いをしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議 長 教育長。

○教 育 長 おはようございます。それでは、田中議員のご質問にお答えしたいと思います。

1 小中学校における除草剤使用について

大項目1番目の、小中学校における除草剤使用についての最初のご質問でございます。事前に周辺住民に対して目的、散布日時、農薬種類、連絡先を十分な時間的余裕を持って幅広く周知したかについてお答えいたします。

学校施設を児童生徒以外の不特定多数が利用するという想定はなく、学校敷地内への除草剤散布において、事前に幅広く周知するという対応は行っていません。散布の際には、風がないときのみ散布する、農地に隣接する敷地には散布しないなど、近隣に影響を与えないように注意しています。また、グラウンドなどの屋外施設を利用する団体がある場合には、除草剤の散布日程を調整して対応しております。

除草剤散布は週休日や長期休業中に行うほか、平日に散布する場合は学校活動に支障や影響が出ないように、あらかじめ調整しています。また、除草剤散布後は立札の掲示や校務員が現地で監視を行うほか、児童生徒に校内放送などで注意喚起をするなど、散布範囲に立ち入らないようにしています。

2つ目の、2019年度農薬危害防止運動での活動や取組の成果と検証をどう生かしたかについてお答えいたします。2019年度農薬危害防止運動は、農薬取締法などの関係法令に基づき遵守すべき事項を周知徹底し、農薬の取扱いに関する正しい知識を広く普及させることにより、農薬の不適切な取扱いや事故等の未然防止を目的として実施されました。

実施事項の1では、農薬及びその取扱いに関する正しい知識の普及啓発及び運動の総括として、使用者を対象とした講習会等の開催や資料配布による理解の増進に努めるとしております。令和2年12月定例会の一般質問でも答弁したとおり、学校環境衛生管理マニュアルと農薬危害防止運動の通知を各学校へ配布し、使用者である校務員に適切な使用について指導を行いました。

また、実施事項の2では、農薬による事故を防止するための指導等として、農薬の飛散による健康被害を防止するため、必要最低限の散布とし、機械除草等の物理的防除による対応を最大限に努力することや、散布時及び散布後の立入制限措置を徹底しています。これらの対応についても定期的に校務員へ周知し、事故の未然防止を指導しております。

3番目の、雑草の発生を早期に発見し、機械除草等により対応するよう最大限に努め、農薬を使用しない管理を心がけたかについてお答えいたします。従前より、機械除草を併用しながら、除草剤の使用は必要最低限に抑えるようにしています。しかし、広大な敷地を機械除草のみで管理することは困難であり、必要に応じて除草剤を使用することはやむを得ない状況です。法令にのっとった適切な使用を大前提として、必要最小限の除草剤使用についてご理解をいただきたいと考えております。

以上でございます。

○議 長 6番・田中せつ子君。

○田中せつ子君 1 小中学校における除草剤使用について

学校の敷地内で使うので、周辺には告知はしていないという答弁でありました。けれども、このときの国のほうから来ている通知には、依然として徹底されていない事例があるとして、幾つか事例を示しています。その一つに周辺住民に事前の通知がないままに農薬が散布された事例が報告されていると書いてあります。各都道府県知事に市区町村に対する周知、指導をお願いするというふうに書かれているわけです。ですので、まさに徹底されていない事例ではないかというふうに思います。

学校はまさに住宅地の中に、ほとんどどこもあるわけです。ですので、住宅地での除草剤散布に、住宅地等における農薬使用について、これに基づいて散布されるべきものだと思います。学校管理マニュアルにそれが添付されているわけです。ですので、現場のほうではもちろん当然分かっていることだと思います。この周辺の住民には化学物質に敏感な方もいるかもしれません。知らなければ窓を閉めたりというような対応もできません。学校で事故が起きて、子供が救急車で運ばれるというような事例があったのは、まさに窓を開けてしまったからなのです。

ですので、それはすぐ近くに住宅や保育園や学童もあるわけですので、そういう周りに周知をしないままということについては、今後もそのままそれでいいというお考えでよろしいのでしょうか。

○議 長 教育長。

○教 育 長 1 小中学校における除草剤使用について

今ほど、私が答弁した言葉を繰り返しますと、事前に幅広く周知するという対応は行っていませんと述べました。この「幅広く周知する」というふうな表現を使ったところでございますが、議員がお話されているように、住宅に非常に隣接しているところなどにつきましては、影響がある近隣住民に周知したり——影響があるという言い方はおかしいですけども——近隣の住民に周知したり、近隣のこども園等に周知したりするなどの対応を行っているところですので。ですので、全くしていないという意味ではないのですけれども、心配をされる方もいらっしゃいますので、できる限りそういう点につきましては配慮しているところでございます。また、これは全ての学校で行っているかということ、そうではございません。学校の立地環境にもよりますので、その辺につきましては差異がございます。

以上です。

○議 長 6番・田中せつ子君。

○田中せつ子君 1 小中学校における除草剤使用について

幅広くということではないと。幅広くではないという意味だったということで、今伺いました。影響があると思われるところには周知をしているということですけども、ほかの市町村でもどういったふうに周知しているかということも、やはり問題になっていまして、行政区との協力で周辺住民には回覧板を回したりというようなこともあるわけですけども、

周知の方法について再度伺います。

○議 長 教育長。

○教育長 1 小中学校における除草剤使用について

周知の方法につきましては、担当課長が答弁いたします。

○議 長 学校教育課長。

○学校教育課長 1 小中学校における除草剤使用について

学校から除草剤を散布する際の近隣への周知につきましては、直接、電話等でご連絡をするという方法が最も多い内容になっています。あと、本当に隣等であれば、直接伺うこともあるというふうには聞いております。

以上です。

○議 長 6番・田中せつ子君。

○田中せつ子君 1 小中学校における除草剤使用について

分かりました。その辺、知らなかったというようなことがないように、やはり風がない気候であっても散布すると空気中に上がるということですので、かなり広範囲にその影響があるかと思えます。今後もその辺を十分に考慮していただけたらというふうに期待をいたします。

次の(2)番のほうです。2019年度の農薬危害防止運動の実施について、運動自体は3か月間だったわけですがけれども、私が一番気になるのは、それによって何がどう改善されたかというところが、この質問の私の意図です。講習会とかチラシの配布とか関係者のほうには指導して、必要最小限にしているという答弁でありました。

そうしますと、以前、3年前に私が調べたところでは、六日町小学校と北辰小学校では軽トラックの荷台に除草剤の機具を積んで、グラウンドを走って散布しているというふうに聞いていたのです。そうしますと、今は改善されて飛散低減ノズルを使って散布されているのか。そこを再度伺います。

○議 長 学校教育課長。

○学校教育課長 1 小中学校における除草剤使用について

ノズルについては、ちょっと飛散防止ノズルまでを使っているかどうかの把握はしておりませんが、まず大前提として風がないときにしか散布をしないということを徹底しております。午前中が比較的、風が穏やかな時間帯ですので、まず午前中の散布がほぼ原則的に行われています。その上で、風があれば散布を取りやめるというふうな対応をしております。非常に危険性があるものだという認識は、それぞれの作業者が思っておりますので、そういった散布をする際に近隣に拡散がしないような対応を大前提に作業を行っているところです。

以上です。

○議 長 6番・田中せつ子君。

○田中せつ子君 1 小中学校における除草剤使用について

分かりました。危険を伴う作業であるという認識はあるということで、配慮もされている

ということは分かりました。ですので、今後、さらにその辺には配慮していただきたいと思
います。

次に、小項目の3番目の質問に移ります。機械除草等を併用していて、それでも広い学校の
敷地内は除草剤を使うことはやむを得ないという答弁のほうは何いました。本当に学校の
敷地は広いので、グラウンドだけではなくその周辺の水生動物には、魚とかにはかなり
影響があるというふうに言われているわけです。私は出していただいた資料を全部見て、池
の周りまで使っているというのも分かっているのですけれども、どうなのかというふうに私
は思います。

今回、グラウンドに関してはおおまき小学校だけは、グラウンドの改修をしていて水はけ
がよくなったので、除草剤を今年は使わなかったということは聞いているので理解はしてい
るのですけれども、除草剤を使わない方法というものがいろいろあるかと思えます。近隣で
はもうほとんど使わなくなってきましたので、そういったところも調査をすれば、方法的
にはいろいろあるかと思えます。

それで、砂と少量の木くずを混ぜてまくと水はけがよくなって、グラウンドについては除
草剤を使わなくてかなりよくなるというようなことも聞いています。それ以外のところにし
ましても、防草シートとか——私も畑周りに使っているのですけれども、防草シート、あの
黒いシート。学校の農園周りとかもかなりいろいろ除草剤をまいていますので、そういった
ところは防草シートを使うとか、あとは民間などでも自動草刈り機とかもかなり今、使っ
ているのですよね、民間は。ですので、そういったいろいろ除草剤を使わなくてもよくなるよ
うな方法を検討されているかどうかを再度伺います。

○議 長 教育長。

○教 育 長 1 小中学校における除草剤使用について

大変、除草の仕方につきまして具体的な防止策をご提案いただきましてありがとうございます。
まず最初にお伝えしたいのは、あの広大な敷地を教育活動では多目的に活用していま
す。グラウンドもございますし、教材園もございます。そして、あえて子供たちが自然の昆
虫などの生物を観察したり、植物を観察したりするためにそのままにしている場所もござい
ます。そういう多様な敷地内の除草を最大限に機械除草で行うということは非常に厳しいと
ころは、議員ご承知のところであります。校務員が大変頑張って整備を続けているところ
であります。いろいろな工夫をしながらやっているところでもあります。

ある学校におきましては、薬を使わないで熱湯によって何とか対処できないかという工夫
をしたり、ほかの方法はないかと考えている様子もございました。なかなか市全体で別の方
法でできないかという研究をしているところではないのですけれども、それぞれの学校で除
草剤の散布が最小限になるように工夫をしているというところは事実でございますので、ま
た議員からもよい方法がございましたら、具体的にご提案を直接いただければありがたいと
思っております。

以上でございます。

○議 長 6番・田中せつ子君。

○田中せつ子君 1 小中学校における除草剤使用について

分かりました。今回の12月議会一般質問の中でも環境についてというところを取り上げた方も多々いらっしゃいました。当市においては、自然が豊かであることが魅力の一つであるということについては、皆同じ気持ちだと思います。ただ、都会がそうではないかということ決してそうではなくて、都会の学校ではもう何十年も前からほとんど除草剤を使っていません。ダンゴムシもいますし、草も花も咲いていますし、きれいに整備をされていて、ここだけがそういう自然に恵まれているというふうにも言い切れないところがあります。せっかくあるこの広大な自然を、やはりきちんと守って子供たちに残していかなければいけないというふうに思いますので、今後もそういったことに期待をしたいと思います。

それで昨年、市のホームページに環境交通課から、住宅地などでの除草剤の散布について注意事項がアップされました。そのことも影響があるのかと思うのですが、市の職員の皆さんも業務だけでなく、日頃の生活の中でもかなり気を遣ってくださっている方もいらっしゃいます。自分の田んぼのあぜの草刈りをしたついでに、通学路の脇を機械で除草してくれている方もいらっしゃって、本当に頭が下がるというふうに思います。

こういったことが市のホームページのほうにも注意事項がアップされて、職員の皆さんの意識も変わってきているのかと思ひまして、本当にうれしく思っているところであります。ですので、行政には特にこの注意事項を遵守していただいて、市民の手本となるようにこれからも期待をしております。これで、大項目1点目は終わりいたします。

○議 長 質問の途中ですが、ここで休憩いたします。再開を11時10分いたします。

[午前10時53分]

○議 長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

[午前11時10分]

○議 長 6番・田中せつ子君。

○田中せつ子君 2 学校給食における食物アレルギー対応について

それでは、大項目2点目に移ります。学校給食における食物アレルギー対応についてであります。

今年9月に上越市立小学校で、給食による食物アレルギー事故が発生しました。県内での給食による食物アレルギー事故は、昨年度54件と報道されています。県の保健体育課長によると、県内の食物アレルギーの子供は、平成25年は5,171人、令和4年は9,122人と約4,000人増えているそうです。エコチル調査によって健康と環境の関係として原因が分かってくるのでしょうか。今後の調査結果が気になります。

私は2019年12月に、食物アレルギー対応手引きの運用状況と今後の課題についてを一般質問いたしました。このときの答弁では、市内の対象者は121名と多いが、1回も不測の事態は発生していない。今後の課題は、原因食材の多様化やアレルギーのある児童生徒が増加

傾向にあることから、より一層の慎重かつ丁寧な対応を行っていくとの答弁でありました。

今回、県内他市の事故発生を受けて、当市においても再度、命に関わる食物アレルギー事故防止について、対応マニュアルの徹底が重要と考えます。そこで、4点について1点ずつ、伺います。

まず、小項目1点目。2019年の答弁のときは、今までにアレルギー事前届けのなかった児童が、アレルギーと似た症状を発症した事例が3件あったとのことでした。現在の食物アレルギー対象者とアレルギー発症の件数はどうなっているかを伺います。

○議 長 教育長。

○教 育 長 2 学校給食における食物アレルギー対応について

それでは、1番目の食物アレルギー対象者数とアレルギー発症件数についてお答えいたします。今年度、南魚沼市立学校で食物アレルギー対応を行っている児童生徒数は、70名です。そして、学校給食において食物アレルギー症状を発症した件数は0件です。

以上でございます。

○議 長 6番・田中せつ子君。

○田中せつ子君 2 学校給食における食物アレルギー対応について

前回121名だったのですけれども、そのときは市内でも増加傾向であるというお話だったのですが、それが70名ということは増えていない。当市においては増えてはいないというような結果なのだろうと思うのですけれども、この食物アレルギーの症状については、かなり幅広いと思うのです。アナフィラキシー症状が出るという事例もあるでしょうし、出ない、服薬程度で済むとか、ちょっと横になって休めば落ち着くとか、いろいろ幅が広いと思いますが、エピペンを事前に準備しているような児童の数というのは、お分かになりますでしょうか。

○議 長 教育長。

○教 育 長 2 学校給食における食物アレルギー対応について

それにつきましては、担当の学校教育課長がお答えします。

○議 長 学校教育課長。

○学校教育課長 2 学校給食における食物アレルギー対応について

今年度の各学校におけるエピペン対応が必要な児童生徒に関しては、全体で11名となっております。

121名から70名に対応者が減った点につきましては、アレルギーの対象食材のほうの見直しを進めておまして、特に原因となっているナッツ類の使用を各センターにおいて統一して取りやめた、これが大きな要因となっております。

以上です。

○議 長 6番・田中せつ子君。

○田中せつ子君 2 学校給食における食物アレルギー対応について

分かりました。そうしますと、食物アレルギーのある児童生徒自体が減っているというこ

とではなくて、学校で給食の対応として、きちんと対応しなければならない児童生徒が減っている。原因となる食材を絞ったということで、危険度としては下がるようにしたと、そういう対応をしたということなのだと思います。

エピペンの準備をしている、必要だというような児童生徒が11名ということで、これについては前はちょっと聞いていなかったので、増えた、減ったというところは、私は分からないのですが、エピペンを必要とする児童生徒ということになると、かなり重症になる可能性があるということだと思いますが、その辺については増加傾向なのかどうかについて伺います。

○議 長 教育長。

○教 育 長 2 学校給食における食物アレルギー対応について

それにつきまして、学校教育課長がお答えいたします。

○議 長 学校教育課長。

○学校教育課長 2 学校給食における食物アレルギー対応について

エピペンの必要な児童生徒数の推移については、ちょっと以前の数値については把握しておりませんので、現段階では把握しておりません。申し訳ありません。

○議 長 6番・田中せつ子君。

○田中せつ子君 2 学校給食における食物アレルギー対応について

以前に、私立の保育園ではとても増えているというような話も聞いていまして、そのアレルギーの症状につきましてもアレルギーのある食材を食わただけではなく、その子が食べないというだけではなくて、周りの子供たちが食べたその手で、その子に触るだけでも蕁麻疹が出てしまう。仮にトマトとかナスとかそういう食材でありますと、食べなくても葉っぱとかに触るだけでも蕁麻疹が出てしまうというようなこと。お米に対してもアレルギーのある子もいる。一体何を食わたらいいのだろうと思うぐらい、本当にそれに対応する現場の方々は大変だというふうに思いました。増えているか減っているかは、現時点ではつかんでいないということですが、11名いるということは、かなり注意を払わなければいけないというところは分かりました。

それでは、小項目の2点目に移ります。報道によりますと、今回の事故は栄養教職員が食材の点検を怠ったり、調理員が成分表を確認していなかったりと、人的ミスが重なって起きているようですが、この事例を教訓としまして当市ではどのように対策しているのかを伺います。

○議 長 教育長。

○教 育 長 2 学校給食における食物アレルギー対応について

県内で発生いたしました食物アレルギー事故におきましては、新聞などの報道ではマニュアルに定められている事項を適切に行っていなかったとされています。具体的には栄養教職員が食品の配合成分表を取り寄せず、確認を怠っていた。あるいは委託先の調理員が、食品のパッケージに記載されていた原材料を見落とししたなど、本来行うべき二重のチェックが機

能していなかったとされています。

南魚沼市では、翌月の献立を作成した後に、食物アレルギー該当食材を確認し、除去や代替などの対応が記載された食物アレルギー対応食のお知らせの文書を保護者へ送付しております。その食物アレルギー対応の内容を保護者の皆様からご確認いただき、署名・押印して返送いただいているところです。学校と保護者双方が確認を行うことで、対応の漏れがないようにしております。その確認文書に基づいて、実際に調理する際には栄養教職員と調理員が事前に打合せを行って、対象の食材や調理方法などを確認の上、必要な食物アレルギー対応を行っています。

また、マニュアルを策定してもミスが生じる可能性はあります。そこで、ミスがあっても事故に至る前に気づくチェック体制を何重にも構築いたしまして、確実に実施していくことが、事故を起こさない唯一の方法であると考えております。人命に関わる対応であることをしっかりと認識し、今後も安心安全の学校給食の提供に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議 長 6番・田中せつ子君。

○田中せつ子君 2 学校給食における食物アレルギー対応について

この食物アレルギーですけれども、私も孫もあります。前回質問したときに事前に届出のない子供が、新たに給食の場面で発症した事例が3件あったというのがあって、今はないということだそうですけれども、本当に難しいと思います。それまで全然、食べていて大丈夫だった物が出るのです。何が原因かというのも最初はなかなか分かりません。ですけれども、私も全身に蕁麻疹が出て、頭痛と顔が腫れて、大和病院の夕診療に行ったら点滴をしてもらいました。その後にも何回かあって、原因はこれだというのを自分でも分かったのですけれども。

また、小学生の孫の場合は、魚卵の食物アレルギーです。イクラみたいなそのものであると分かりやすいのですけれども、パスタの中にもそういう物を使っているのがあって、一度それがあったのですけれども、食べるとすぐに腫れてきます。かゆみと腫れが出て、ただ、重症ではないので一、二時間休んで落ち着いたという状態ですけれども、その間、本当に本人は苦しみます。何も飲み食いもできません。本当に苦しいのは私も実感としてとてもよく分かるのです。

それぐらいこの対応というのは難しいもので、やはり現場の方々がそれを徹底する、事故なくということは、大変神経をすり減らしているものだと思います。子供にとっては楽しい給食の時間が、先生方にとっては本当に緊張する時間なのだろうというふうに思います。

それで、なかなか難しい場合は、お弁当対応をするしかないのではないのかという声も聞かれるのですけれども、今、市内のほうではそういった食物アレルギーを原因として、お弁当で対応してもらっているというようなことがあるのかどうか伺います。

○議 長 教育長。

○教 育 長 2 学校給食における食物アレルギー対応について

ございます。その正確な数につきましては、学校教育課長のほうに答えさせますのでお願いいたします。

○議 長 学校教育課長。

○学校教育課長 2 学校給食における食物アレルギー対応について

今年度、アレルギー対応で弁当の持参をお願いしている児童生徒については、全体で2名となっております。また、一部の食材に対して部分的に弁当対応をお願いしている方がもう一名いらっしゃいます。

以上です。

○議 長 6番・田中せつ子君。

○田中せつ子君 2 学校給食における食物アレルギー対応について

分かりました。やはりそういったことも必要になってくるのだということがよく分かりました。

それでは、小項目の3点目に移ります。上越市の事故では、担任が腹痛を訴えた児童を1人でトイレに行かせたり、緊急注射液エピペンを使用するまで20分もかかったりと、マニュアルどおりでない対応もあったように報道されています。そこで、当市では対応マニュアルにある役割分担や、エピペンの使い方などの訓練は、定期的に行っているかを伺います。

○議 長 教育長。

○教 育 長 2 学校給食における食物アレルギー対応について

お答えいたします。各学校では、新たに入学してくる児童生徒の状況も毎年異なりますので、そして教職員の異動もございますので、年度初めの4月に、対応マニュアルでしっかりと役割分担それから手順を確認いたします。

そして、エピペンの使用方法についても研修を実施しております。研修は養護教諭が講師として行うほか、学校によっては、消防署の職員に指導をお願いする場合もございます。その研修の内容は、講義形式のほかに、キットによるエピペンの使用方法の指導や、具体的な緊急場面の対応を動画で視聴するなどの研修も取り入れて、経験が少ない教職員——新採用の教職員も多いわけですので、どの教職員も理解できるように、工夫がされています。万が一の際に命を守る手段として、エピペンは非常に大事な命綱でございます。それが確実に使用できるように、今後も継続的に研修を実施してまいりたいと考えています。

以上です。

○議 長 6番・田中せつ子君。

○田中せつ子君 2 学校給食における食物アレルギー対応について

分かりました。毎年やっているということで伺いました。エピペンの使用については、東京都の食物アレルギー緊急時対応マニュアルの手順というのがあって、これが割と国の文部科学省のよりも分かりやすいのです。これを見ますと、緊急性が高いアレルギー症状はあるかを5分以内に判断すると書いてありまして、役割分担を確認し、事前にシミュレーション

を行う。迷ったらエピペンを打つ。直ちに 119 番通報をするというように、きちんと書かれているのです。

それで、先ほどエピペンが必要な児童生徒さんが 11 名と伺ったのですけれども、5 分以内に判断をして、そして、その子用のエピペンを持ってこなければいけないわけですので、間違えたりというようなことがあってはならないわけですね。その具体的なシミュレーションというような——訓練については今分かったのですけれども、そういった行動についてのシミュレーション、間違わずにその子用の物を持ってくるというようなところの訓練はどうなっているのか伺います。

○議 長 教育長。

○教育長 2 学校給食における食物アレルギー対応について

このシミュレーションに基づいた研修は、先ほど申しあげましたとおりに、4 月の一番最初に行うものです。この具体的な状況につきましては、学校教育課長がお答えします。

○議 長 学校教育課長。

○学校教育課長 2 学校給食における食物アレルギー対応について

実際の対象児童生徒に沿った訓練、シミュレーションについては、今ほど教育長が答弁したとおり、毎年 4 月の研修の際に実施をしております。今、東京都のマニュアルについてのお話がありましたけれども、新潟県が作成しているマニュアルにも同様に緊急性が高いアレルギー症状があるかを 5 分以内に判断するというふうな記載もございます。また、その症状に応じて、こういった症状が一つでも当てはまった場合にはエピペンを使用する。こういう場合には、エピペンの準備をして待機をして様子を見る。それ以外の状況であれば安静にして注意深く観察をするというような、具体的な事例も含めた、記載されたマニュアルが整備されております。こういったものも参考にしながら、現場では対応を行っております。

以上です。

○議 長 6 番・田中せつ子君。

○田中せつ子君 2 学校給食における食物アレルギー対応について

分かりました。県のほうのマニュアルにも事細かに書かれているということで、訓練のときにそういったシミュレーションについても、その子それぞれのシミュレーションについてもやっているということを伺いましたので、安心いたしました。

それでは、小項目の 4 点目に移ります。今回の事故を受けて県議会では、栄養職員の兼務の問題や、1 校に一人必要だが加配が不足していることなどが問題になっているようだけれども、当市の栄養教諭、学校栄養職員の配置は十分であるかを伺います。

○議 長 教育長。

○教育長 2 学校給食における食物アレルギー対応について

学校給食における栄養教諭の配置基準につきまして人数を申し上げますと、児童生徒 1,500 人以下で 1 名配置、1,500 人から 6,000 人で 2 名配置、6,000 人以上で 3 名配置となっております。

この基準によると、大和学校給食センターには1名、六日町学校給食センターに2名、塩沢学校給食センターに1名となり、配置基準を現段階では満たしています。また、自校給食では3校までの兼務となっておりますので、上田小学校、中之島小学校、そして石打小学校の3校に1名配置されています。配置基準は満たされているということになります。

しかし、食物アレルギーの対応は年々、複雑化しております。議員がお話しされているとおりだと思います。より高いレベルでの衛生管理が求められている中でありますので、現行の配置基準では対応が難しくなりつつあるという声も上がっております。この配置基準は大分前の昭和33年に制定されて、一度も改正されていないところでございます。この栄養教諭の配置につきましては、県教育委員会が行いますが、現場の実態に即した配置となりますように、機会を捉えて県教育委員会に要望を続けてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議 長 6番・田中せつ子君。

○田中せつ子君 2 学校給食における食物アレルギー対応について

配置基準のほうは昭和33年制定。私の生まれた年で、かなり古くなったのかというふうに思います。県のほうでもいろいろこの辺がそれで十分か、基準を満たしていればそれでいいのかというところが、かなり問題になっているということですので、要望は上げていらっしゃるといことは分かりました。

それで、再度聞きたいのは、今後、六日町と大和の給食センターが合併になりますよね。そうしますと、対応する食数が増えますし、今もそうですけれども、外部委託でもありますので、その辺でアレルギー対象者の食材についてきめ細かな対応がきちんと取れるのか、そこは少し心配なところですが、どのようにお考えでしょうか。

○議 長 教育長。

○教 育 長 2 学校給食における食物アレルギー対応について

新たな統合給食センターのスタートに当たり、今お話しいただきました栄養教諭の配置はとても大事な課題でございます。先ほどのお話のように、大分古くから設定されている人数では、やはり足りないと私どもも捉えております。

また、今現在——少し話がそれるかもしれませんが、大和給食センターには国際大学の学生のお子さんもたくさん給食を配送している浦佐小学校がございますので、栄養教諭が2名配置になっています。それは様々な対応をしなければならない児童生徒が多いということ。そして栄養指導もその分、続けなければいけないということで配置されているわけです。

そのようなことが統合した場合も続けられるように、県教育委員会にはしっかりとした配置を、配置基準以外に加配を加えていただけるように、粘り強くこれから要望を続けていきたいと思っております。大切なところにご指摘いただいたところであります。同じ考えでございますので、しっかりと対応してまいりたいと思っております。

以上です。

○議 長 6番・田中せつ子君。

○田中せつ子君 2 学校給食における食物アレルギー対応について

そうしますと、大和給食センターには今もう加配があるということですね。それが統合給食センターになっても引き続きそのまま今の2名と一緒にあって、六日町が2名、今も大和が2名ということになると、統合になっても合計4名になるかどうかは、はっきりしないということですのでよろしいのでしょうか。

○議 長 教育長。

○教 育 長 2 学校給食における食物アレルギー対応について

配置基準からいきますと減ります。2名、2名だから4名というふうに合わさるものではございません。1,500人から6,000人で2名配置となりますので、その基準によれば減ることが予測されます。ですので、そうではなく対応しなければいけない子供たちは大勢いるわけですから、しっかりとした管理、そして栄養指導ができるように、加配の継続あるいは配置基準以上を配置できるように、要望を続けているところであります。これからが大事なところだと思います。

以上です。

○議 長 6番・田中せつ子君。

○田中せつ子君 2 学校給食における食物アレルギー対応について

分かりました。私たちが小さい頃には、今のような食物アレルギーが大きく問題になるなどということは、とても想像できなかった時代にできた基準であるということです。要望は出しているということでもありますので、大切な子供たちの安全を守るように、今後も努めていただけることを期待いたしまして、私の質問を終わります。

○議 長 以上で、田中せつ子君の一般質問を終わります。

○議 長 質問順位14番、議席番号9番・勝又貞夫君。

○勝又貞夫君 議長より発言を許されましたので、9番議員の勝又が一般質問を行います。困りましたね、質問席に原稿を置いてきました。私が議員になって40回目の一般質問であります。この記念すべき一般質問の席で忘れ物をしてきたということは、大変不覚でありました。皆様のお手元の資料14ページをご覧ください。私の質問は、大項目2つであります。見てのとおりのお知らせで一般質問を行います。

1 図書館の蔵書構成について

まず最初は、図書館の蔵書構成についてであります。(1)蔵書構成については、繰り返し改善が必要ではないかとの声がありましたが、改善はどのように進められてきたかお尋ねします。(2)選書に問題があるとすれば、その手順を見直すべきではないかと思うのですが、いかがお考えでしょうか。

壇上からは、この1問のみを質問とさせていただきます。今回2つの質問を用意してきたわけですから、1問目に35分、2問目に20分、残り5分を予備としたいと思います。答弁においては、簡潔明瞭に答弁をお願いしたいと思います。聞かれたことにだけ答えていただ

きたいと思います。聞いていないことについて、長々といろいろお話ししていただくことのないように、聞かれたことにのみ答えていただきたいと思います。

実は、私は図書館の質問について、もう自分ではしたくないのです。今年の3月にも申し上げました。今までのおさらいとして総集編だという意味で質問をしました。去年の9月にも、もうこんな類いの質問はしたくないとはっきり申し上げました。しかしながら、私が黙っていると、どうもいかなものかと思う部分がございますので、やむを得ず行う質問であります。

本当のことを言いますと、私が質問を繰り返し、提案を繰り返し、質問という形で提案を繰り返して、ほとんど教育委員会は聞き流してきました。そんな中で、今回が9回目の質問であります。またここで聞き流されるのかと思いますと、大変苦しい思いであります。これを質問するたびに私は苦しい思いをしてきました。もうこの苦しさから解放されたいと、そんな意味で、前向きな答弁をいただけるとありがたいと思います。

以上で、壇上よりの質問を終わります。

○議 長 勝又貞夫君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長。

○市 長 1 図書館の蔵書構成について

それでは、勝又議員のご質問にお答えしたいと思います。大項目1点目の図書館の蔵書構成につきましては、やはり質問の向きが教育部のことになるかと思っておりますので、教育長から答弁させます。

もし、必要があったら市長にも再質問等でいただければと思います。

○議 長 教育長。

○教 育 長 1 図書館の蔵書構成について

それでは、勝又議員の図書館の蔵書構成についてのご質問にお答えいたします。最初の項目、蔵書構成については、繰り返し改善が必要ではないかとの声があるが、改善はどのように進められてきたかにお答えいたします。

勝又議員からは、図書館について度々ご質問をいただいております。大変関心を持っていただいていることに感謝を申し上げます。前回は本年3月の一般質問で、総集編として9項目のご質問をいただきました。今回はまた新たな視点を加えて、具体的な質問をいただけるものと思っております。これは日頃、業務に従事する職員だけでは気づかない部分もあるかもしれませんので、ご質問やご提言をしっかりと聞きたいと思います。よろしく願いいたします。

さて、蔵書構成の改善については、勝又議員からご指摘いただいているところでございます。これまでの質問では、同一ジャンルの本が過剰に多いことや、ある著者の本が複数冊ある一方で、別の著者の本はないなど、蔵書構成に偏りがあるのではないかという貴重なご提言をいただいております。私どもはその提言を受けて、蔵書を更新する中で時間をかけながら、お時間をいただきながら蔵書構成の改善を図っているところであります。

2点目の選書に問題があるとすれば、その手順を見直すべきではないかについてお答えいたします。図書館の選書につきましては、令和5年3月議会の一般質問で答弁したとおりで、繰り返しになりますが改めてお答えいたします。選書担当職員が、現在の蔵書状況を確認しながら、市の資料収集方針に基づき選書し、最終的に図書館長が決定しています。

選書方法は、契約している本の納入業者の発行する情報からの選択、書店や出版社が推薦する図書からの選択、新聞の書評コーナー等を参考にした選択など様々です。もちろん、日々の出版情報に絶えず注意・関心を払っております。個人の偏った選書にならないよう複数人で行い、中立公平な選択に努めています。市民のニーズを把握するため、貸出しの統計結果や、予約やリクエストのあった本、またカウンターにお問合せのあった本をチェックして選書に生かしております。

選書に際して今後さらに強化すべき点としては、市総合計画の目標の実現、これは市民一人当たり図書館蔵書貸出数の増加であります。その目標の実現のために、現状の蔵書構成と市民ニーズの分析、それに加えて、図書館を利用していない方を図書館に呼び込むために、訪れた人に魅力を感じてもらえる蔵書を研究しているところです。あわせて職員のスキルアップ、育成も継続して進めてまいります。

以上でございます。

○議長 9番・勝又貞夫君。

○勝又貞夫君 1 図書館の蔵書構成について

私がいつも図書館の質問を繰り返すということで、我が会派の先輩議員の間では大変不評であります。図書館のことで市民は困っていないと。あるいは自分の図書館ではないのだからというような、そんなお話も承っていますが、私は自分の好みで図書館をつくってくれなどと思っはけません。また、この議場の中に自分の読みたい本がないからあんなことを言っているとか、専門書の類いが少ないからあんなことを言っていると、そう思っている人もいるかもしれません。でも実際、読みたい本は自分で買います。自分で買った本なら付箋をつけようがメモ書きを入れようが、蛍光ペンでラインを引こうが自由です。ページの端を折って分かりやすくするとか、いろいろなことを自分でやるわけですがけれども、借り物はそれができないのです。だから、大事だと思う本、そういうものは自分で買っています。

だから、ぶっちゃけ正直なところを申し上げますと、図書館を当てにしなくてもいいかと思うことさえありますが、どうしてもいいやと思ってしまえばおしまいだと。税金でやっている事業ですから、市民の税金でやっている図書館ですから、少しでもいいものにするべきだと、その一心で質問を重ねてきたのであります。悪気があってこんなことを申し上げているのではありません。そのことをよくご認識いただきたいと思います。

確かにあの大型図書館は評判もいいです。きれいな図書館で明るくて、訪問すると気持ちがいい、空調もいい、というようなそういう話は聞きます。聞きますが、私が実際メッセージを頂いたり、あるいは自分の耳で聞いたこと、これは実話ですが、全てここで話してみましよう。

地元から東京に移り住んで、向こうである議員がこう言っていた。南魚沼市を訪問して図書館を見てきた。きれいな立派な図書館であったが、それにしてもあれではもったいないという話を、わざわざ私にメッセージを送ってくれた人がありました。あとは、図書館があれではなという話。あるいは本を買うその買い方が素人っぽいとか、あるいは図書館にはがっかりするよねと言った人もいました。こんなことを言いたくないです。あとは、本がないよねと、今見てきたけれども本がないよね、と言った人もいました。私がそう言われて、あれほど本がありますからと言ったら、そういう意味ではない、いい本がないのだと。大事な本がないと言いながら、勝又君、君はどう思うと言われて、実は私もそう思っていますと、そう言うとお互いに苦笑いをしながらすれ違ったということもありました。以前もこの話はこの議場でしたことがありました。今申し上げたこと全て実話であります。

では、どのように改善すればいいかということですが、今教育長が答弁してくれたように、図書館のスタッフは能力の限りしっかり仕事をしてきているものと思います。しかしながら、必ずしも理想的な形になっているとは限らないということについて、多少述べさせていただきます。蔵書構成について話をしても聞いている人は分からないと思うのです。何のことを言っているのだと。ある程度具体的に話をしなければ分からないだろうと思いますから、多少お話してみましよう。

歴史の教科書に皆さんご存じのように、ハインリッヒ・シュリーマンという人が出てきます。この人の自伝で、古代への情熱という本が非常に有名な本であります。ヨーロッパ中世のイタリアのベネチアの商人だったマルコポーロという人が書いた東方見聞録、これも有名な本だと私は思います。あとはキリスト教の世界で使う聖書、これは言うに及びませんよね。今申し上げたこの3つの本は、我が図書館に、調べてもらったらないのです。歴史の教科書に載っているぐらいの本がなぜないのだと、不思議にさえ思います。

例えば、シュリーマンの話が出ましたから、考古学あるいは古代文明について、多少かじったことのある人であれば、フォン・デニケンあるいはグラハム・ハンコックあるいはゼカリア・シッチン、こういう人たちの本は知っている人はいると思います。大変有名な人たちで、何百万部も売れるベストセラーとなるような本を次々に書いた人たちですから、有名ですよね……

○議 長 勝又議員、質問に結んでいただきたいと思えます。

○勝又貞夫君 今、申し上げたデニケンの本もここにはない。ハンコックの本もここにはない。シッチンの本もない。十日町の図書館に行くと、今申し上げた本が全部あるのです。この違いは何なのだろうと。私は自分の好みで言っているのではないのです。当然あるだろうと思われるような類いの本がどうしてこんなにはないのだと。今申し上げました聖書も東方見聞録もシュリーマンの自伝も、魚沼市の図書館は我が図書館よりも半分の規模ですが、私は5日ほど行って確認しました。全部ありました。当然、置くべき本と思われるものが、なぜここにこれほどないかと。司書の皆さんが工夫改善に努めていながら、どうしてこんなにはないのだと私は不思議に思います。

それで、これは質問です。なぜ、こんな状態になるのか。私が不思議に思うことというか、不思議な状態があるにもかかわらず誰も不思議に思わない。そのこと自体がもう大変不思議です。どうしてみんなこれを不思議に思わないのだろうと。素朴な質問であります。一発目にこれにご答弁いただきましょう。

○議 長 教育長。

○教 育 長 1 図書館の蔵書構成について

勝又議員は大変博学な方で、いろいろな本をお読みで、またお探しであるということは頭が下がります。今のご質問ですけれども、なぜこんな本がないのか、なぜこんな状態なのかということについてお答えいたしますと……なかなかない本もございます。先ほど3つ例示をされていたもので私がお答えすれば、例えば、聖書はおっしゃるとおりそろったものはございません。新約聖書の四福音書はございますが、ほかのものはございませんでした。旧約聖書は創世記はございましたけれども、ほかのものはございませんでした。ないというふうにおっしゃったとおりです。そろってはいないです。

4つの福音書と旧約聖書の創世記につきましては、とても読まれるものでございますので、そこはございます。また、マルコポーロの件が教科書に出ているぐらい有名だということでもありますから、あえてお答えいたしますが、東方見聞録はございます。リファレンスのときに図書館員がないとお答えしたのかと思いますけれども、ございます。南魚沼市図書館ではなくて、塩沢公民館の図書室にございまして、大変ご不便をおかけしたことはおわびを申し上げます。シュリーマンにつきましては、私もその本は読んだことがございませんので、ないということでございますから、私もちょっと読んだことがございません。

お伝えしたいのは、このような状況と勝又議員がおっしゃっている状況が、ずっとこれまでの蔵書、今回の10年だけではなく六日町図書館の時代から含めて、蔵書が勝又議員のおっしゃる大事なものがないという状況があったのかもしれません。蔵書構成というものは、もう10年、20年、30年かけて作り上げていくものでありますので、ご指摘いただいた足りないものにつきましては、これまで蔵書の購入の部分で至らないところがあったのかもしれません。蔵書構成につきましてはこれから時間をかけて、改善を進めていくところでございます。それを最初の答弁でお話ししたところでございます。

以上です。

○議 長 一般質問の途中ですが、昼食のため休憩といたします。再開を13時15分といたします。

[午後0時01分]

○議 長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

[午後1時15分]

○議 長 9番・勝又貞夫君。

○勝又貞夫君 1 図書館の蔵書構成について

今、質問の流れの中で聖書の話が出ましたので、多少、私の知っている範囲で話してみた

だと思います。塩沢公民館の図書室に聖書があるということは、私は知っていました。かなり前から知っていました。1セットではなくて2セット、あるいはその類いの本も幾つかあるということを知っていました。東方見聞録も塩沢公民館の図書室にあることを知っていました。

日本一の図書館を目指す六日町駅前のあの大型図書館になぜそれがいないのかというお話です。例えば、宗教のコーナーにイスラム教のコーランもなければ、キリスト教の聖書もない、仏教聖典もない。世界三大宗教のそれぞれの聖典が、あれもない、これもないと。行ってみれば分かります。宗教のコーナーがあまりにも、言い方は悪いですけども軽視されていると、そういう目線で見ると人もいようかと思えます。

例えば聖書なら、歴史に最も影響力のあった、大きな影響を及ぼした書物と言われています。ヨーロッパ中世において十字軍、そして宗教裁判、魔女狩り。そして、ヨーロッパが2つに割れて殺し合いをやった、あの新教と旧教の宗教戦争。そして、スペインやポルトガルによって引き起こされた大航海時代の後に続いた植民地支配の時代に、宣教師たちが必ず持ち込んだのが聖書であります。これほど重要な本をなぜ置かないのかと思うわけです。

宗教が歴史に及ぼした影響のみならず、ちょっと考えてみれば分かります。宗教建築、宗教音楽、宗教絵画、宗教文学、果ては日常生活の習慣、行事、そして言いづらいますが政治の世界にすら宗教は影響を及ぼすものであります。だとすれば、今、中東、イスラエルであれだけの戦争をやっていますよね。ガザ地区がどうなるかと、毎日映像を見せられます。ではそれについて、中東について、宗教問題を少し調べてみようかと。行ってもないですから。あの宗教のコーナーは、私に言わせればお話にならない。そんなふうに思えます。言いづらいですね……

○議 長 勝又議員、質問に結んでください。

○勝又貞夫君 なぜ、聖書を置かないのかという質問につながるわけです。もう少し言わせてもらえば、20世紀最大の発見と言われるあの死海文書についての本がまず皆無。一般向けに書かれた本がたくさんあります。死海文書といったら世界中に研究者がいます。あと、20世紀最大の謎と言われた未確認飛行物体UFO、これについての本は、児童図書に1冊。あとどこかの本に一部書かれているみたいな本が1つあった、それだけです。20世紀最大の霊能者と言われた江戸川圭史についてこれはあるだろうと思ったら、検索しても出てこない。聞いてみれば、置いてありませんと、こんな類いです。

司書が10人もいて、吟味して毎年6,000冊も本を買っているわけですよね。それでポイントになりそうな本がどうしてこれほどないのだろうと、逆の意味で感動しているのです。この不思議な状態について、誰も不思議に思っていないということが、まさに不思議なのです。この不思議さについて、何か言うべきことがあったらお願いします。

○議 長 教育長。

○教 育 長 1 図書館の蔵書構成について

大変、具体的なご指摘をいただきましてありがとうございます。2つ大きくお話をしたい

と思います。まず、図書館の、今、具体的な本のお話がありましたので、ぜひ勝又議員にお願いですけれども、この本を読みたいと、この本が欲しい、ぜひ置いてほしいということでございましたら、リクエストをしてください。そうしますと、リクエストいただいたもので、以前、勝又議員からもお話があったように、相互貸借がすぐ可能なものは相互貸借ですぐ取り寄せます。また、相互貸借で人気があってなかなかこちらに届かないものについては、予約待ちが長くなってしまいますので、こちらで購入するかそういう対応もしております。

ぜひ、具体的な本の要望がございましたら、リクエストをしていただきたいと思います。そうしますと、司書が複数名、5人から7人でその図書を蔵書として購入するか、あるいは相互貸借するかということについては検討を続けますので、ぜひお願いいたします。

もう一点は、今の公立の図書館は、非常にネットワークでつながっています。全国的には国立国会図書館でありますけれども、県内でいえば県立図書館を中心にネットワークで全ての図書館がつながっていて、この図書館になれば、ではどこにあるのかということで、すぐにお互いにある物、ない物を相互に利用できるようにしています。そうしますと、例えば南魚沼市に20万冊あったとしましても、ほかの自治体の公立図書館を合わせると、もう何百万冊という蔵書がネットワークの中で利用できるのです。それが今、新しい蔵書のイメージとして、一つの例として、今、そのような大きな蔵書構成をネットワークの中でつくっていくということについてもご理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○議 長 9番・勝又貞夫君。

○勝又貞夫君 1 図書館の蔵書構成について

今、教育長の答弁にありましたように、全国の図書館がネットワークでつながっているようであります。私もこの地元の図書館からいろいろ本を、よその図書館から引っ張ってきてもらったことがあります。相互貸借といわれるやり方ですよね。三条から持ってきましたとか、新潟県立図書館から持ってきました、群馬の高崎から持ってきましたと、そういう話を聞いたことがあります。大変便利な話だと私はそのように思います。

それにしても年間6,000冊購入しているわけですから、ポイントになりそうな本ぐらいは、自分の手元に置いておくのが当たり前だろうと思うわけです。なくてもいいかと思うような本を大量に買い込む。ポイント、ポイント、そのコーナーごとにこれは大事な本なのだけれどもというようなものが、あれもない、これもない。あのコーナーのそこにもあれがないみたいな、そういう図書館であってはならないわけです。

文庫本に、ある作家の本が350冊ほどあるというふうに、ある市民から言われました。本当にそんなにあるのかと思って、行って聞いてみたら、2回数えました。404冊あったのであります。それが悪いと言うつもりはありません。こういう類いの話はちょっと比較してみるといいかと思うのですけれども、例えばフランス文学のコーナーにざっと360冊ほど本があります。世界文学の中で名の通った作家の物がどれぐらいあるかと、行って見てみると驚くのです。

例えばフランス文学なら、モーパッサンとかスタンダールとかヴィクトル・ユーゴーとかアンドレ・ジイド、アナトール・フランスとかロマン・ロランとかヴォルテールとかボードレーールとかサルトル、アルベール・カミュ、フローベール、そういう人たちのものが並んでいるだろうと思うわけです。行ってみたら、バルザックのものが三、四冊、ポーヴォワールものが1冊、アナトール・フランスのものが1冊、アルベール・カミュのものが3冊だったか4冊。そうすると、世界文学の中で評価が定まっている有名な作家の本は、わずか10冊ぐらいしかない。本が360冊あって、名の通っている人の作品は僅か10冊ですかと。

私はそんな全て、その有名な作家のもので埋め尽くすべきだと言っているのではないのです。せめて2割ぐらいあれば、私はうなずくだらうと思う。だけれども、360冊対10冊では、36分の1ですよ。これでいいのかと。バランスよく——実はこの資料収集方針は、広く公平かつ幅広く収集する。図書館員の個人的な関心や好みによって選択してはならないと、そのようにあります。

そういうところを一つ一つ見ると、異様に思うのです。どうしてこれほどあるところにはどっさりある。あるべきものがなぜこんなにないのだ。これはドイツ文学のコーナーを見てもそうです。イギリス文学のコーナーを見てもそうです……（何事か叫ぶ者あり）そういうこの現実に対して、教育長はどのようにお考えでしょうか。

○議 長 教育長。

○教 育 長 1 図書館の蔵書構成について

図書館の歴史は蔵書に表れます。六日町図書館からの歴史が今、南魚沼市図書館の蔵書に表れています。もちろん、南魚沼市図書館になってからの10年間で新しい部分でございませけれども、六日町図書館から南魚沼市図書館という歴史の積み重ねが蔵書に表れています。勝又議員のおっしゃるように、あるべき本がなかったとしたら、これまでそれを購入していなかったのだと思います。あるいはもう傷んで廃棄した部分もあるかもしれません。これから蔵書構成を勝又議員がおっしゃるようにはバランスよくしていくためには時間がかかります。これは最初の答弁のときにお話したとおり、時間がかかります。

もう一つ、今購入している本が、なぜそういうものを買わないかということになると思いますけれども、今購入している本の多くは新刊本であり、今、市民の皆さんが読みたいと思っている本が優先されています。ですから、あるべき本というふうにおっしゃった幾つかの例示については、優先順位はあまり高くないのです。ですので、なかなかそこをご希望のようにそろえることが難しいのです。なおさら時間がかかります。

時間がかかったとって、望むようになるかは分かりません。だけれども本当に今、市民の皆さんが読みたいもの、そしていっぱい読まれている本は、勝又議員がおっしゃる分野ではあまりなくて、ほかのニーズがあるのです。市民の皆さんから一人でも多く読んでほしい、利用してほしいと思っているのです。ですから、今、市民の皆さんのご希望のもの、それから評判のもの、新しく今話題になっている本が優先されていますので、そこはご理解をいただきたいと思います。時間をかけてそういうものまでそろえられればよいと思いますが、そ

こには時間が必要です。

以上でございます。よろしくお願いします。

○議 長 9番・勝又貞夫君。

○勝又貞夫君 1 図書館の蔵書構成について

大変慎重なる答弁をいただきました。時間がかかるというお話ですけれども、今私が申し上げたようなことに十分配慮していただきたい。そうすれば、多少なりとも蔵書構成の改善のスピードも速まるだろうと、私はそのように思います。では、この点についてお尋ねします。

○議 長 教育長。

○教育長 1 図書館の蔵書構成について

蔵書で勝又議員が考えていらっしゃるあるべき本、あるいは市民にぜひ読んでおいてほしい本が、リクエストとして多くお寄せいただければ、そこは検討が進むと思います。やはり市民の声がどのようになるところになるかということが、選書するときには重要になりますので、ぜひ多くの市民の皆様からのご要望がある本がよいかと思います。

先ほど幾つか例示された本があるのですけれども、なかなかそういう面でのご要望が今までなかったというふうに私は思います。その辺、ぜひこれが必要だということは、大勢の市民の方からご要望があれば優先して購入が進むと思いますので、どうぞよろしく周知していただければと思います。お願いいたします。

○議 長 9番・勝又貞夫君。

○勝又貞夫君 1 図書館の蔵書構成について

大変前向きな答弁をいただいたと思います。では、(2)番、選書に問題があるとすれば、その手順を見直すべきではないかという質問であります……答えていただきましたね。それで、選書そのものについて、結局は蔵書構成に影響をするわけですから、もろにということです。それで、司書の皆さんが集まって検討して拾い出すのだと思いますけれども、以前、聞いたことがあったのです。購入伺いを上げて、この類の本はいっぱいあるから駄目だとか、少し待てとか言われたことはありますかと聞いたら、購入伺いを上げると、上でもって待ったがかかったことはないということは、上へあげても意味がないわけです。全て判こがみんな、パンパンとつかれて返ってくる。そこのところが盲点だろうと私はと思いますが、この点についてどうでしょうか。

○議 長 教育長。

○教育長 1 図書館の蔵書構成について

それは、私が考えるに選書がバランスよくなされていて、決裁する立場としてはこれでよしという内容であったかというふうに思います。選書を頑張っていたという結果であると思います。

以上です。

○議 長 9番・勝又貞夫君。

○勝又貞夫君 1 図書館の蔵書構成について

少し関連の質問になりますが、資料収集方針というものがあります。これが国の図書館法とは整合性が取れていない部分があるというお話をしたことがあります。資料収集方針については3回、私は議場で一般質問で言及してまいりました。県の図書館条例や南魚沼市の図書館条例も国に準じているわけですから、我が市の図書館の資料収集方針そのものに行が1行足りない。というのは、収集すべきものという欄の中に、行政資料と明記されていないのです。よその図書館の資料収集方針にはあるわけですから、そこを直すべきだという話を私はしたことがあります。行政資料の関係の質問ですけれども、これは含めて蔵書構成に関わるものと考えていただきたいと思います。

教育長、2年以上もこれが放置されている、そのことについてなぜ直さないのか。私は既に2年3か月前にこれを直したほうが良いと議場で申し上げた記憶があります。お願いします。

○議 長 教育長。

○教育長 1 図書館の蔵書構成について

勝又議員から、この議場におきまして行政資料についてはしっかりと収集するようにご提言をいただき、また大切なご意見をいただいたと承ったところでございます。大変遅れておりますが、行政資料につきましては着実に、というふうに私が答えていたかと思いますが、増えています。勝又議員からするともっと幅広くというふうな思いがおりかと思っておりますけれども、行政資料については図書館の担当者はそろえていると考えております。まだこれが歩みの途中でありますので、これからもずっと収集が続くところであります。大事にしてまいりたいと思います。

以上です。

○議 長 9番・勝又貞夫君。

○勝又貞夫君 1 図書館の蔵書構成について

行政資料はだんだん増えてきていると。ここ一、二年の間、そういう意味では改善が見られていると思いますが、今私が聞いたのは、図書館の資料収集方針に1行欠けている大事な部分がある、それをなぜ直さないのかと。2年間も放置し続けているのかと。この文章は、私はよくないと思います。なぜ直さないのかという、もう2年も前に指摘されたことがまだ直っていない。この程度の仕事をしていると、いろいろ言われることになりますから、早く直したほうが良いと思いますが、いかがですか。

○議 長 教育長。

○教育長 1 図書館の蔵書構成について

ありがとうございました。資料別収集方針の図書のところに行行政資料を加えることにつきましては、議員がおっしゃるとおりでございます。加えて明示して、しっかりと収集するように進めたいと存じます。

以上です。

○議 長 9 番・勝又貞夫君。

○勝又貞夫君 2 水道事業について

では、図書館については終了として、大項目の 2 番目、水道事業についてお尋ねします。水道水は市民の生活にとって最も重要なライフラインの一つであります。水道事業は市民が直接、口に入れる水を給水する事業で、市民の命に関わる事業でもあります。この市民生活に密着した水道事業についてお尋ねします。

(1) 令和 5 年 6 月 5 日に起きた飲用水としての使用停止の再発防止対策として、実際にどのようなことを行ったかお尋ねします。

○議 長 市長。

○市 長 2 水道事業について

それでは、勝又議員の 2 つ目の大項目、水道事業についてお答えしてまいります。まず 1 点、(1) 番の 6 月 5 日、大変な事案でありました。事故といいますか、事件化したと。大変なことでありましたが、このことについてお尋ねでありますので、その後の防止策としてどのようなことが行われているかということでもあります。

6 月 5 日の畔地浄水場におけるウグイ——当地域でハヨのへい死の原因が、水質監視用の水槽——これはこのことによって大分名前が通った、皆知られるところになったと思いますが、バイオアッセイの水を送っているポンプ手前の管に草というか木というか、そういったものが詰まりまして、接ぎ手部の材の緩みから空気が流入をした。送水ポンプの圧縮作用でこの空気が水中に過剰に溶解込み、いわゆるバイオアッセイをやっている水槽の中の水に過剰に溶解込みまして発生した窒素ガスの原因によって、ウグイが窒息死をしたということで、我々は断定をしているところです。

この事故に対して、次のような再発防止の対策を行っています。まず 1 つ目は、ウグイの監視用の水槽に空気が過剰に溶解込んだ場合に、空気が抜けやすいように水槽を 2 槽式に改善を行った。また、飼っている魚はウグイに加えまして、金魚も現在、飼育をしているという状況です。

2 つ目が、万が一この浄水場に流入した原水に異常が発生すれば、その間、取水や運転の停止をしなければなりません。いかに早く原水の水質異常を感知できるかが、浄水場の運転停止を避ける重要なポイントになるということです。そこでですが、浄水場の 1.5 キロメートル上流には、原水を取水している三国川頭首工があります。ここで取水した原水は、用水路を経由して約 30 分後に浄水場に流入してくるという形です。この頭首工でいち早く異常を確認できれば、浄水場への流入回避を行う猶予もできるということから、水質監視施設の新設の検討を、現在進めています。これはこれからです。

3 つ目が、今回の事故から得た教訓としてですが、大和地域における非常用水源の整備が急務であると考えているところです。以前、大和地域で使用していた水道水源の調査に現在、着手しています。この水源は、水尾地区内にある井戸水ですが、昭和 57 年に掘られた深さが 50 メートルの井戸で、水量や水質など水道水としての適性を再び確認することとしていると

ころです。

このほか、最後にいたしますが、外部に委託をしている水質検査の時間が非常にかかったということがありました。異常発生時に即応できる体制整備は非常に大変な課題だと認識をして今取り組んで、瞬時に計測できる水質計測機器の購入、そして水質検査委託業者との緊急対応など——全てできるわけではないということだと思いますので——日常の水質監視の強化に努めておりますし、今後も畔地浄水場の長時間に及ぶ運転停止の回避はきちんとやらなければいけないということで、必要な改善を順次図っていくということです。

以上です。

○議 長 9番・勝又貞夫君。

○勝又貞夫君 2 水道事業について

この質問は6月のあの出来事の後、行政が具体的にどのように動いているかということ、市民とともに情報共有したいという思いで行った質問であります。私そのものは、大体のことは知っていても、こうやって音声と映像で市民が見てくれれば、また音声を聞いてくれれば、また理解も深まるかとそんな思いでこの質問をしました。

では、次に進むこととします。検査用の水を流すためのポンプ手前の配管が、ごみで詰まったことが原因の一つだとされていますが、水を圧送するポンプの手前の配管の一部を透明なパイプにして、管内の状態を目視確認できるようにするという考え方はありませんか。

○議 長 市長。

○市 長 2 水道事業について

端的に言って、あります。お話のとおりです。この詰まった管ですが、先ほど言った草とか木が——ごみと言われるとちょっと語弊があります。自然物だと私は思っておりますが、この詰まった管が畔地浄水場の供用開始から今までずっと三十数年間使用を続けてきたものなので、今までと同じ銅製の管に交換修繕を行ったところですが、当然です、すぐさまやっただけですから。今ほどのお話は、思っているのは多分、その後の話ですから。これは現場として当然だったと思います。

質問のとおり、透明な管であれば、目視で水の流れが例えば止まっているとか、今回それだったわけです。なので、管の閉塞、詰まった状況をいち早く気づく有効な変更になると思うので、今後、透明なパイプの採用、点検そういう形を取っていくかどうかを、前向きに今検討を始めているということでもあります。

以上です。

○議 長 9番・勝又貞夫君。

○勝又貞夫君 2 水道事業について

市長より大変、前向きな答弁をいただいたと思います。そんなわけでこれ以上、聞く必要がないという思いで、3つ目の質問に移りたいと思います。

3つ目であります。ウグイが死んだことと、市民への飲料水としての使用停止の間に、拡大解釈があったのではないかという市民の声もあります。ウグイの生死だけの判断で適切と

考えているかどうかお尋ねします。

○議 長 市長。

○市 長 2 水道事業について

浄水場へ取水した原水によって、飼育をしていたハヨ——ウグイがへい死した事象は、水道法に定める人の健康を害する恐れがある水に該当するものと、そのとき判断をした。これはまずそこを判断しなければ、バイオアッセイを置いておく必要もないわけです。これだけに頼ってはいないのです。まずはそこが最初のポイントです。上九一色村のときのあれはオウムだったですかね、鳥を持ち込んだときは、有害物質がもしかしてまかれるかもしれない。そういう最初の初歩なのです。これと同じようなところがあるわけです。安全性が確認をされるまで、浄水場の運転を停止する緊急の対応を実施した。

最優先は、何とんでもなく取水した原水が、まず1点は、農薬や薬品、例えば毒物とかそういったものに汚染されていないかどうか。2つ目が、水道法の基準となっている水質基準に適合しているかどうかの確認で、専門機関による分析結果からの水質の安全性を判断しなければならぬわけです。まず1点目はウグイのへい死、例えば異常が起きた、それが分かった。それと次は、直ちに水質の検査を行う。これは至極当然のことです。だから1つではないです。

○議 長 9番・勝又貞夫君。

○勝又貞夫君 2 水道事業について

6月のあの出来事の後、いろいろ私もよその自治体について調べてみました。魚沼市では何か所かの水道の給水システムの違いといいますか、合併前のそういう区分けみたいなのがあって、そういう中で動いているということで、魚を飼っていないというお話でありました。湯沢町にも聞いてみましたが、やはり魚で水の様子を見るといいますか、水の状態を魚の様子で見るといようなことはしていない。十日町市にも聞いてみたのですが、浄水場はありますが魚は飼っていないというお話を聞きました。そうすると、法的には魚を飼って様子を見るということは、必要条件でもなければ十分条件でもないということなのだろうと思います。

長岡、小千谷そして上越と実は水道課に聞いてもらったのですが、ハヨではなくて金魚、メダカそれからフナ、錦鯉等々で水の状態の様子を見ているというところもあるようであります。

今後、市長の答弁があったように、金魚も併せて飼って様子を見ているというお話でしたが、複数の選択肢をもって判断をするということに私は賛成です。ウグイが果たして適切かどうかその辺も併せて、今後、多少なりともこの点についても検討するべきだろうと思います。というのは、なぜこんなことを聞くかといいますと、浄水場に本管から入ってきた水でウグイを飼えば死ななかつたはずですよ。検査用のパイプを通してきて、ある条件が加わったことによって死んだわけですから、その辺のことについてももう少し様々な検討、判断が必要ではないかとそのように思うのですが、今後のことについて答えられる範囲でご

答弁をお願いします。

○議 長 市長。

○市 長 2 水道事業について

今後のことというふうに限定的にお話なので、しっかり聞いているつもりですけども、先ほど申し上げたとおりです。1.5キロメートル先の部分のところにも、今そういう施設を、要するに施設内だけではなくて、もともと原水の水質についてやっている、設備に対する不備でこういうことになるということは、想定外だったからということはい訳になるのですけれども、今回まで30数年間、そういうことはしてなかったわけです。原水の水質の問題を一番気にしているからこそ、やっていたことだということは、理解していただかないと、後では何でも言えるのです。もともとはやはり水質のことでやっているわけです。だから、最初の原水の同じもので比べられるということで、これから対応して、検討し、至急それやっていますよということは、今日だけではなくて前にも、もうお話をしていますが、そういうことがこれからのことではないでしょうか、と先ほども申し上げました。

〔以上で、終わります〕と叫ぶ者あり〕

○議 長 以上で、勝又貞夫君の一般質問を終わります。

○議 長 質問順位15番、議席番号4番・目黒哲也君。

○目黒哲也君 傍聴の皆様、議場に足を運んでいただきましてありがとうございます。

それでは通告に従いまして、このたびは大項目2点、1点目は今後の下水道事業について。2点目は地球温暖化対策実行計画（区域施策編）について、2点を質問させていただきます。

1 今後の下水道事業について

壇上からは大項目1点目、今後の下水道事業についてでございます。小項目1番目は、今後の下水道管路施設等の老朽化と人口減少を見据えた下水道事業経営戦略の見直しについてでございます。

南魚沼市の汚水処理はおおむね面整備が完了し、老朽化する施設の更新事業がこれからの課題となってきます。特に中山間地域においては住宅の密度もまばらで、管路延長が長い割に、汚水処理人口が少ないことから、非常に不経済な状態になっております。下水道管路の一部の浄化槽区域を除き、農業集落排水事業での整備を中心に、中山間地域に相当の距離で敷設されております。管路整備の着手は昭和60年頃からであったため、40年近い年月がたっていることから、今後の下水道管の入替を考えれば、1件当たりに係る管路の整備費は莫大なものになると思われま。

そこで、今後は特に中山間地域を中心とした人口減少問題を考えると、老朽化した管路施設の更新は行わずに、個別の浄化槽を整備することで、その事業費を格段に縮小することができると考えます。現在の下水道経営戦略では、現存の管路の更新が計画されておりますが、特に中山間地域における浄化槽への切替えを中心に計画を変更する考えはないかを伺います。

小項目2番目は、公設浄化槽の個別浄化槽への転換で、下水道事業の経営改善についてで

ございます。南魚沼市の浄化槽は、南魚沼市が設置し管理している市設置型浄化槽と、個人が設置し、一定条件を満たしたものを市が引き取り、管理をしている個人設置市管理型浄化槽、そして個人が設置し、個人が管理している浄化槽の3種のタイプがございます。市の管理をする浄化槽の使用料は下水道使用料と同じく、水道の使用水量に基づき算定されております。そのため1件当たりの管理費用は下水道施設の管理費用よりも割高なことから、下水道にも増して採算の取れない状況であると推察できます。また、浄化槽の曝気に係るブロワーの電気料金も使用料から控除していることから、このことも財政面でマイナスの要因になっております。

他県の例ではございますが、愛媛県伊予市においては、市で設置した浄化槽で設置後10年を経過したものについては、個人管理にするということが令和2年度より施行されております。また、それに合わせて浄化槽区域において、市で設置する浄化槽の制度を廃止し、個人設置の浄化槽に補助金を充てる制度に変更しました。

そこで、当市においても個人設置の浄化槽が、一方で市の管理になり、また一方で個人管理のままであるなど、不公平感も存在していることから、伊予市における例のように、今後は市管理の浄化槽で、設置から10年以上経過したものについては、個人管理とするように制度改正をする方向で検討できないかを伺います。

壇上からは以上となります。

○議 長 目黒哲也君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長。

○市 長 1 今後の下水道事業について

それでは、目黒議員のご質問に答えてまいります。まず、今後の下水道事業についてということで、初めに2点、お答えしたいと思っております。まずは、この老朽化した管路施設の更新は行わずに、個別の浄化槽を整備することで事業費の縮小が図られるということで、中山間地域においてはこの切替えを中心に計画を変更してはどうだということでもあります。

お答えしますと、全国的な動向として、今ほどいろいろなお話がありましたが、人口減少の進行、また公営企業会計への導入を受け、農業集落排水など、管路による集合処理方式の整備計画を、合併処理浄化槽による個別処理方式に変更する事例というのが、事業継続の方法論として近年、ここに来て盛んに紹介され始めています。

今年度、青森県では第5次汚水処理施設整備構想によって、約9%の区域を集合処理から個別処理に変更しているということでもあります。下水道事業を使用料の収益による独立採算で経営するためには、処理区域1ヘクタール当たりの人口密度が40人以上必要——これは前にもここで話したことがあります。1ヘクタールで40人ぐらい必要ですと言われておりますが、南魚沼市ではどうかといえば、今、約19人、半数以下であります。これは下水道事業が、我々の地域の経済対策となる公共事業として、非常に有効であったと言うと語弊があるでしょうか。そういうことに進んでいこうというこの流れ。そして水洗化トイレの早期普及、これもあったと思います。やはり時代的な背景がある。

河川環境の水質の改善は、我々が子供の頃、川でまだ遊ぶ頃よりも今は水がきれいになっているのではないのでしょうか。前にも牧野議員だったか、そういうことを言われたことを覚えています、私もそう思います。海のこともそうですよね。そういう様々な時代背景がある中、時代的課題がある中で、そういう名のもとに進められてきた結果であるとも考えています。その時代のことを今から振り返って、あのときは何でこんなことをしたのだとか、違うやり方があったのではないかと今言ってもしょうがないわけではありますが、こういう流れの中でいろいろ切り替わってきている。

事業経営上、不採算となるこの中山間地域において——当然だと思います。そして非常に距離が長い。都市部とは全く違っております。老朽化に伴う管路施設の更新計画の際には、単純な更新を行うのではなくて、浄化槽による個別処理方式への転換を併せて検討していくということを私は進めなければならないと思っています。今はそうではないのでしょうか。

ただその時期です。下水道の管路施設の耐用年数というのが50年となっているということであり、老朽化更新事業の補助採択要件というのでも、耐用年数超えとなっているということがポイントとなる。現在南魚沼市内で一番古い農業集落排水の管路というのが、設置から35年経過しています。法定耐用年数まであと15年となっています。実質の耐用年数を、しかしながら実際的には80年ぐらい——こういうことを言っているのか分かりませんが——とすれば、かなり先の検討案件となるのではなかろうか。ただし、電気機械設備に特化をして——これは管路です。電気のほうの設備でいうと、耐用年数というのが15年というふうに短くなるということでもありますので、時間軸は今言ったものよりもずっと早まる。

これまで進めてきた農業集落排水の県流域下水道への統合のことですが、施設の電気機械設備の更新は行わずに、県の流域下水道管に接続したほうが有利という判断をして、事業転換をこれまで南魚沼市は図ってきたということになります。この辺が全部話がまとまっています。令和4年度に統合の第一段階が完了しまして、第二段階として大和クリーンセンターの県流域下水道への統合を令和13年度を目標として現在進めてまいるということになります。

将来的に市の管理として残る処理場というのが、五箇の処理場。大和の一番魚沼寄りのところ、五箇の処理場。そして栃窪の処理場の2か所となります。2つの処理場とも新年度、令和6年度に、今後の更新計画の方針を検討するための業務委託を現在予定しています。その中で処理場の単純更新、また2つ目として、管路による接続の統合、3つ目として大型浄化槽への転換、4つ目として浄化槽による個別処理方式への転換など、経済比較に加えて、事業経営の面からもまずはこの2つの地区で集合処理から個別処理への転換の可能性について検討していきたいと考えております。

2つ目のご質問にお答えします。市の浄化槽は先ほどいったような市設置型、また個人設置で市の管理型、もう一つは個人設置型の3種類のタイプがあると議員のお話がありました。ただ、この個人設置の浄化槽は、市の管理と個人管理の2つがあって、不公平感があると。10年以上経過しているものについては、先ほど事例がありました愛媛県伊予市のように、個

人管理とするように制度設計をする考えはないかということです。合併処理浄化槽の設置方式には議員のお話のとおり、市が設置。これは工事費の3分の1が国から補助金がある。使用者から利用料金を徴収して市が維持管理をする、これが市町村設置型。2つ目が、個人が設置する浄化槽に市町村が一定額を助成して——助成額の3分の1は国からの補助金です。こういうふうにする個人設置型があります。

国は適正な維持管理の観点から、市町村設置型を推奨していますが、全国的には個人設置型が9割以上ということです。南魚沼市においては、合併前の旧六日町時代に農業集落排水事業で整備を計画していた城内地区、そして五十沢地区の一部において、できるだけ早期に汚水処理を開始できるようにということで、市町村設置型で整備するこの浄化槽促進区域に変更して、大分前になりましたが、平成12年度から事業に着手し整備を進めてきたということです。事業変更による影響がないように使用者負担の公平性というのがありますので、使用料は同一体系とした。市に合併後も基本的事項として継続しているということでもあります。

個人設置の合併処理浄化槽については、浄化槽条例第14条に一定の基準に当てはまるものは寄附を受けることができるというふうに規定されていまして、平成24年度に寄附採納に係る細かな基準を整理したところでした。整理をした後の翌年、平成25年度に当時の浄化槽促進区域内の対象者70人の方に、寄附の意向の調査を行って、そしてこれまでに34基の寄附を受けているということでもあります。対象となり得るその浄化槽は設置から15年以内ですが、その浄化槽も年数の経過とともに、現状に即していなくなってきたということから、基準の見直しが必要なものと今、認識しているところです。

最後になりますが、議員の提案される、市設置型の浄化槽で10年以上経過したものを、個人へ無償譲渡する方式——先ほどの伊予市の例、こういったことが先進的な事例紹介として現在取り上げられ始めていまして、今後その傾向が大変強まってくるものというふうに予想しています。下水道事業側にはいい点もありますが、個人管理になると現状の使用料金よりも維持管理費が高くなるという場合もあって、特に六日町地域では農業集落排水事業より高い個人負担にならないようにする方針で進められた浄化槽事業であったと、先ほど言ったとおりだから、利用者から理解を得ることが大変慎重にならざるを得ない。懸念されているところです。今後、下水道事業の経営戦略の見直し、また使用料の見直しを検討する際に、浄化槽区域の課題として検討していきたいと考えています。

先ほどどなたかの一般質問でオーストリアに行ってきた話をしましたが、もう一点、非常に前から興味があって、何で3,000メートルのところを全部水洗トイレになっているか、その後どうなっているかというのは、若い時分からずっと見てきたのですけれども、やはりこの個別式の浄化槽しかあり得ないわけです。日本の、全部面でやっているそのやり方と、少し、いささかどうかと若い頃から考えてきたことですが、いよいよこういう問題が、人口減の問題等々と相まって、やはり議論しなければいけない時を迎え始めているというふうに考えています。

○議 長 4番・目黒哲也君。

○目黒哲也君 1 今後の下水道事業について

今ほど市長のほうの答弁の中でありましたけれども、私もちょうど青森県の第5次構想の見直しというところのニュースを見まして、我が市においても検討が必要だということを感じたところでございます。青森県ですと、下水道の事業区域 3,526 ヘクタールで、集落排水事業区域 39 ヘクタール、合わせて 3,565 ヘクタールを個別処理に大幅に転換したという事例でございます。その背景ですが、背景が少し心配だったのですが、その背景に2つの市と2つの町が、財政の逼迫から下水道事業をストップして、事業を取りやめるなどの事例が出てきた。それで早急に第5次構想を見直して、今ほど言ったとおりの整備が進んだというところではあります。

それほど南魚沼市は、先ほど言ったとおりまだ一番古くて35年というところから、それほどではないのですが、先を見据えると非常に心配になってくる事例だと思うのです。耐用年数が50年、あるいは法定耐用年数が80年ということですが、現在30数年たっている中で、下水道の不明水というのが課題になっているのですけれども、管が原因による不明水というのは、現在あるのかどうか伺いたいのです。

○議 長 市長。

○市 長 1 今後の下水道事業について

私が答弁して間違っていたら担当の部のほうから訂正を含めて補足してもらいたいと思いますが、圧倒的にマンホール蓋のほうからだと思います。管のほうというのは、でもゼロではないのか……このことにつきましては上下水道部のほうから少し答えてもらうことにします。圧倒的に蓋だと思います。

○議 長 上下水道部長。

○上下水道部長 1 今後の下水道事業について

不明水の件でありますけれども、市長のほうで触れられましたように、まずは蓋からの流入が多いということです。特に冬のシーズンです。この辺は消雪パイプが出ますので、その冬期間消雪パイプの水によって、ふだん晴れている日の約2倍程度はその蓋からと受枠の部分、舗装からしみ込んで、舗装にクラックが入っていて、そこからしみ込んだ流入水が不明水。冬期の消雪パイプによる不明水、侵入水というふうに把握をしております。

以上です。

○議 長 4番・目黒哲也君。

○目黒哲也君 1 今後の下水道事業について

それであれば安心をいたしました。中山間地のある地域、大体世帯数が20戸で、管路延長が約1,100メートルという地域を一つ取り上げて、どのくらい違うのかということで、まず専門家の人に管路の入替えと浄化槽を20基入れた場合の比較、概算の見積りということで調査したところ、世帯数20戸、管路延長1,100メートルの地域ですと、管路の入替えをすると大体1億3,000万円ぐらい。個別浄化槽の設置になりますと20戸で3,000万円ぐらいということで、そういう意味では非常に経済性が高いということを感じておりますし、青森県の例もご

ざいますが、徐々に経済性とか処理性能に優れた浄化槽が選択され始めた状況、見直されている状況になってきているのです。

そういうものも含めて先ほど答弁にありましたが、やはり今後下水道の事業計画の中で、浄化槽の変更というのも早急に検討に入れたほうがいいかと思うのですが、市長の見解はいかがでしょう。

○議 長 市長。

○市 長 1 今後の下水道事業について

先ほど答弁したとおりですけれども、やはり検討を開始していくとか、準備をしていくということが将来絶対必要ではなかろうかと私は思っていますし、都市部でここにみんな均等に住んでいるような地区、町や市だったらいいのですが、今ほど言った中山間地の話とかも様々あるわけです。例えば山の上もあります。そういうことを考えたときに、やはりいろいろフレキシブルな対応というとか何か逃げている言葉になるかもしれませんが、そういうことの観点も含めてやはり検討が今以上に進めるべきではないかというふうに思っています。これについても上下水道部のほうから少し答えてもらうことにします。

○議 長 上下水道部長。

○上下水道部長 1 今後の下水道事業について

見直しの時期になりますけれども、うちの市については、管路整備を既にしてきたわけです。それで99%ほどの水洗化になっているという中で、当然今後管路を更新するとか、施設を更新するとか、処理場を更新するとかというタイミングが必ずあります。その時点で見直しをかけるのが一番ではないか。今はまだ管路も施設も、電気機械は除いて、比較的新しいですので、当時投資した施設を使い切る。使い切って更新の段階で考えるというタイミングだと考えております。

以上です。

○議 長 4番・目黒哲也君。

○目黒哲也君 1 今後の下水道事業について

それでは、小項目2番目に移らせていただきます。市で管理しているものと、個人で管理しているものというところで、市の管理しているほうですと、令和4年度の決算で、浄化槽事業対策費として大体5,000万円程度かかっております。その中で市の管理している浄化槽、そして個人の管理している浄化槽の中で、その不公平感を感じるというのは、私は少し聞いたのですが、市としてどのように声を聞いているかというところは、聞いていたらお願いしたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 1 今後の下水道事業について

私はいろいろな意見を聞いているつもりですけれども、この点についてはあまり私のところに直接は、自分としては聞こえてこないというところがあるので、これについてもやはり上下水道部のほうから、現場はどういうふうに言われているかということで発言させたいと

思います。

○議 長 下水道課長。

○下水道課長 1 今後の下水道事業について

今ほどの目黒議員のご質問ですが、そもそもその浄化槽というのが、非常に維持管理費がかかります。単純に今うちが本当に使用料が、維持管理費にどれくらいかということになると、半分にも満たないような状況になっています。したがって、基本的に個人設置になると、恐らく個人の負担が増えます。よく料金で少ない人が多いとか、不公平だという話を聞きますが、浄化槽はまさしくそうで、もう人槽が決まっているので、たとえ一人、二人の住まいでも、最低5人槽という形になります。そうするともう年間7万円とかそのぐらいかかると、まずはそういったことがあります。

したがって、恐らく今なかなか個人で持っていて、管理費が高いということで不公平に感じている方がいらっしゃるかというふうに思います。この平成24年、実は私がそのときにいて進めた事業ですけれども、寄附をするに当たりまして、そのとき浄化槽エリアの全対象者70人ぐらいだったのですけれども案内をして、寄附もできますということで案内しました。そのとき半分ぐらいの方が寄附をしたいということで、その後先ほど市長が言ったような三十数名が寄附したのです。

そのときに15年というふうに決めたのは、耐用年数の関係とか、あるいは実際それを超える浄化槽がなかったということでしたのですけれども、今になってみるとほとんどもう15年を超えているので、今の内規からは寄附が受けられないような形になっています。先ほど市長が言ったとおり時間も過ぎているので、またその辺の基準も見直して、なかなか難しい面もあるのですが、そういった対象者にまたアンケートとかで聞くのも必要かというふうに考えております。

以上です。

○議 長 4番・目黒哲也君。

○目黒哲也君 1 今後の下水道事業について

先ほどから維持費、使用料という個人負担が多くなるということですが、そういった維持費がどのくらい上がるか、比較したデータがもしあれば教えていただきたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 1 今後の下水道事業について

私も個人的には個人の浄化槽設備を持っておりまして、実感として大変なお金が毎年かかっています。これはでも数字とか私はちょっと、そういった今議員のお話のことは分かりかねるので、これにつきましても答えられる範囲で、全部表に……答えられるところで上下水道部のほうから答弁させますのでお願いします。

○議 長 上下水道部長。

○上下水道部長 1 今後の下水道事業について

大きな概要的に話をしますと、下水道料金も比較的県内で高い部類ですけれども、公営企

業になってから原価、費用等を計算しますと、やはり原価割れしている状況です。その使用料と維持管理費は大きく2倍程度違うと。維持管理費のほうが2倍ほど高いと、単純計算ですとそういう格好になっております。

以上です。

○議 長 4番・目黒哲也君。

○目黒哲也君 1 今後の下水道事業について

個人負担という、個人で浄化槽を管理している方、そのご自身で維持費、使用料も払っている。また、市の管理しているところは市のほうで事業費をつぎ込んでいるというところがございませう。それは大きいのは――なぜそう考えたかという、やはり人口減少によって今までは、先ほど言った5人槽が最低になってくるのですが、そういった5人槽の中でも一人暮らしだとか、中山間地域で一人暮らしとか、2人暮らしみたいな方が多くなってきて、逆にそういった部分の負担が大きくなっているのではないかと。これは今度は個人で管理することによって、例えば業者さん等々の交渉も変わってくるのではないかと。これも聞いたことがあったのですが、そういうものも含めて今後浄化槽については個人管理として、今後設置される浄化槽は市が設置し、個人管理とすると。改めてそういった考えはないか伺いたします。

○議 長 市長。

○市 長 1 今後の下水道事業について

これも私から答弁すればいいのですが、少し考えがまとまらないというか及ばないところもあるので、しかし、市としてはやはりセクションがあつて、そこでいろいろなことを検討していると思いますので、上下水道部のほうから少しまた答弁させますのでお願いします。

○議 長 下水道課長。

○下水道課長 1 今後の下水道事業について

先ほど部長が答弁した、少し補足しますと、今は圧倒的に5人槽、7人槽というのがもう9割ぐらいですけども、5人槽のうちが年間かかっている費用がおおむね7万円、7人槽でおおむね8万5,000円というふうになっています。確かに個人設置が本当に事業的には非常にありがたいのですけれども、なかなかやはり個人設置になると、その費用がもう個人にかかるということで、いわゆる一人、二人の方がそれを負担ということになると非常に高額になるので、そこが一番ネックかというふうに思っております。個人設置は、当然そうはいっても、経営からは考えていかなければいけないというふうに思っております。

以上です。

○議 長 4番・目黒哲也君。

○目黒哲也君 2 地球温暖化対策実行計画（区域施策編）について

そうしましたら、大項目2点目に移らせていただきます。地球温暖化対策実行計画の区域施策編についてでございます。小項目1番目です。国では2050年カーボンニュートラルの実現とともに、2030年度の温室効果ガス排出量を、2013年度比で46%削減。さらに50%の高

みに向けて挑戦を続けていくことを宣言しております。そこで、令和4年度に地域の脱炭素化事業に意欲的に取り組む地方公共団体に対して、おおむね5年程度にわたり継続的、かつ包括的に支援をするスキームとして、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金が創設され、加えて令和5年度には計画的に実施できるように地方財政措置として、新たに脱炭素化推進事業債が創設されました。

ただし、交付要件としましては、脱炭素先行地域に選定されることが必須となります。先般の9月議会において、市長所信表明の中で、市全体での脱炭素の取組を加速するため、地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を、来年度策定する予定である旨が説明されました。そこで、交付金の必須条件となっている脱炭素先行地域の選定を視野に入れているのかを伺います。

○議 長 市長。

○市 長 2 地球温暖化対策実行計画（区域施策編）について

それでは、目黒議員の大項目2点目、地域温暖化対策実行計画（区域施策編）について答弁を申し上げます。まず1点目の、この交付金の必須条件となっている脱炭素先行地域の選定を視野に入れているのかということであります。国が2050年のカーボンニュートラルに向けて、令和4年度、2022年から、民間と共同して意欲的に地域の脱炭素に取り組む地方公共団体などに対して、複数年度にわたり継続的かつ包括的に支援するスキームとして、この地域脱炭素移行・再エネ推進交付金を創設した。これに加えまして、計画的にこれが実行できるように地方財政措置として新たに脱炭素化推進事業債が創設されたことは、今お話のとおりであります。

地域の脱炭素移行への投資として交付金や地方債による継続的かつ包括的な支援を行うとして、この工程と具体策を示した地域脱炭素ロードマップが令和3年度に策定をされています。これによれば、地域における脱炭素の実現に向けて2020年、令和2年から、2025年、令和7年のこの5か年を政策総動員——最近何とか5年計画が多いですね。うちもそうですけれども——5年間を政策総動員の集中期間と位置づけて、全国の自治体から100か所を目安に、脱炭素先行地域を選定して、その中でも家庭や事業所等の民生部門を含めて、電力消費に伴うCO₂発生の実質ゼロを実現し、運輸その他部門においても国の2030年度目標の達成を目指す促進区域に対して集中的に再エネ交付金を交付して、全国の自治体のモデルとなる地域を、という高々としたそういう計画で、手を挙げているところもありますが、うちはまだです。そういう考えで国は進めている。

国はこれまでに4回の脱炭素先行地域の募集を行って、通算74か所の脱炭素先行地域が選定されてきています。100か所選ぶと言っている中の74か所。南魚沼市ではこの脱炭素先行地域を目指すための可能性、また条件などを、環境省やまた新潟県をはじめ関係機関とこれまでも情報交換を行ってきています。助言、ご指導をいただきながら探ってきたというか、模索をしてきました。

しかし、この先行地域の選定においては、より高い先進性やモデル性、独自性が求められ

ておりまして、設定する促進区域内の脱炭素の実質的な達成度合いについて、また地域ぐるみで取り組むための具体的で実現可能な実行計画が求められている。誠にハードルが高いのです。これが1回目、2回目までがそうだったのですけれども、今は4回までやっているうちの3回目は、新たな評価項目として重点選定モデルが加わって、民間事業者などを前提とした共同提案者が必須となる。採択のハードルはまたさらに大きく上がっているという状況です。

南魚沼市の現状と照らし合わせますと、この事業の採択条件となる、今うちの市で地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の策定については、現時点で令和6年度を目指している。脱炭素先行地域の選定を目指すということになれば、計画策定と並行して促進区域の設定、それに関わる市民、また団体等との合意形成、市内企業等との協力・連携体制のこれらを進めていく必要があります。現在先ほどから言っている——言い訳をくどくど言っていますが、厳格化している現在の選考基準の中では、なかなかこの脱炭素先行地域100か所に入ることを目指すということは、現在極めて厳しい状況と私は思っております。そういう判断であります。

これらの現状を踏まえまして、来年度以降の市内における——しかしながら脱炭素のこの方向性というのは、もちろん100か所だけやっていたらいいわけではなくて、全国が取り組んでいるわけですから、この中で国・県の支援メニューとして、現時点では国の重点対策加速化事業の活用が有効な手段だというふうに思っています。環境省・新潟県との協議、情報収集を現在進めているということでもあります。

本当に、そういう言い方で大変申し訳ないのですけれども、いわゆる先行地域の100か所には、少し我々としては取組がそこまでいっておりません。はるかに遅れているというふうに思っております。これは言い訳になりますけれども、そうではない、しかしながら我々としては、かといって悲観するわけではなくて、それには漏れるかもしれませんが、しかし広義の意味で、ある種の雪の利用とか含めたようなそういう先行地事例になっていけるように努力していくべきだと思っています。大変申し訳ございませんが、そういうことでございます。

○議 長 4番・目黒哲也君。

○目黒哲也君 2 地球温暖化対策実行計画（区域施策編）について

5回目の募集がこの令和5年度中となっておりますので、ここに来ては非常に厳しいというところでありましたが、新潟県の中ですと、やはり佐渡と新潟県の共同提案、あと関川村の3自治体が選定をされているところでございます。

このたびの議会初日の市長所信表明の中で、庁舎の太陽光発電パネル、雪冷房システムの導入というお話がありましたが、そういった導入に対する調査設計料等々もその交付金で賄えることもありますし、ゼロカーボンドライブ、要は電気自動車、電動車等々でその充電設備等々も、その交付の対象になってくるものですから、ぜひチャレンジしてもらいたいというところはあるのですけれども、現状は非常に厳しいというところで、それではなくて重点

対策加速化事業、そちらにかじを切っているということでございます。そちらのほうでも太陽光、あるいはバイオマス、そういったものの再生可能エネルギーに対する交付金というのが対象になっておりますので、ぜひそういったものに対しまして果敢にチャレンジしていただきたいと思っております。

それでは、小項目2番目に移らせていただきます。市全体で脱炭素の加速化に取り組んでいるところでございますが、公共のモデル事業として現在事業を進めている統合学校給食センターへ、小型メタンガス発電プラントを導入する考えはないかを伺います。

○議 長 市長。

○市 長 2 地球温暖化対策実行計画（区域施策編）について

統合学校給食センターのことであります。考えたのですけれども、本来は教育部のほうか今、進めているので教育長答弁がいいのかと思ったのですけれども、内容がこちらに連続しているのではないかと思うので、私のほうから答弁をさせてもらい、そして現在進めている、もし、必要があれば教育部のほうに答えを回すこともありますので、その辺をお酌み取りいただきたいと思っております。

小型メタンガスの発電プラントについては、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにするカーボンニュートラルを目指すという国の方針によって、脱炭素社会の機運が高まっていることから、全国的にこの導入が進められている。この小型メタンガス発電プラントです、そういうふうに認識しています。しかしですけれども、現在統合を進めている大和と六日町の学校給食センターにおける食品残渣、メタンガス発電のプラントの基になる食品残渣、この調理残渣と食べ残し残渣の合計が、発生量というのが両施設を合計しても1日当たり100キログラム未満なのです。100キログラムないのです。100キログラムといってもすごい数字かもしれませんが。統合給食センターにおいても同程度と推計しているということです。

農林水産省のウェブサイトで紹介されている——いろいろなことが我々は調べることができるのですけれども、この中でバイオガス発電システムでは、食物の残渣1日当たり4トンとなっていて、規模としてなかなか対象にならないのではないかと。ご理解いただけますよね。うちは100キログラム未満なので、少しそういうことです。インターネットで担当が、この質問があったので調べたところでは、まだいろいろな考え方があるのかもしれませんが、恐らく間違っていない。調べた限りですけれども、プラントの超小型のタイプというのもあるらしいのです。その中でも1日当たり最低500キログラムと明示をされています……程度を想定した施設となっている、このメタンガス発電プラントが、です。

今後、少子化による児童生徒数の減少、給食数もこれから増えるということではなくて、今度は残念ながら減らしていくということになってくるかと思うのです。学校給食の残渣のみでは、十分な発電量が見込めないため、議員が今回ご質問の統合給食センターへの導入というのは少し難しいのではないかという見解だそうです。

なお、統合給食センターにおける省エネルギーと脱炭素の取組としては、先ほども少し話

をしましたが、南魚沼市が推進している雪冷熱を活用した空調システムの導入、こういったことは今、検討をしているということでもありますので、もし、この小型メタンガスの発電プラントということになると、少し違う角度からやらないと、給食センターでは少し難しいのではなかろうかということでもあります。

○議 長 4番・目黒哲也君。

○目黒哲也君 2 地球温暖化対策実行計画（区域施策編）について

私が調べたコンテナの処理能力は、一番小さいので1日300キログラムというタイプがあるというので、使えそうかと思ったのですが、それでも100キログラムしか出ないというところがあるので、それはもう一度改めて検討しなければいけないと思うのですが、こういった環境問題に対しまして、行政だけではなくて、やはり市内の市民も含めて事業者との連携というか、共同で進めていくのが一番と思うのです。ただ、市内の業者さんの中で、そういった環境についての理解はできるけれども、実際に導入となりますと、設備資金等々の問題等もあって、なかなかするにはハードルが高い面がある中で、公共としてモデル事業を一つ示す中で進めていくのが、私は一番入りやすいのかと思うのですが、市長としてはどのようなお考えがあるかお聞かせください。

○議 長 市長。

○市 長 2 地球温暖化対策実行計画（区域施策編）について

先ほどの、少し前に戻ったみたいで悪いのですけれども、例の私どもがやろうとしている……今、市が来年度策定をしようとしているこの南魚沼市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）、まずは自らを事業者と考えて、市行政そのものが先に先頭を切ってやりなさい。次はやはり民間の皆さん、そして市民の皆さんと一緒にまたやっていく。そういう段階でやるという話は、もちろんご存じのとおり、そういうふうに進めていくわけです。この中で、やはり今、議員が言ったとおりではないでしょうか。なるべく我々がやはり行政としてどういうことができるか。

私も北海道の上士幌町のメタンガスの発電とかを見てきたりいろいろしたのですけれども、やはり先進地を見ると、やはり心躍るものというか、我々だったらどうできるのかとか、そう思うわけです。今は研究途上というところもあるかもしれませんが、そういったところでやはりやりながら、そして民間の皆さんの参加を呼びかけていく。その時点の中でやらないと、地球温暖化というかこの大きな課題というのは、もちろんそういう方向で脱炭素を目指していくのだらうと思います。なので、議員の考え方に一致しています。

○議 長 4番・目黒哲也君。

○目黒哲也君 2 地球温暖化対策実行計画（区域施策編）について

そういった意味で、南魚沼市の市内を見ますと、カット野菜だとか廃菌床などの有機廃棄物がたくさん存在していると思うのです。それを発酵させてガス発電をさせていくという意味で、小型メタンガス発電プラントというのは、電車のコンテナ一つの中に、発酵槽とかガスパックとか、ガスタンク、消化液タンク、ガス発電機など、できるものが一式になってい

るので、トレーラー1台で設置もできるし、そこにあと電気と配管をすればできるというのは、非常に中でも手軽に設置しやすいものだと思います。先ほど言ったタイプの小さいものから大きいものという形でありますので、そういったものを入れることによって、いわゆる消化液は液肥として使って、発酵後の汚泥は堆肥として使えるという部分で、非常に農家の中で再利用することによって、その商品の付加価値が高まっていくと思うのです。そういった小型メタンガス発電プラントというものを進めていく考えがあるかないか、お聞かせいただければと思います。

○議 長 市長。

○市 長 2 地球温暖化対策実行計画（区域施策編）について

これは今、担当している部門、部局がありますので、部課がありますので、そちらのほうから答えてもらうことにします。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 2 地球温暖化対策実行計画（区域施策編）について

そうですね、私どもの実行計画の、特に区域施策編。市内の事業者さんとかの活用という中で、地域の賦存するバイオマスを使った脱炭素というのは、課題の一つになっております。その点を、そういった私どもがまだ目が届いていない、小型の使いやすいものとかが実用化されているのであれば、そういったものを、特にこの市内には議員が紹介されているとおり、一次産業的な残渣といいますかが出るような産業があるということも大いに認識をしております。環境のほうもそうですし、あと私どもがやっております廃棄物対策のほうでも、廃棄物の減量に大いに役立つということで、そこのアンテナを高くしてやっていきたいと思っております。

○議 長 4 番・目黒哲也君。

○目黒哲也君 2 地球温暖化対策実行計画（区域施策編）について

全国的に小型メタンガス発電プラントを使用しているカット野菜工場とか、梅干し工場等々があるのですが、経済産業省からそういった入れているところが、地域未来牽引企業という形で選定されるようでございます。そういう意味で、そういったところに選定されることによって、より付加価値が高まってくるものだと思いますので、ぜひ、前向きに取り組んでいただければと思います。

以上で終わります。

○議 長 以上で、目黒哲也君の一般質問を終わります。

○議 長 ここで休憩といたします。再開を15時ちょうどといたします。

[午後2時43分]

○議 長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

[午後3時00分]

○議 長 質問順位16番、議席番号17番・塩谷寿雄君。

○塩谷寿雄君 久しぶりの一般質問です。やり方について間違えがあったら、議長、指摘

してください。質問に入る前に、昨日の夕方、ニュースを見ていましたら、米の品評会のごとが夕方のニュースでやっていました。非常に当市の若い農業者の皆さんが、スポットを浴びてテレビに出ていたわけですが、他県の米が結構賞に入ったということで、品質まではここではしゃべりませんが、また、当市の米が若者によってトップにダアッと並ぶようになればいいと思っています。新潟大学で今、高温に強い米をいろいろ開発しているということで、そういうものが早くできて、大量化できれば、またコシヒカリは非常にいいのかなというふうに思っています。

一般質問に入らせていただきます。

市民福祉の向上について

市民福祉の向上についてであります。1番であります。新たに市内で開業する診療所やクリニックに補助金制度をつくるべきではないかということであります。当市におきましても、利子補給ということで1%の上限200万円、それが10年間という補助がありますけれども、当市以外、小千谷市、十日町市、魚沼市、糸魚川市、妙高市辺りを見ますと、やはり当初つくるときの補助金という制度がありまして、当市でも考えられないかということです。当市も医師不足ということもありますし、市民病院や基幹病院も初診にかかれば半日、早くて半日かと思いますが、長ければ1日休みを取ってかからなければいけないということもあります。市民にとっても当市が望む診療科が開業していただければ非常にありがたいことだというふうに思っています、そういう制度はつくれないかということで質問させていただきます。

2番目であります。子育て支援の拡充をどう図るかということであります。子供が生まれますと出生祝い金がありまして、ゼロ歳から2歳までは自己負担の保育料がかかるわけですが、第3子以降になりますと、令和元年10月1日以降は保育料はもう無料化となっております、お金がかからないという制度になっています。給食費ぐらいかというふうになっています。小学校から中学校までは義務教育ということでありまして、高等学校の授業料無償化というものが平成22年に創設されまして、これがまた平成26年に要綱が変わって、現在の要綱になっているわけです。平成26年のときに変えたというのは、所得制限を設けたということでありまして。給料をいっぱい取っている方は、高校授業料を取ろうというようなことで、今はなっているそうであります。

ただ、東京都では、来年度から所得制限をかけない高校無償化をやるというようなことを都知事は言っています。日曜日ぐらいのニュースでも取り沙汰されておりましたし、今日の朝のニュースでもかなりやっていましたけれども、政府はお子さんが3人いる方は大学も無償化にするというような話を言っているところであります。

また、児童手当でありますけれども、民主党政権になったときに拡充されたわけでありまして。それが平成22年でありまして、平成24年からまた自民政権になって、児童手当のほうは拡充されてきたということでありまして、来年の令和6年10月以降というふうに、まだ決まってははいないのかもしれませんが、第3子からの児童手当が大きく変わるところであります。現在では第3子が15,000円のところですが、それが3万円というふうに国で

は考えているということでもあります。

私も子育て支援というとあまり実感が湧かないというふうな印象でしたけれども、こういった資料を取り寄せてみると、子育て支援はかなり拡充してあるというふうに思っています。新たな拡充をどう図るかですけれども、今のこの話を私も調べまして、どういうところがというと、給食費の無料化か、あとは受給者証ですか……当市は530円で中学生までですけれども、高校生までの拡充とか、ほかでやっている無料とかというような支援なのかとも思っています。また、あとは学校に行くバスですか、そういったものももっと拡充なのかとも思っています。熊が出たときのバスの対応とかは、当市においては非常に早い対応を取っているということで、よくできていると思います。そういった面でどういうふうに拡充していくのかという点が1点。

あとハードの面です。市長も今いろいろなところで申し上げているように、道の駅を改修したいということをいろいろな場所で聞きますけれども、そうしたときの遊具の拡充とか。ただ、当市では雪が降りますので、よい脱着式の遊具があれば、それも取り外しができるのではないかとも思いますし、市長は常々雪のことをいろいろ考えていますので、1年間そり遊びができるような考えとかでもいいのかとも思います。

脱着式を使った場合ですと、旧石打小学校の体育館が空いておりますので、保管にはそういうところを使えば何とかなるのかとも思いますし、あとは全天候型の遊具、それも旧石打小学校の体育館を使いますと、かなり広い体育館でありますし、道の駅に来た方がトレーニングセンターも行けるし、遊具、子供の遊び場もできるということで考えられるのではないかと考えています。

また、イオンの前にあったスポーツの大きいところが撤退したということで、スペースとしてはああいうところも考えられるのかと考えています。そういったようなハードの考え方もあると思いますが、どういうことを拡充していくかということで市長の考えを聞きたいと思っています。

3点目ですが、地域コミュニティの活用をどう図るかということでもあります。このたびの一般質問でも出ているように、大分、介護施設での介護従事者の離職が多いということでもあります。私の聞いている範囲ですと、入所しているところの介護職員が辞めていくことによって、デイサービスを縮小してデイサービスの職員をそちらの入所のほうに回さなければいけないというふうに伺ってもおりますし、市長もいろいろな答弁で言っていますように、今、既存でやっている介護施設も老朽化が激しくて、なかなかいろいろな設備が新たに整えられないということを聞いています。

地域コミュニティの在り方として、私は在宅で見ている方とか、デイサービスを使う方、障がい者の方もいるだろうし、一人暮らしの高齢者もいると思います。そういった方に車椅子とか寝たきりでも入れるようなお風呂ですね、そういうものを地域コミュニティごとに置けるような施策が取れないかと思っています。需要と供給があるので、こういうもののアンケートをとって、もし需要が多いところがあれば、そういうところから始めていければ、そうい

うことに対して非常に地域コミュニティでも、市長が常々言っている交通網の拠点を地域コミュニティに置きたいということになれば、そこはそれですごくいいことではないかと思っています。

ただ、地域コミュニティの今ある場所で、すぐお風呂といってもなかなか難しいものがありますので、その近隣、近くにありますが施設などの改修を踏まえた上でやれば、そのバス網も生かして、そういうことが図れるのではないかというふうに私は思っていますが、市長の考え方を聞きたいと思います。

もう一点、地域コミュニティの活用ですが、ごみ処理場が今後造られていく中で、物価高騰もありますし、今、150億円規模のごみ処理場を考えていらっしゃると思うのですが、燃料の高騰化もあります。そういった中で、我々が視察に行った上勝町とかであると、世界一のSDGs、エコということを目指しているところでもあります。コミュニティの分割した12村、旧12村になりますけれども、大体それぐらいの人口が上勝町の人口でありまして、分別をやっているわけです。そういうことによって収入を得て、人も雇わなければいけないので歳出も出てくるとは思うのですが、そういうエコに対して収入もかなり来て、数百万円来ているというふうに視察をしてきました。

また、本人にとって要らない物を置く場所があるのですが、例えば使っていない食器とか、お子さんがもう歳が上がった体操着とか、捨てる物ではないのですが、使える物で置いてあるところを自由に持っていけるということで、欲しい人と要らない人がマッチングできる場もあるかというふうに思っています。今あるごみの処理の仕方、我々が出すごみの処理の仕方というのは、非常に便利です。もうごみ処理場だったり、自分の地域のごみを置く場所に持って行けば、ごみ収集車が来てくれるので、非常に楽なのですが、今後のエコということを考えますと、やはりそういうものが地域コミュニティごとにあることによって、今考えているごみ処理場が縮小できるとか、延命化が図られるとかということも考えるべきではないかと思っていますが、その辺の考えをお聞かせいただきたいです。

4点目の市政懇談会、市長がやられています、ざっくばらんで出された意見の中で新年度予算に反映できるものはあるかということでもあります。私も中之島地区で行われたざっくばらんの会に出ていまして、ある方から行政区長は災害時とか、配りものに行ったときに、けがや何か災害があったときに保険適用にならないということが、数年前の特別職から外れたときからそうなっているのではないかというような話がありました。ただ魚沼市ではそういう保険には掛かっているのに、何で当市だけはそういうふうに外れているのだというような質問が、そのときあったところであります。

翌日、担当課の総務課のほうに行って、いろいろ話を聞いて、数日後に回答をいただいたのですが、実はそれは適用だったということで、一安心だというふうに思ったわけです。例えば行政もそれは掛かっていないものだと思っていた。区長もそれは掛かっていないものだと思っていた、空白の何年間があるわけですが、もし、そのときに災害に遭っ

た区長とかがいれば、やはり対応していかなければいけないのかというふうに思っています。やはり、いいことは告知して、区長もそうやって入っていないものだと思っていますので、もう入っています、安心してくださいというものは、市報等で告知すべきかというふうに思っています。

そのほか、ほかの行政やいろいろなところでざくばらんの会が呼ばれていると思います。そういった中で市長がひらめきをもらったような意見、新年度に予算反映できるようなことがありましたら答弁をいただきたいと思います。

以上で壇上からの質問を終わります。

○議 長 塩谷寿雄君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長。

○市 長 それでは塩谷議員のご質問にお答えしてまいります。

市民福祉の向上について

4項目全部なので少し時間がかかりますので、よろしくをお願いします。

まず、1点目の、市内で新たに開業する診療所に補助金制度をつくるべきではないかということであります。魚沼医療圏の医師偏在指数が全国 335 医療圏域中、323 位。当市内においても勤務医のみならず、開業医の先生方の数も各地域に比べて少ない状況、また、今減りつつあるという状況だと思います。ただ、一部新しく開設されているところもありまして、そこは喜んでいるところではもちろんあります。

お医者さんの数だけではなくて、これまで南魚沼市立の病院の問題として取り上げてきました医師の高齢化の進展、これが今、今議会でもいろいろなことが話がありました。高齢化の問題は開業医についても同様のことが当てはまる。当市においてはこれまでも医療提供体制を守り続けるということを重要なテーマとして、今、病院事業だけでなく、市長部局側のほうも前に出る形で積極的に取り組んできたところだと思います。

例えば令和4年度には、病院事業内に設置した医療対策課に保健課兼務職員を配置して、開業医減少問題に対応した各種助成等の制度設計を行ってまいりました。その中で議員のお話にもありました、今年度から医療施設後継補助金——何ていうのでしょうか、担い手といえますか、次に入っていただく方とか、そういうことの問題。それから、お話もあった診療所開設資金利子補助金制度を事業化して、開業医対策を始めたというところなんです。始まったばかりというところです。

ご質問の補助制度については、近隣市の話が先ほどありました。本当にそのとおりであります。施設・設備整備補助制度を念頭に置かれているのももちろんと思いますが、十日町市や先ほどのいろいろな市の名前が出ましたけれども、一定の成果が出ているというふうにお聞きもしていますし、ということでもあります。

南魚沼市における助成制度の整備については、公益性の観点、そして既に開業されている先生方、出来上がっているクリニックさん、こういったところとの公平性というのをやはりどうしても考えるところが先に立ちました。それを考慮して制度設計を行ってきていまして、

現時点では開業資金そのものに対する補助メニューは整備をしていないという状況であります。予算としても、やはり相当な規模になることが予想されます。他市でももちろんそれに取り組んでいるわけでありまして。

しかし、今ここでお話ししたところでありますけれども、医療アクセスの向上、また学校医とか保育園の嘱託医など、主に開業医の先生方に支えられてきているという分野があります。この中で、今ほど申し上げたような人材不足の解消というのは、本当に大きな課題だと思いますので、現状の制度、これがまずは出発点と、当初から私はそう思っていたところもありまして、いろいろな議論をしました。しかし、令和5年度のスタートはこういう形でいこうということではじめた。今後……今年の医療制度の中で、先ほどの後継問題とか、利子補給のことをはじめた。今後、直接的な補助制度について、これは重要課題とっており検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。やはりこの部分は非常に大事なことだと思ひております。

2つ目の子育て支援の拡充です。国も令和5年4月1日にこども家庭庁が設置され、子供施策を我が国社会の真ん中に据えて、子供の健やかな成長を社会全体で後押しする取組を進めようということでもあります。こども未来戦略方針、今年の6月13日閣議決定であります。これから2030年までがラストチャンスと、反転攻勢に出るといふようなところが高々とうたわれているわけでありまして。

この中で、先ほど議員からも話があった——今ちょっとびっくりしました。昨日の新聞だったか、私は昨日の朝刊と記憶しているのですがけれども、大学生の3人目の、第3子の方の無料化の問題の議論が今始まったと。いろいろな考え方があるのしょうけれども、中沢一博議員と初日、いろいろなやり取りがありました。私は多子世帯の問題が一番だろうと思ひています。多分、国もそういうことだと。第1子、第2子はもちろんあります。しかし、子供さんをどうしてももっと育てていただきたいといふか、そういう願ひの中で、全てをとすることはできないわけですがけれども、その中でどこに着目するかといつたら、私は多子世帯の問題があると思ひます。

私ももう一人、二人、本当に子供が欲しいと思ひていた。これは本当に赤裸々な自分の気持ちを今申し上げると、しかし、やはり一番心配だったのは——心配といふか本当はもっと子供を増やせばよかったと今思ひていますが、やはり高等教育のお金がかかる部分を一番、自分は思ひていました。なので、子供が生まれたときに、子供の学資保険とか学資のための貯金を細々ですけれども始めて、少しでも足しになるようにといふことで、こんなずぼらな男ですがけれども、そういうことで設計をしてまいりました。それでも足りなかったです。やはり3人といふのは非常にきついのだといふ思ひ。

ほかのことについては、子供はやはり育てる義務があるわけなので、いろいろな意味でお金がかかることは、ある程度しょうがないと思ひます。しかし、大きく負担感があるのは、私は本当は今言つたあたりではないのかといふ思ひがあるので、昨日の朝刊のニュースには少しびっくりいたしましたけれども、そういうことがまさに進められるべきだと、私は少し

うれしく思っているところです。

なので、当市も子育て支援の拡充については、いろいろ細かいところをお聞きになりたいところがあると思いますが、中沢一博議員のときにもお答えしたとおり、私としては、まずやはり自分が最初は発信していかなければならないと思っているので、今、関係の庁内で至急検討しなければいけないのは、多子世帯の支援をやはり今は最もやるべきではないかと思っ
て考えたいというところであります。

ハードのこともお聞きになっていました。道の駅の話とかが出ましたが、まだまだ先のことなので、あまりここでは細かく申し上げませんが、黒岩議員からも何回かあったか、子育ての広場の話とか、こういったことは私も本当にそのとおりだと思っています。しかし、この大自然の中で子供たちをどうやって育てるのかという中では、施設だけがあってもいいのかという思いも、ほかにもある。だから両にらみになりますが、今、自然体験ができないのは、都会の子供たちには、もちろん営業面からもいっぱい来てほしいということ言っていますが、我々の市内の子供たちはどうすべきかというところもやはり市としては考えるわけで、こういったことも含めながらいろいろな検討をしてみたいと思います。イオンさんで大きな店舗が空いてきているという話も伺っています。いろいろありますが、様々にいろいろ検討も加えながら、どういったことができるのかということを考えていきたいと思
います。

加えまして、子育て支援というのは非常に広義な意味が、広い意味があると思っ
て、様々にこの施設を造ったからよくなる、こういうふうにやったからよくなるという局所的なことだけではなくて、大きな意味で市内全体でバランスの取れた方策を立てていかなければならないと考えているところであります。

3点目のご質問の地域コミュニティの活用の件であります。まずはごみの話が出たかと思
います……。この地域コミュニティの活用というのは、これからの南魚沼の地域をつくり
上げる中で、絶対に外せない課題になってきていると思います。この12ある地域、もちろん
旧町単位の3つという考え方もあるのですが、やはり少なくとも文化圏というか、その歴史
観を共有しているというか、学校があったおかげ。そして、その前にはもちろん村があっ
たおかげ。この12の地域というのが非常に私どもにとっては宝物であって、ここが
いまだ、今の希薄な人間関係の昨今の世情の中でも、やはりまとまりがある地域。この
地域の皆さんの力を今、まだ若々しい気持ちでいる、高齢者といっても若々しい人
たちばかりでありますので、この方々のマンパワーが衰えてしまわないうちに、
12の地域を何とか行政と一緒に取
り組んでくれる最大のパートナー的な地域帯の関係性をつくり上げていくべきだ
と。

この中で、先ほど議員がお話をされた、例えば四国の上勝町のようなごみ処理の在り
方も、例えばいろいろな意味で不用品を持ち合って、自分には要らないけれども人
は要る物もある。例えばそういう物々交換的な、少し原始的な気持ちもしますが、
しかし、地域だからこ
のできるということの
がいっぱいあると思
います。

今日の目黒議員との会話の中で、そのとき思っていたのは、例えばごみの食物残渣の問題

がある。これらもそういうことだっているところを持ち寄り、集めて、それがまた広い意味で集まってくれば全然また違うものになったりもするかもしれない。例えばもみ殻の、今まで言ってきたような大きな課題とかいっぱいありましたけれども、これらについても先ほどではお風呂の話が出ましたが、例えばですけれども、まだ夢の世界ですが、そういったところの燃料にそういったものを使いながらやっていくような、小さいモデルながらもその地域で循環していけるものが出てきたり、それは例えば上田地区が、では中之島地区と一緒に組んではいけないかと、そういうことの小さい意味ではなくて、もう少し回りと組んでやるような事業もあつたりと、いろいろなことができるのではないのでしょうか。

お風呂のことについて、これは少し微妙というかデリケートなところがあるのでお答えしますが、入浴の拠点をつくってはどうかという話がありました。これは自分で体を拭くこと——清拭ですよ。体を拭いたり、入浴ができない高齢者への支援はデイサービス等の入浴があります。そして、訪問入浴介護、ヘルパーさんによる入浴の介助などがありますが、入浴介助は身体介護に当たってまして、入浴する高齢者の状態によっては命に関わる事態となる可能性もある。資格を有する専門職員が行う必要が現状はある。利用には介護保険申請認定の手続きをして、デイサービスや訪問介護等のサービスを受けていただいたことになると。

訪問介護を担うヘルパーさんは、現在深刻な人材不足、後継者不足の状態。無資格のボランティアさんが担う内容とは違うというか、自分のことができる人に対して、地域の方がボランティアで入浴施設まで送迎をする移動支援などは可能だと。もう一つは、少しそういうところまでではない方々の寄り添うような形での中間段階というものもあるのではないかと。そういうことに含めてやっていったらどうかと。

この辺を話して思うのは、今、江戸川荘が大改築を行っていること、大増築というか、これは皆さん知っているところになっていると思うのです。来年の秋口ぐらいに多分、完成するのだと思います。江戸川区長さんから私が何度も言われているのは、実はあそこはお風呂を造っているのです。車椅子がそのまま入れるようなお風呂。そして、これは最大限南魚沼の人たちもどうぞ使ってくださいということを、区長さんはお話しです。

例えば、先ほど言ったコミュニティの交通のこれからの在り方のときに、例えば今回、大和病院診療所化の問題で、足の問題がいろいろ出ている、様々ありますが、これらの足のネットワークとかがもしも出来上がってきた場合、例えば今議員がお話になっている入浴の拠点、中間層の皆さん、例えばそういう皆さんが地域の人に支えられながら、そこに連れて行ってあげて、そしてそのお風呂を満喫して帰る。

そして、地域にはよりどころとなるコミュニティの拠点が出来上がっていき、そこからご自宅まではきちんとした、これからつくりたいそういうコミュニティバスのようなもので網羅されているとか、食事はそこで——いろいろな意味でボランティアさん等々も含めた中で、地域コミュニティの中で、顔の知り合いの中のところで生活がしていけるようなシステムが出来上がっていったならば、と思ったりもするわけでありませう。

答えになるかどうか分かりませんが、地域コミュニティの活用をどう図るかという観点か

らえば、そういう将来像をぜひとも目指してまいりたいというふうに考えているところがあります。

4つ目のご質問の、市政懇談会ざっくばらんで出された意見の中で、新年度予算に反映できるものはあるか。たくさんあると思います。具体的にこれを市長やれということは、そうはあまりないのです。しかし、ざっくばらんは単なる要望会でもなく、単なる私の発表会でもないのです。市政説明会でもない。一番は、会話をしている物すごくやはりヒントが多いです。だから、もう一つは私にとっては、この政策上というか、市政をいろいろこう考えている中の砥石のような場所です。刃物を磨くような——刃物でなくてもいいのですけれども。何ていうのですか……それほど切れませんから。自分が考えていることをこうやって対話している中で、例えばこうなったらどうだと——今みたいな話です、先ほどの。こうやって話しているときに、向こうがどういう表情をするかを見ているのです。それは駄目だ、市長と言うのか、それとも、そんなになつたらいいな、市長という顔をしてくださるのか。そういうことをやっている砥石のような場というふうに私は思っています。

これをずっとやるのは本当にしんどいです。11月までに20回。それからもずっとやっていますので、一番最後は今回クリスマス前の22日か23日にあるのです。浦佐地区なので、もう出されてくる話はいっぱい、真摯にまともに受けていかなければいけないですね、もちろん対話をしますが。これまで市内、11月までで20会場で463人の市民の方が参加している。誠に自分としては緊張する場面もありますが、非常にいい場面であります。こういう中で、具体的な意見で来年度こういう制度でということはないかもしれませんが。そしてもう一つは、これまでやってきているものが評価されているかどうかということも含めての場でもあるというふうに考えておりますので、ぜひともそういう点でご理解をいただきたいと思えます。

それから、先ほど区長業務についての、市が災害補償をする規定の話です。ご存じのとおり、令和2年4月に地方公務員法と地方自治法の一部改正によって、非常勤特別職に区長さんが該当しなくなったと、大きな変化があったわけです。いわゆる私人といえますか、そういう補償というかが少し変わってきた。法改正後は区長に対しての公務災害補償に関する規定が適用されなくなったということです。

隣の魚沼市では、この法改正に合わせて区長を嘱託員として、区長業務を市が嘱託員へ業務委託するという形に整理をした。あわせて、魚沼市嘱託員業務委託要綱というのを設けて、嘱託員が公文書とか文書配布などの業務の際に被った災害に対して、市が補償を行うという形を取っている。

南魚沼市においては、同じこの法改正時に、南魚沼市行政区長設置条例、そして条例施行規則を廃止して、代わりに南魚沼市行政区条例を制定して、今まで区長業務としていたものを行政区が行う業務という取扱いに変更した。微妙に違うわけです。

行政区長が業務中に被った災害に対する補償については、魚沼市のような新たな制度を設けていませんが、市が加入している全国市長会の市民総合賠償保障保険というのがあって、

ここにおいて、法改正により私人といいますか、そういう区長の扱いが変わりましたので、私人となった行政区長に対する取扱いが追加をされているということです。これによって区長が活動中に被った災害に対する補償等々、また、こういう行動中の第三者へ与えた損害賠償についても、補償の対象になることを、このぎっくばらんで、議員もそうだったと思うのですけれども、私も改めてそういうふうに分かった次第であります。ちょっと勉強が不足しておりましたことをお詫びしたいと思います。すぐに答えられませんでした。

なお、魚沼市の規定では、これはあつてはなりませんけれども、死亡見舞金を 1,000 万円としているところを、南魚沼市の現在の保険の内容では、死亡保険金が 200 万円となっているなどの違いがある。例えばこの補償金額の妥当性については、他市の事例、また類似する給付金の金額などを参考として、こういったことをきっかけに、ぎっくばらんのお話をきっかけに早期に検討させていただいて、必要に応じて新年度予算に反映していきたいと考えているところであります。

以上です。

○議 長 17 番・塩谷寿雄君。

○塩谷寿雄君 市民福祉の向上について

1 番目ですけれども、考えていくということで、多分、ここに診療所を造るにも過剰にはできないと思うのです、人口のパイがあるので。やはり市の欲しい診療科が開業するときに当たっては、例えば大体が 2,000 万円なのです、市が欲しいような診療科が開業するときに当たっての補助金で他市がやっているのは。でも、開業するということはかなり収入もあるので、その後の市民の安心もそうですが、税という部分でも、多分、払ったとしても市にはバックがあるのではないかというふうに私は思うのです。その辺、市長も考えるということですが、今言った足りない診療科が、もし開業したらいいなという科が、思いがあればちょっとお聞かせいただければと思います。

○議 長 市長。

○市 長 市民福祉の向上について

これは総論みたいな感じなので、私のほうで答えますが、今言っているようなところを勘案しながら、もちろんあまりバッティングしたり、競合するところだったら出てこないのかもしれないし……分かりませんが。そういったところを見ながら、やはり我々が必要とするところというのがキーワードになりながら、検討されるべきだというふうに思います。これは総論なので私のほうの答弁にしておきます。

○議 長 17 番・塩谷寿雄君。

○塩谷寿雄君 市民福祉の向上について

もし、この補助金が創設というかできて、どんどん使われるようだと非常に逆に市民にとってはいいことだと思うので、そういうふうに見ただけであればいいのではないかと思います。

2 番目に移ります。市長は、今一番には多子世帯を子育て支援では拡充していきたいとい

うお話です。私は先ほど壇上でも言いましたが、結構隙間がないような感じで、この資料を見たら結構、日本はすごいというふうに私は思ったわけです。もう10年前とは少し違うというふうに思ったわけです。そういった中で多子ということは、国もこの令和6年10月から第3子に対しては児童手当を3万円に引き上げる。今の1万5,000円から倍の3万円に引き上げるということなので、そういうところに、多子ということになるとそこにプラスしてお金を上げていく考えなのか。先ほど言ったように、もうあとは給食費か受給者証の拡充か、そこを下げていく、受給者証の医療費を無料にするかとか、そういうところしかぱっと今の流れからいくとないのかなというふうに思うのです。市長は多子と言ったので、その拡充する部分に対して上乘せを市独自で行っていくような考え方のイメージでいいのかということ、まず聞きたいと思います。

○議長 市長。

○市長 市民福祉の向上について

多子だけに触れるかはあれですけれども、ほかの市と比べて、私どもの南魚沼市が立ち遅れていると思うところを少し言いますと、保育料の多子軽減。第3子が、当市は半額に軽減。県内半数以上の市は無料。保育士の配置基準。例えば子育てではないですか。こういったことでは、私どもの1歳児、当市は5対1です。職員との割合です。4対1に改善中ですが、3対1で実施している市が半数近くになってきている。この辺をどうするかとか。よく確か梅沢議員ともこういうやり取りを何回もやってきていると思います。

支援が必要な子供に対する療育の拡充。これは市内に児童発達支援センターの未設置。こういう問題とか、やはりいろいろな課題があります。これだけではありませんけれども、ほかの市、町より進んでいるところもあるわけです。なので、一概には言えませんが、やはり現在まだ立ち遅れているという点、こういったことについてはやはりやっていくべき。先ほど医療費の一部負担金のやつもありました。実はこの数字の根拠というのが、新潟県の昔からの数字に準拠しているというか、私が何度聞いてもその根拠性がちょっと曖昧。これを一体どうするかとか、いろいろあると思います。

だから、0点か100点かという話をよくしますが、それは全部が無料になっていけばうれしいかもしれないけれども、しかし私はどこかに節度というものがあると思うのです。これは私の持論なので、申し訳ないですけれども。なので、どこに光を当てるかということをやらないか、やるか。100%やるかではなくて、その中間だっているいろいろなわけだから、この辺のところには私は第3子とか、子供さんをいっぱい安心して産み育ててもらいたいという観点とかを加味すれば、やはり政策というのは、考えることはまだまだいろいろあるのではなかろうか。

決して今、議員が挙げられているそういう内容だけで子育てというのは、私はある種それは狭い範囲だと思っている。もっと市内全体で、もっとこういうことをやると子育てにいい町だなというふうに思えるようなことというのは、今、巷間で言われているようなところだけではないのではなかろうかと思っています。そういうものも含めていい町にしていきたいとい

う思いですけれども、ということです。

○議 長 17番・塩谷寿雄君。

○塩谷寿雄君 市民福祉の向上について

子育てのことですけれども、ここまで結構手厚く国も——市長も言われているように生まれる場所を子供は選べないということで、国がやるべき施策だというふうに私も思っております。やはりここまでやっても出生率が上がらないという、子供の数がなかなか増えてこないということです。そこを増やしたいというのが国の思いであって、第3子を手厚くするのではないかというのが普通に考えると、捉えられることかというふうに考えています。

市長の今のお話の中で、ある程度分かったつもりではありますけれども、その出生率を上げなければ、やはり我々の頃は多分、塩沢中学校だけで同級生が310人いるので、今、市内で去年生まれた子供はそれを切っているわけで、3分の1の感じかというふうに思っています。そこをやはり底上げしていかなければいけないということで、市長はまた独自で考えていて、反映できればいいかと思っておりますけれども、その出生率を上げるには、もうプラス何か一言があれば、市長の答弁としていただければというふうに思います。例えば、婚活になるのかもしれないし、結婚すればやはりお子さんを持てる方は持っていただくような形が多いかというふうに思っていますので、どういうことが考えられるかということを質問させていただきます。

○議 長 市長。

○市 長 市民福祉の向上について

ざっくばらんに行ってもこのことはよく出るのですが、正直、常に答えに窮するのです。これをやれば出生率がばんばん上がります、ということと言える人がいたら素晴らしいのですが、私もその一人にはなかなかない。例えば、出会いがなければまず駄目でしょうね。だから、この今回のコロナで、よくざっくばらんするときにも前置きとして言うのですけれども、確かに感染は怖かったし、ワクチンの課題とか様々ありましたが、市長として一番心配していたのは、またこれで子供が生まれなくなるといったことですという話をする、意外に、はっとする顔をする人が多いのです。その渦中にいると誰も気がついていなかったのかもしれない。戦争があったのと同じぐらい、子供がまた生まれなくなりましたという話をする——だって300人台から200人台になりましたから。こういうことだったです。

だから、これからは努めて、人が出会う場所とか、明るい気持ちになっていくこととか、後ろを向いたり、嫌な話ばかりしないで——雪のこともそうです。雪の取組をやるのが、子供の出生率を上げることだと思って、一部思いながらやっていますから。そういう観点で——何を言っているのだと言われるかもしれませんが、本当はそういうことです、本当は。出生率を上げるために婚活の話だけしていても駄目、雪の話だけでも駄目です。だから、そういうことではないかと私は思います。

あとは、我々がこの地域を否定しない。我々は親に向かって文句は言えませんし、私も自分に問いかけると、この地域の悪い話をいっぱいしてきたのではないですか。だから自殺率

も上がるのかもしれませんが。だから気がつかないと思う。いかにこの地域がよくて、これからよくするぞという機運にあふれるか、そこにお医者さんだつて来ると思う。そこに子供たちがここに住みなそうとするだろうと私は信じるし、これまでのように、ここでは駄目だからよそを見なさいみたいな、よそに出て行きなさいとばかり言い続けてきた地域性に、そろそろ我々が気がついて、全てこういう施策も個別のことだけやっても駄目。そういう機運にあふれた中でやっていくことが、出生率の増加や、そして子育てにすばらしいまちだと、ちょっとくらい悪いところがあってもいいまちだとか、そういうことになっていくのではないかと。あまり何かそういう気持ちで取り組んで、もう残りの人生の時間を考え始めていますので……皆さん、そうではないですか。本当に、もうそんなことを言っている場合ではないぞという感じに、最近本当に追われるような気持ちがあるのです。議員いかがですか。

○議 長 17 番・塩谷寿雄君。

○塩谷寿雄君 市民福祉の向上について

子育ての話ですけれども、ハードの面もいろいろ考えていただければと思いますし、障がい児ができた保護者の方は、やはり大変です。規定に伴わないことも当市でできれば、非常に最高だというふうに思っていますので、そういうことも考えていける市であってほしいと思います。

3 番に移ります。3 番はアイデアをぶつけました。市長も市役所に来ない市役所をつくりたいと、市長がよく——ほかでもできるという意味ですよね。市役所に来なくてもほかで用が済む市役所をつくりたいという意味だと思うのですけれども、そこにはやはり地域コミュニティの力というものが大きく関わってくるのかと思ひまして、先ほど言った介護のお風呂の話も、当然介護が必要な今の条件の人を入れられるようなお風呂とは言っていないわけであって、やはりそういう前の方のストップということの中でできる範囲かというふうに思っています。

これはアイデアをぶつけたただけなので、ぜひ、上勝町とかに市長も視察に行って、どういふことの実行が行われているか。百聞よりも……上勝町は市長と一緒に葉っぱビジネスでは行っていますけれども、ごみでは行っていないと思いますので、行ってみたいかがかというふうに思っています。ごめんなさい、質問しないで。大分こういう話なので、ここは終わります。

ざっくばらんの話に行きます。本当にそこで一番市長がばつとスクリーンを見て説明したわけですけれども、そこで市長の説明の後に、やはり本当に 20 年来の道のひび割れがすごかったところが、今回ふるさと納税で直る。消雪パイプの水が出づらかったところが、何年後には直るといふ市長の話聞いて、喜んでいた人が何人もいました。本当にそういうことが一つずつできるのもふるさと納税が絶好調ということのおかげで、市のそういうインフラ整備もできるのかというふうに思っています。

いろいろ困っている人がいますので、ぜひざっくばらんでいろいろな話を聞いて、具体的な予算の反映の中身は、このたびは市長は答弁は控えているとは思いますが、今後の

ざっくばらんに向けて市長が何かありましたら、もう一言答弁をいただければ。このざっくばらんの話を、あと3月までなのでいろいろ聞くわけですよ。でも、予算的にはもう大分限られてきていますので、いい話を聞いていければいいかと思います。市長の答弁がありましたらお答えいただければというふうに思います。

○議 長 市長。

○市 長 市民福祉の向上について

12月の終わりで終わるかと思ったら1月も少しまだあるということなので、まだ出かけて行きます。加えて、今、企業の会社の方からも呼んでくださいという話をして、ざっくばらんの企業版もやっています。あと、お年寄りの会も今回は2回ほど、今年になって初めて、老人クラブの皆さんから——いいですね、老人クラブの皆さんとお茶を飲みながらです。話題がちょっといつもとは違う感じですけども。

ただ、企業の皆さんは、社長さん方がこのことを聞いて、社長が聞くのではなくて、その若い社員さん、本当に20代、30代の方が多かったのです。うれしかったです。気がつけば、ほとんど市のことを知らないです。本当に知らないということにも気がつかされる。だから、今回も出ていましたけれども、広報の在り方はどうすべきかとか、そういうことは身につまされるという思いがします。

なので、難しいですけども、ざっくばらんは非常にいい場所になっていると思います。できればそこで得たものを肥やしにしながら、また皆さんにもすばらしい、私にとっては言葉が悪いですけども、砥石の場というか——ざっくばらんだけではないです、議会もそうだと思います。そういうお互いに磨き合う場、そういうふうにやればいいと思います。そこで私が心がけているのは、自分の携帯番号も全部その皆さんに教えて、何かあったら電話してくださいということですが、そんなに全員はかけてきません。でも結構来るのです。そういう信頼感の一つずつになっていければという思いも持ちながら、今やっているところでありますので、これからもやらせていただきます。

〔「終わります」と叫ぶ者あり〕

○議 長 以上で、塩谷寿雄君の一般質問を終わります。

○議 長 黒岩揺光君の一般質問については、地方自治法第117条の規定により、塩谷寿雄君の退場を求めます。

〔塩谷寿雄君退場〕

○議 長 質問順位17番、議席番号1番・黒岩揺光君。

○黒岩揺光君 どうも傍聴者の皆様、今日も本当にありがとうございます。今回は大項目4点ですけども、本当に林市長にはいつも感謝していて、今回、道の駅ですね、屋内遊戯場ができるという方針が示されて、結構先の長い話ではあるんですけども、私が要望していたことがそういうふうになって——私が要望したからではないかもしれないけれども、そういうふうになっていくことにとてもうれしいと思っているし、ぜひ、それをどんどんアピールして行って、林市長の人气がどんどん上がって行って、市民生活がよくなっていくこと

を私は望んでいます。

今回の4つの質問も見ると、また黒岩は批判ばかりしていると思うかもしれないけれども、違うのです。ぜひ、私の質問を通して、林市長のよさをアピールしてもらいたい。若者が帰って来られるまちづくりをするためにはどうするかを考えた上で、この質問項目を選んでおります。いろいろな失敗とかもあるかもしれないけれども、その失敗からどういうふう立ち直るかというところの部分で、人の心は動かされるときがあると思うので、そこからどう立ち直るか。私も林市長に選挙で3年前に負けて、すごいいろいろ学んだ、成長させてもらった過去があります。そういったところから、林市長がどうやってここからやっていくかというのを、ぜひ学ばせてもらいたいという思いで質問します。

1 前議長の起訴猶予処分などが市政に与える影響は

まず、第1項目、塩谷寿雄前議長の起訴猶予処分などが市政に与える影響はということでございます。前回の市議会議員選挙の投票率は65%で過去最低です。立候補者数も23人で過去最低。これだけ人口減少が進んでいるにもかかわらず、政治に関心が向いていない。そして過去4年間でいろいろな不祥事とかが後を絶たず、市や市の関連団体、関係者の不祥事が後を絶たず、政治離れがさらに加速しないか、私は懸念しております。ぜひ、そうではないと言ってもらいたいのですけれども。

過去3年間で市の観光協会が実施した補助金事業で不正が2件ありました。2020年のプレミアム付き商品券事業での不正購買。私はこのときの3年前、議員ではなかったですけども、このときだけでも、こんなことが起きるのかとすごく驚いたわけです。でも、今思うと、それ級のものがかんたん出てきているではないですか。去年の11月には上越国際観光協会の元会長の1,900万円の私的流用。今年6月には畔地浄水場から安全性が確認されていない水が一般家庭に流れてしまって、水は飲まないでくださいと呼びかける事態が発生。

そして11月です。林市長が議員時代に同じ会派で活動していた塩谷寿雄前議長が、公職選挙法違反で検察から起訴猶予処分を受けました。11月14日付です。これは犯罪事実が認定されました。公職選挙法違反です。起訴猶予処分という事実を多くの市民が知らないです。地元の新聞では不起訴処分というふうに書かれました。

不起訴処分というのは2つありまして、証拠が十分でない嫌疑不十分で、それが1つ。もう一つが犯罪事実は認定します、証拠は全部あります、でも裁判はしませんという起訴猶予処分。この2つは全然違います……（何事か叫ぶ者あり）起訴猶予処分というので、犯罪事実は認定された……（何事か叫ぶ者あり）それで……犯罪事実は認定されて、ほかの市議会ですと、起訴猶予処分を受けた方に辞職勧告決議案が出されて可決された例まであるぐらい、結構重いことをしたのだと思うのですけれども、塩谷前議長はいまだに一度も公的な場面で謝罪はしておりません。

公職選挙法違反ということで、自分の名前が書かれた花輪を飲食店に贈呈したわけですけども、そういうことがオーケーになると——オーケーというか、そういうことをして謝罪も

しなくてもいいとなると、あの人はそれなりの方だから、そういうことをしなくても大丈夫なのかとかと若者が思ってしまって、政治離れがさらに加速してしまうのではないかという懸念を——私が思い込んでいるだけかもしれないですけども、もしかしたらそうかもしれない。

そういう意味で、もちろん若者が帰って来られるまちづくりということは、多くの若者に政治に参加してもらいたい、2年後の市議会議員選挙にはたくさんの若者に出てきてもらいたいという思いで、こういったことがそういった若者の政治への関心、市民全体の政治への関心にどういった影響があるのか、市長の見解を伺います。

○議 長 黒岩揺光君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長。

○市 長 それでは、黒岩議員のご質問に答えてまいります。

1 前議長の起訴猶予処分などが市政に与える影響は

今回4つの項目ですが、まず1点目の塩谷寿雄前議長の起訴猶予処分などが市政に与える影響はということであります。市の補助事業のプレミアム商品券のときの、私にとっては非常に衝撃的な、これは私の失敗の一つでもあります、しかし他方では、ある大変な業界の皆さんを助けたということもあった。1つの事象というのは、1つだけではないです。ただ、別に逃げているわけではありません。やり方は失敗したけれどもというところは、もちろん反省していますが、度々反省の弁は述べています。

加えまして、上越国際の問題とかがあります。この市の補助事業などから、先ほど前議長の起訴猶予処分の案件まで、不祥事……こういう言葉は難しいですね、私としては。いいと思って話される方は不祥事と言うかもしれないけれども、少し擁護したい私の立場とか気持ちとかも——全部ではないです。そういうものもある中では、この不祥事という言葉が非常に私はしっくりしないのですけれども。ただ、議員がもうお使いなので不祥事という言葉でくくって、でも、これを一からげというか、全部一つにしてこのことでお尋ねであれば、市政に対する不信感とかそういうこともある人もいるでしょうし、様々だと思うのです。不安感とか、おい、市長もうちょっとしっかりしろとかという言葉にもなるのかもしれないし、いろいろな受け止め方があると思います。市民の皆さんにそういったいろいろなことを、思いを与えてしまったということについては、やはり率直に思わなければいけないと思います。

個々の事案については、その内容によって様々違います。南魚沼市として市政という観点からどう伝わったかという影響は、ということですが、この判断、これらはすごく難しいと思います。それぞれ対処しなければいけない事案もありますし、しかし、我々が当事者として立ち向かえない問題も——全部先ほどいっぱい話がありましたが、あると私は思います。

心配されている政治不信や政治離れに、やはり何よりもつながらないように、市とまた市議会の皆さんもそうではありますが、より建設的な議論、そういったものを尽くしながら、市政がすばらしい形で今議論もあり、そして進められているというような、前向きで、市民にとって有益なものと感じられるように展開していくように我々は努力する、それのみではな

かろうかというふうに思います。

先ほど前議長の謝罪云々という話がありました。不起訴、嫌疑不十分の問題や起訴猶予のところは違うとか、いろいろ議員からお話がありましたが、どちらかという私としては議員と少し角度が違うのかと思います。裁判を受けていないわけです。裁判の手前の話ですから。例えば、言葉が悪いですけれども、前科もつきません。だから、確かに公職選挙法の問題がありますが、この話を始めると長くなってしまいますけれども、例えば年賀状一枚も出せないですね、出せません。それから様々あります、いっぱい。しかし、その法律の内容等々から照らし合わせて、花輪等で名前を出してはいけない、または名前を類推できるものも禁じられている。

でも、基本的にこの公職選挙法で一番言いたい私は肝は、法律というのは——田中角栄さんの有名な話がありますけれども、法律にはストーリーがあるということです。いっぱい立法した田中さんが言っている。だから文字のない、行間に何が本当は書かれているか。あれはやはり、例えばお金、金品等を配って、有権者に票を入れてもらうように促す行為とか、そういう最大やってはいけないこと等との、比較論ですけれども、そのことの重さ。例えばいろいろなものがあると思います。年賀状を出していて、これは出してはいけないなくなったな、そうだったと思ってやめたという経験も、私は赤裸々にはあります。誰からも、少なくとも黒岩議員から告訴されたことはありませんし、そういうところもあるではないですか。

花輪は、私は多くの市民から、私は誰一人からもこれが不信に陥るといふようなところまでという話は聞いていない。やっていいか、悪いかということの話とは別の話をしているのですけれども。これ以上言うともたまた申し訳ないので言いませんが。何が言いたいかという、そういう不信感に陥るまでの事象であったかどうかというのは、少し私は違うのではなからうかと思っています。

○議長 1 番・黒岩揺光君。

○黒岩揺光君 1 前議長の起訴猶予処分などが市政に与える影響は

1 点再質問させていただきます。塩谷議員のことについてはそういう意見があっても全然いいのかなとは思。確かにお金を配るような行為よりはそんなに重くはない事実なのかな、行為なのかなとは思ったりもするのです。3月議会でこの件について一般質問で取り上げたときの発言を、林市長が覚えているかどうかは分からないのですけれども、そのときに私は、私と林市長が戦った市長選の話をして、そのときに私の行為に関して林市長は、恥ずべき行為であり、私の行為に関しては違法行為だと思っていました、というふうに議事録に残っております。恥ずべき行為であり、違法行為だと思っていました。私は検察から起訴猶予も受けていませんし、客観的に何か犯罪を犯したとか、そういったものは受けていませんし、何も客観的な違法行為的なものをしたという認定はないのです、ない。

もちろん何か私の陣営の方が、もしかしたらしたのかもしれないし、それについて道義的に謝罪もしているのですけれども、塩谷寿雄議員の場合は、検察が犯罪、違法したと認定しております。塩谷議員のことに関しては、林市長はしっかりしてもらいたい、罪に関して

は重さ軽さがあり、軽いほうなのかなみたいな趣旨の発言をされているわけです。この2つを見ると、私が思い込みをしているだけかもしれないけれども、林市長と同じ会派で活動していた方、選挙では一緒に応援し合う仲——何というか、そういった方ならば、ちょっとぐらい罪を犯してもそういうふうを守ってもらえたりもするけれども、私みたいに林市長に対して対抗した方、政治信条が違う、戦った方に関しては、そもそも犯罪行為がどこからも認定されていないにもかかわらず、違法行為だと思っていました、恥ずべき行為だというふうに断罪されてしまうというのが、若者が帰って来られるまちづくりと考えたときに、いろいろな新しいアイデアの若者を入れなくてはいけないのに、俺と意見が違う人に関しては、市長と意見が違くと冷遇されてしまうのかみたいなイメージになってしまうと、若者も帰って来られなくなってしまいかと、私が勝手に思ってしまうのです。もし、それに対して何かそうではないのだというふうなのがあったらお願いいたします。

○議 長 市長。

○市 長 1 前議長の起訴猶予処分などが市政に与える影響は

私をあまり軽く思ってもらいたくない。私はそんなことで、退場した人だから、もしくは仲間だからということと言うなんてことは、特に公のこの場で言うことは全くありませんから。ただ、私はあなた——ごめんなさい、またこれをやると、これ以上言いませんけれども、まるで違うと思います、内容が。もうこれ以上は言いません。そういう観点では全く、私は話をしていませんから。逆だったら、そういう先ほどのあなたと塩谷さんが入れ替わった見解を私は持つかもしれない。そんなふうに思って市長は務まりませんから、という思いでやっているのです、どんな人が市長になるか分かりませんが、そういう気持ちです。

○議 長 1 番・黒岩揺光君。

○黒岩揺光君 1 前議長の起訴猶予処分などが市政に与える影響は

分かりました。もう押し問答になるので、2問目に行きます。

○議 長 時計を止めてください。塩谷寿雄君の入場を認めます。

[塩谷寿雄君入場]

○議 長 時計を再開してください。

1 番・黒岩揺光君。

○黒岩揺光君 2 市の幹部職員が逮捕されたが再発防止策はあるか

では、2問目に行きます。市の幹部職員が逮捕された件について再発防止策はあるかに関してお尋ねいたします。市の幹部職員が、不同意わいせつ容疑で逮捕されまして、もちろん林市長はそれについてウェブでも謝罪されていますし、議会でも開会前にしっかり謝罪されているし、別にそのことに関しては物すごく評価はしています。

そもそもこれはまだ容疑の段階なので、慎重に扱わなければいけないし、本人は容疑を否認されているわけですから、この中身に関して特に何か話すというわけではなくて、林市長も謝罪されているし、これから綱紀粛正に取り組むということをおっしゃっていたので、今後その再発防止策を考える上で、市としてどんなことを考えられているのかということをお

尋ねさせていただきます。お願いします。

○議長 市長。

○市長 2 市の幹部職員が逮捕されたが再発防止策はあるか

それでは、黒岩議員の2つ目のご質問の、市の幹部職員が逮捕されたが再発防止策はあるかということです。職員が逮捕されたことにつきましては、これは内容が本当に事実だとすれば、大変遺憾なことでありますし、まずは公務員としてあるまじき行為であろうかというふうに思います。加えて、内容が事実だとすれば、公務員ではなくてもやってはいけません。市職員への信頼を大きく失墜させることにならないか、本当に心配しているところであります。これは経緯、推移を見守りたいと思っています。そうだとしたら本当に遺憾なことであります。

再発防止策ですけれども、これまでも事あるごとに職員には綱紀粛正という、言葉はあまり使いたくない言葉ですけれども、当然のことを当然ながらやっていこうということだと思っているのですが、そういう綱紀粛正を求めているところです。

事件発覚後の12月の全体朝礼というのがすぐ数日後にありました。全体朝礼というのは、集まれる職員は全員、そして、話は全部の職員に伝わることになっているのです。普通の朝の朝礼でもそうですけれども、月初めは特にそうです。私から直接これらのことにつきまして話をさせていただき、これは公私を問わず、そして、公務員としての職務遂行の中ではもちろんであります。自分の行動を厳しく律するということと、しかしながら、このことをもって、自分たちの活動やそういうことに萎縮をしたり、そして下を向くことなく活動をしてほしいという話もしました。

一方で、綱紀粛正であります。何が言いたいかということ、私はこのたびのそういうことにつきましては、組織としてというよりも、やはり個人の倫理の問題でありますから、そういうことを混同して、みんなを萎縮させるようなことがあってはならないという意味で、今ほどの挨拶もしたということでもあります。やはり何よりも人間としての倫理、そこにかかっていると思います。

以上です。

○議長 長 1番・黒岩揺光君。

○黒岩揺光君 2 市の幹部職員が逮捕されたが再発防止策はあるか

個人の倫理にかかっているという部分で、とても私もそうだなと深く思いました。綱紀粛正の部分で、それもいいのかと思うのですけれども、私だったらこうするという部分を、今お話ししますので、そこで市長が黒岩さんだったらこうするのだ、その部分はいいいね、その部分は違うねとかいうのがあったらおっしゃっててください。行きます。

今回の事件の特徴に関して言いますと、60歳ぐらいの男性が30代の女性に不同意わいせつということは、抵抗できない状態にさせてわいせつなことをしたということになります。つまり、年配の男性が若い女性に対して犯した犯罪容疑ということになります。とすると、私がトップであるならば、女性の活躍とか、女性とどう接するとかというそういう部分が、

結構大事になるかと私だったら思うので、セクハラとかパワハラ研修を強化する、1点目。

2点目、市長はコンパニオンに市長交際費を使うことがオーケーというふうにおっしゃっていましたがけれども、私だったら税金を使ってまで——コンパニオンという職業は別にいいのですけれども、それは女性の昔の固定的な価値観的なもの関わっているもので、やるとしたら自腹でやったほうがいいのかと思ったり、例えば行政区長会のアンケートで、女性が役員になることのデメリットを聞くのではなくて、女性が入ることのいい点を聞くとか、女性が入ることのデメリットを聞いたら、男性が入ることのデメリットも聞いたほうが、何で女性だけ聞くのというふうにつながってしまうから、そういうふうなところを変えたほうがいいのかとか。

例えば、男女共同参画を推進するべき企画政策課に、1人ぐらい女性職員を置いたほうがいいのかとか、例えば年配の男性と飲み食いする機会が多い部署、議会事務局です。私が入ったとき、議会事務局の職員は4人中3人が女性でした。今は2人になりましたけれども、そういう議会事務局の職員に若い女性はできるだけ置かないようにするとか。

例えば、一般質問で第三者からのセクハラ目撃があったみたいな、私が一般質問したときに林市長は、第三者の目撃に関しては信頼関係の中で出来上がっていると思っているので、ハラスメントなのかジョークなのか、例えばユーモアという範囲になる場合には、第三者の視点というのが果たしてそれで成り立って、またそれが独り歩きしてもいいのかという、そうでもないでしょうと。第三者の視点に関してジョークにもなり得るみたいなことをおっしゃっていましたがけれども、そういうのではなくて、しっかりセクハラはいけない、セクハラというものの知識を深めて、企画政策課のほうに女性を配置するとか、そういう——女性とどう接するか。女性の活躍は市長も公約に掲げられていましたがけれども、女性が活躍できる社会に向けて、これまでの林市長のそういった行動とか、市のこれまでのアンケートのとり方とか、そういったものを振り返られて、何かここを変えたほうがいいのかみたいに思うことがあればおっしゃってください。

○議 長 市長。

○市 長 2 市の幹部職員が逮捕されたが再発防止策はあるか

市の幹部職員が逮捕されたが再発防止策はあるかという中で、それに絡めて全部今しゃべられたのかということで、間違っていないのかもしれませんが、私はいささか質問の仕方が、何ていいますか、注意を促したいところはありますけれども。今ほど言ったところ全部、100%外れているわけでも、全部当たっているわけでも全くありませんが、いろいろなことを通じて、そういうセクシャルハラスメントがいけないとか、パワーハラスメントがいけないとかそういうことは、今本当に当たり前みんなが感じる世の中になっているというところでもあります。

このものの質の重さ……行為の重さ、軽さはあるかもしれませんが、しかし小さいところからもしかすると始まっているというのは、あるのかもしれませんが。そういったところをみんなでいろいろ注意喚起したり、お互いに勉強し合って、組織の中のそういう力を高めてい

くということは非常に必要だと思っているので、そういったことが再発防止の一つになればと思います。ですが先ほど言った、今回のような逮捕された内容が事実だとすれば、それはかなり特殊な、そういう職場環境で変えられるものなのかどうかということも含めて、少し考えるところがあります。

しかし、みんなが注意できるような感じとか、相談しやすい体制をもっときちんとして、もっと先に見つけるとか、大きくなる前に見つけるとか、そういうことはやはりあったのかなということは感じます。そういう意味も含めて私としては、そういう点からの責任も感じる場所が大であるというところでもあります。

〔「議長、休憩動議」と叫ぶ者あり〕

〔「賛成」と叫ぶ者あり〕

○議 長 休憩といたします。

〔午後4時15分〕

○議 長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

〔午後4時31分〕

○議 長 先ほど関常幸議員より動議が出された件につきまして、塩川議会運営委員長より報告願います。

議会運営委員長。

○塩川議会運営委員長 先ほど関常幸議員から出された動議につきまして、ただいま議会運営委員会を開かせていただきました。委員の皆さんと話し合った結果、先ほどの黒岩揺光議員の発言に対して削除を求めるまでには至らないという結論が出ました。

以上で報告を終わります。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 一般質問を再開いたします。

1番・黒岩揺光君。

○黒岩揺光君 2 市の幹部職員が逮捕されたが再発防止策はあるか

林市長がおっしゃった相談できる、しやすい体制とかそういったものをつくっていききたいというふうなことだったのですけれども、そういった相談できる体制がどれほどできているかということに関して、1点だけ再質問して次に行きます。

私は16年ぐらい海外に行っていて、前の職場は幹部職員がもう半分ぐらい女性で、セクハラ研修とかもあるのですが、そこであるセクハラ研修というのが――日本でセクハラ研修というと、男性が加害者で女性が被害者みたいなものが多いかと思うのですが、向こうだともう女性の幹部がそれぐらい多いから、女性も若い男性に対してセクハラが起り得るのだというみたいな、そういう啓発活動までも行われているぐらいの場所なのです。

日本という国はそこから見ると、男女平等インデックスみたいなものが毎年出されるので

すけれども、結構最下位クラスなのです。アジアでも結構下のほうです。私はここに帰ってきて7年ぐらいたつのですけれども、南魚沼市という市議会とか、市の中でいろいろ生活していく中で、日本の中でも結構女性の置かれた位置というのは大変きついのかとか、私の中では勝手に思い込んでしまっているところがあるのです。

林市長のここ7年間中で、相談しやすい体制というのを築かれようと言われてきたと思えますけれども、今、南魚沼市役所はどういった、結構いつているなというのか、まだ改善の余地があると思っているのか、そこだけ。改善の余地があるとしたら、どんなところをもう少し改善していきたいと思っているのか。セクハラとかそういった女性の部分でもし何かあったら、そこだけ最後にお聞かせしてもらって、ここは終わりにします。

〔質問させてください〕と叫ぶ者あり〕

○議 長 市長。

○市 長 セクハラだけでいいのですか。セクハラだけをお聞きですか、もう一回。

○黒岩揺光君 そうですね、セクハラですね。セクハラでそういったことがあったときに相談できる体制を今まで7年間、つくろうと言われてきたと思うのですけれども、その部分だけで結構です。

○議 長 市長。

○市 長 2 市の幹部職員が逮捕されたが再発防止策はあるか

この件については、はるか以前というか、比べようがないのですけれども、いっぱいそういうことができなかつた時代から見たならば、今そういうことが非常に相談しやすい体制とかを市内はつくっていると思えますし、このことについては総務部長のほうに少し答弁させますのでよろしくをお願いします。

○議 長 総務部長。

○総務部長 2 市の幹部職員が逮捕されたが再発防止策はあるか

ハラスメント全般にわたる窓口ということで、総務課の人事係がその窓口。消防にも消防のほうで庶務係ということになっておりまして、職員のほうにもその周知を行って、気軽にいつでも相談に来てくださいと。あるいは新人の職員ですね、新人の職員に対しての相談ということで、皆さんの困ったことも、何かあったら人事係にいつでも来てくださいというようなアナウンスをしています。

以上です。

○議 長 1 番・黒岩揺光君。

○黒岩揺光君 3 他の自治体と比べて市の高齢者福祉は手厚いと思うか

では、3問目に移ります。他の自治体と比べて市の高齢者福祉は手厚いと思うかということについて質問をさせていただきます。高齢者福祉は、市のアンケートをとると、高齢者福祉に力を入れてほしいという声が物すごく高い状況になっております。林市長の公約を見ると、高齢者福祉はあるはあるのですけれども、医療と絡まっているとか、介護に絡まっていたりとかして、高齢者福祉についてどうするかというのは、あまりそこまで強く押し出され

ていない印象があったのです。

南魚沼市は他の自治体と比べて高齢者福祉には手厚いと思っているのかどうかという部分をお伺いするのですが、水道料金なのです。またいつもすみません、水道料金。福祉減免制度が9月から廃止されました。高齢者の非課税世帯の方たちには、基本料金が1,300円安くなっていた福祉減免制度が9月に廃止されて、存続を求める署名が700人以上集まりまして、それを提出させていただきました。けれども、今のところまだ返事がない状況でございます。

高齢者宅の除雪支援予算額。高齢者宅、高齢者だけで暮らしている非課税世帯の方は、屋根の上の除雪はしてもらえるのですけれども、玄関前は今のところ南魚沼市はしてもらえていないのです。魚沼市に移ると、玄関前の除雪もしてもらえます。魚沼市にいくと、高齢者への除雪援助額が年間5,500万円、人口3万人です。南魚沼市の場合は人口5万5,000人とかで1,500万円ですか。これは3倍ぐらいの差があるのですかね、3倍以上。なので、とにかく地域を回っていくと年金で暮らしている非課税の高齢者世帯の人たちは、もう雪を見るだけで怖いとか、水道料金が9月から1,000円ぐらい上がったとか。足の問題もあって、高齢者福祉にすごい力を入れてほしいという声が上がっているけれども、果たしてどうなっているのだろうという思いがあった。

ただ、私が知り得ない部分で、こういう部分で高齢者福祉は俺らは力を入れているのだという部分が、もしかしたら、私の知り得ない部分があるかと思ったので、その部分で林市長の見解をお伺いしたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 3 他の自治体と比べ市の高齢者福祉は手厚いと思うか

それでは、黒岩議員の3つ目のご質問の、他の自治体と比べて市の高齢者福祉は手厚いと思うかというご質問に答えます。それぞれの自治体が行う様々な施策は違うわけですが、地域課題、また地域社会の情勢、財政事情などに合わせて、多様性や独自性があるべきものだとまずは考えています。

個々の事務事業とか予算の措置、予算のつけ方とか人員配置などは自治体によって様々でありまして、どこかこの部分ということの比較で手厚いかどうかを判断することは、私は適当ではないのではなかろうかと思えます。

ご質問のように、当市の高齢者福祉、また例えば介護の充実が十分であるかと思って想定して、今、問答集を自分をつくってきているわけですが、まだまだ十分とは言えないものと考えています。これは逆に言えば、まだまだというよりも終わりはないと私は思います。

市民の皆さんの声も、この分野に継続して力を入れてほしいということは非常に理解をしています。このため、よりよくするためのこの継続的な検討、また見直しの作業がやはりそれは必要であると思えます。だから、どこかで止まるということではないと思うのです。

その際には、他の自治体の状況について参考としたり、議員がお話しいただいている、何度かもうここでやっていますが、魚沼市の玄関先除雪の問題とかも、聞き逃しているわけで

はなくて、ではうちの市だったらどうということが、というようなことについては、これはやはりいろいろ検討の材料にさせてもらっているというのはありますので、その辺は少し、そういうこともあるが今はどうだという聞き方をされれば、まだ……3月の議会もありますから、例えばそういったところでどういうふうに反映ができるかとか、今、鋭意みんなで考えているところです。

しかし、私どもの市で、黒岩議員に言われたからだけでやっているのではないのですけれども、前からこの不足の部分ということを、より手厚くという意味も込めて、令和4年度には予算科目や対象世帯の規定について整理させてもらって、手続の簡素化、効率化。ただ金額だけではないのです。だからそういうことも含めて、今、手を打ち始めている。例えば筋力づくり教室などもあります。こういったようなこととか、地域包括支援センターのこと、それからやはりお年寄りにとっては医療のことや様々なことは、非常に大きなテーマだと思います。こういったことでよりよくしていく。

そして、今日も先ほど塩谷議員とのやり取りの中でやった、これから地域において、地域課題として——全体の課題ですけれども、地域のところにいろいろなまたサービスの在り方や、見守りのやり方とか、足の問題とか、こういったことにもつながる。例えば除雪の体制もより地域に入っていくほうが、あのおばあちゃんのおその家が大変だということが分かるわけです。民生委員さんのこれからの将来像としては、なかなか成り手がいないという課題まであります。

そういったことも含めて、いろいろなところが今ほころんできている部分も含めて、これからどうしていこうかという話をやはりやっていく。そういう意味で高齢者福祉は手厚いと思うかという質問ですが、これを判断するというのは極めて難しく、決していいなんて言って誇らしい顔をする必要もないし、しかしここは足りないということを常にびくびくしながら、恐れおののきながら行政というのは進めていかなければならないという姿勢だと私は思っています。

答えになっているかどうか分かりませんが、市の状況に応じた検討、見直しを絶え間なく続ける必要があると思っていますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議 長 本日の会議時間は、質問順位 17 番までとしたいので、あらかじめ延長いたします。

○議 長 1 番・黒岩揺光君。

○黒岩揺光君 3 他自治体と比べ市の高齢者福祉は手厚いと思うか

今の答弁からすると、他の自治体とはいろいろな状況が異なって、はっきり言って手厚いとは言えないということ。いろいろな状況を鑑みながら判断は難しいということです。とにかく私が自転車でいろいろな地域を回って、独り暮らしのおじいちゃん、おばあちゃんとかは、本当に大変な生活状況というか、つららを見るだけでノイローゼになるとか。福祉減免制度の廃止のときもそうですけれども、何かちょっと切り捨てられている感が物すごくあるというか。そういったときに、いや違うのだ、南魚沼市はこういうところでほかの自治体と

比べて力を入れているのだというところを、どうしても言いたい自分がいるのです。

なので、今、林市長がおっしゃった魚沼市のように、玄関前の除雪は、もちろん黒岩議員の言っていることは聞いているというふうにおっしゃっていましたがけれども、当然、3月議会でも言っていますので……言っていると思うのです。私は議会で言っているというわけです、おじいちゃん、おばあちゃんに。私は議会で言っているのですと言っているのだけれども、まだ予算化はされていないのだけれども、そのときにやはり言いたいのです。こういう事情があって駄目なのだということを知りたいので、林市長がもし可能なら、もちろん頭の中で検討はあったけれども、まだできていない理由、私の知り得ない理由があると思うのです。それがもしあったらお知らせしてもらってもよろしいでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 3 他の自治体と比べ市の高齢者福祉は手厚いと思うか

玄関前の除雪のことを先に言いますと、今、検討、見直しを継続して行っていると答えています。これを本当に導入できるかどうかの検討を、今始めていますので……結果はどうなるかは別です。別ですが、いろいろやっていきたい。

しかし、このことだけではないのです。様々あります。議員は今、自転車で——よく自転車の話が出ます。本当に回っておられるのだと思いますが、私も歩いて回ったことがあった。そういう経験の中で、例えばチャイムを押して、出てくるまでに30分かかるとおばあちゃんが、これほど多いのかということの中で、やはりその膝の問題というのがあるのかなど。例えばそれがもう少し進めば、転べば今度は寝たきりになってしまうのかなどか、やはりいっぱい歩けば、また自転車で走ればいろいろなことが分かってくると思うのです。そういうところからやはり発想しています。

だから、先ほど塩谷議員と話をした12の地域づくりが宝であって、そのところで例えばこれからもっと考えて……孤食です、孤独に食事をする人。回っていて思いませんか。独り暮らしで、どうやってごはんを食べているのかとか、そういうことの解決も含めて様々ある。だから単に高齢者福祉といっても、除雪のことだけでもないし、心の張り合いとか、そして明日への希望というか、明日の予定づくりとか、そういうことのためにやはりたまり場をつくるとか、いろいろなことを考えていかなければならないのではないかと考えているのです。

だから、高齢者福祉をやはり議員が非常にこれは課題であると思っているのは、私と同じ、そういう意味では共通している気持ちだと思うので、除雪のことは今いろいろ検討を始めているということですから、と答弁していますので、これ以上のことはまだ言えません。

なので、様々課題がある。これらを地域の力を借りながら、行政だけではできません。そして足の問題は単にここに来るという前提だけに立っていると駄目だけれども、こちらから逆に、なるべく来なくてもいいシステムをつくるとか、やはりそういう相互関係がある中で、南魚沼モデルをつくって、やがては全国からこの地域に高齢者福祉の、総合的な意味ですばらしい地域で、雪国でよくここまでやっているというような市を目指して、全国から視察の列がつながるような、そういう市を目指していきませんか、という思いです。

○議 長 1 番・黒岩揺光君。

○黒岩揺光君 3 他の自治体と比べ市の高齢者福祉は手厚いと思うか

ぜひ、そういう市を目指していきたいと本当に思います。この前も自転車で走っていて、70代ぐらいかのおばあちゃんが1人で、もうふらふらなのです。ふらふらで歩いていて転びそうだったから、大丈夫ですかと言ったら、市民バスを間違えて乗ってしまって、帰れなくなってしまったと。次のバス停で降りて、そこから歩けるだろうと思って歩いたけれども、もうふらふらになって倒れそうだったみたいな、そんなおばあちゃんがいて、もうタクシーをすぐ呼んでやったのです。半年前に免許を返納したのかな。半年前に免許を返納してしまって、それでそういった方がいらっしゃるのを見ると、本当に今後どうなっていくのかという思いがあるのですが、今、林市長の答弁を聞いて一緒に頑張っていきたいと心から強く思いました。

4 移住者を呼び込むため市の魅力をPRするキャッチコピーを

最後、4つ目行きます。4つ目のこれが今日の一大テーマです。これは本当に林市長のPRをぜひしていただきたい。この4つ目の質問、若者が帰って来られるまちづくり、移住者を呼び込むために市の魅力ですね、南魚沼市しかない魅力をどう発信していくか。

やはり私が思うに、一言で何か言えたらいいなと思っていて、一言で言うのは難しいと思うのですけれども、一言で何かキャッチコピーみたいなものがあつたら、それを核に何か移住者とか、そういった何かが広がっていくのかとか思ったりもするのです。林市長がそういうキャッチコピーはあまり必要ではないと、もしかして思うかもしれないし、分からないのですけれども、とりあえずオープンクエスチョンで、他の自治体にはない当市の魅力を一言でPRするとしたら、どんなことがあるか。私は重要と考えるのですけれども、市長の見解を伺います。

○議 長 市長。

○市 長 4 移住者を呼び込むため市の魅力をPRするキャッチコピーを

黒岩議員の4番目のご質問です。移住者を呼び込むため、市の魅力をPRするキャッチコピーをということであります。平成28年、7年前の市長就任時から、市政全ての施策の根幹というか、この言葉をテーマでやっていこうと掲げたのが、若者が帰って来られる、住み続けられる南魚沼（ふるさと）。これは「南魚沼」という字をふるさとに当てていますが、これを掲げました。移住に興味を持っている方にとっても、本当はそういうことがつながるのかなど。意外とこの言葉がよそも使っているなと思って……ちょっと分かりません。私もどこから借用したのかもしれないし、分かりませんが、全国には1,700を超える自治体、1,718ありますが、これら数多く自治体の中から、まずは南魚沼市の名前、存在を知ってもらい、選択肢の——様々あります。選択肢といってもいろいろな角度があるのですが、この中で認識をいただくことが大事だと考えています。

私は市長就任の頃、魚沼市長とよく紹介されていましたが、今は魚沼市長というところはほとんどなくなって、「南」がちゃんとしてまいります。逆に、これはここで魚沼市の関係

者がいないことを望みますが、冗談ですけれども、南魚沼のほうも大分名前は通ってきているのではないのでしょうか。例えばそういうふうに思います。これは多くの皆さんの努力、そして我々も一緒になってやってきたためだと思っています。

キャッチコピーですけれども、私は、U&I ときめき課というのがあります。こういう課を創設しますというのを、市長になって最初に仕事としてやったのです。私の案は採用されなかったのです。かえろう課ですから。みんなが引きました……（笑い声あり）引いたというか、私はすごく入れ込みがあった。この一言でキャッチができると思ったのだけれども、特にそのことを紙に書いて、この案でどうだろうかと言ったら、ドアを閉めたところ、ドアの向こう側の職員はざわついていました。第2作目か3作目ぐらいときに、これを1回むーけーげーで書いたことがあるのです。しかし、U&I ときめき課というの、なおさらいいのができてきたと思った。キャッチコピー力は私はないのだろうとそのとき思って、それからできれば若い世代の職員に委ねたいと思っているわけです。

今、でももう一つ、端的に言うと私は雪国だと思うのです。雪降る町とか、雪に住みなすというか、雪に活るとか、いきるも活用の「活」という字を使いたいですけれども。そういう思いは持っていますが、これも多分、不採用になる恐れもあるので、あまり申し上げません。なので、これは多くの皆さんがイメージして、しかし、今キャッチコピーそのものでないかもしれないけれども、我々の市を語るときに多くの人、雪と言いだめたのではないですかね。

これはエネルギーの問題にも絡んでいくでしょうし、雪が肯定できない市民であれば、ここに未来永劫、誇りを持って住むことはできないというふうに考えれば、私はそれを持論として何度も繰り返して言っているわけで、雪国人であるという自分たちのアイデンティティ、そこを肯定できなければ、いかに若い人、小さい赤ちゃん、その将来がある人たちに向かって、やはり私はいけないことだと思っているので、私は雪とか雪国とか、雪を活かしていくとか、そういうところが南魚沼のキャッチコピーの基礎であるべしとっております。あなたの案は何ですか、と聞きたいのですが、聞けませんので、もし考えていたら今日、開陳してください。

○議 長 1 番・黒岩揺光君。

○黒岩揺光君 4 移住者を呼び込むため市の魅力をPRするキャッチコピーを

やはり前向きな話はいいですね。すごくいいなと思います。何か市長が一生懸命考えている、こういうのもいいなと思います。雪もいいと思いますし、そのかえろう課というのも面白いというふうに聞いていて思いました。私だったら、もうずばり行きます……雪と自然はあつていいと思うのです。雪と自然と国際性です。70 か国、80 か国からの住民が、こういった自然あふれた田舎で暮らしているというのが、やはりないのです。言い切ってはいけないけれども、私は9か国で暮らして、多分、三、四十ぐらい行っているのかな、国の数だと。ないですね、この5万人の山の中に、70か国、80か国の人が暮らしている。しかも、そのほとんどが若者です。その人たちは今、いろいろな国で大使とかになっているのです。大使とか

大臣とかになっているのです。

私は7年前にここに来たときに、そもそもこんなに長くいるとは思っていなかったけれども、ここまで長くいる理由がそれであって、私は林市長と一番最初に会ったのも、覚えているかと思えますけれども、シリア人と一緒に会ったときで、もうすごいウエルカムしてくれるのではないですか。ああ、黒岩さんどうも、みたいな話。市長もほかの人もみんな挨拶してくれて、これはすごくいい市役所だと本当に思いました、あのときは……（何事か叫ぶ者あり）今も思っています、すみません。今も思っています。すみませんでした。

それで、国際性あふれた自然とか、70か国、80か国の人が暮らす、雪あふれた自然とか、そういった国際性と自然を絡めてやっていくのはどうかと思うのです。いろいろなプラス要素がある。コシヒカリもあるし、おいしいごはんもあるし、スキー場もあるし、アクセスもあるし、インフラもあるのですけれども、また、マイナス要因もあって、例えば水道代が高いとか、学力があまり高くないとか、いろいろマイナス要因もある中で、もしそこでプラス要因を出すとしたら、国際性で自然あふれたということで、田舎で国際的な環境で暮らしたい親子とか、英語を学ばせたい親子とかがどんどん集まってきて、そこから人手不足が解消されていったり、医師不足、教員不足、看護師不足というのがどんどん解消されていったりとか、そういった何か核があると保育園留学であったり、ふるさとワーキングホリデーであったり、そういったいろいろな面白いことをやっているのが1つの核に集まって行って、面白いものを生み出していくのではないかと、私は思ってしまったりするのです。私の今の話を聞いて、林市長の意見をぜひ聞かせてください。お願いします。

○議 長 市長。

○市 長 4 移住者を呼び込むため市の魅力をPRするキャッチコピーを

PRするキャッチコピーなので、そこから発想で先ほど話をしました。私は国際大学の存在とか、それは黒岩議員とそういう意味では全く違う考えをしていないです。市長就任直後からインターナショナルスクールの必要性とかというのは、よくここでも話をしました、まだできていないですけれども。できていない。市長になったときに、群馬の太田市の事例を見に行き、やはり感銘も受けた。そこに医師の皆さんがたくさん子弟をその学校に入れているという、群馬のアカデミーは7割がお医者さんの子弟でした。

そういうことも含めて考えたときに、いろいろな意味でそこが求心力というか、人を呼び込んでくる大きなものになるのだということを思って、今も思い続けている。国際大学の存在、その後の……先ほど言った彼ら、彼女たちが母国に帰って羽ばたいている。開学は1982年か1981年だと思うのです。そこからたくさんの方が卒業生として、自分の母国に行って活躍したり、母国以外でもそうですけれども、そういうことを見るにつけ、この・・・持っている力というのは高いと思っている、そういうことは全く違うイメージは持っていません。

もちろん、国際大学の代議員にもなっていますし、会議はずっと見続けていたり、本人出席もしていますけれども、そういうことであります。なので、キャッチコピーに入れるかどうかは分かりませんが、大きなテーマの中に、これをずっと私どもも市の計画の中で

も、国際大学さんとの在り方というのはずっと入れ込んでいると思うので、そういうことでご理解いただきたいと思います。

○議 長 1 番・黒岩揺光君。

○黒岩揺光君 4 移住者を呼び込むため市の魅力をPRするキャッチコピーを

いつだったか、関常幸議員の一般質問で、インターナショナルスクールが1回取り上げられたかと思うのですが、そのときの林市長の答弁が、まだ検討には至っていないという話だったと思うのです。今、インターナショナルスクールの話が出たので、その検討に至っていないといった部分をもう少し詳しく聞かせてもらえますか。

○議 長 市長。

○市 長 4 移住者を呼び込むため市の魅力をPRするキャッチコピーを

少し質問からは離れてきているかなと思いますが、これは前にも言っていることなので言うと、私としては・・・ません。1回、むーけーげーにも書いたことがあるのです。大分前の話ですが、六、七年前。私としてはぐんま国際アカデミーという学校に行ったのは、英語教育とかそういう目的ではなくて、自分は医師確保という観点から実は見に行ったのです。そしたらそこに、今も市長をやっているのですが、太田市の清水市長さん、有名な市長です。この方が理事長になって学園を法人化し、そして全国で初めて全ての授業を英語で行う学校を高等部までつくり上げたのです。そういう第1号だったのです。当時の小泉内閣のそういう戦略というか、そういう中に乗っかってやっていった仕事なのです。

私がそういう学校ができたならば嬉しいと思っていますという話をしたら、何しに来たと言ったので、太田市長に医師が欲しくて来ましたと言ったのです。そしたら、やはり向こうは喜んだというか、顔色が変わりました。多くの視察は英語力を上げるとか、国際色豊かなまちをつくりたいとかということで来ている視察はあるが、医師が欲しいということをしてきたのは、おまえが初めてだと言ったのです。

私もある情報があって、お付き合いをさせていただいていた大学病院のそういったところから、うちの学生とかお医者さんになっている人たちが、太田市に行っている人が誠にいるので不思議に思っているという話に、直感的にもしかしたらという思いで——子弟教育としてそこに集まってきたのです。

これを見たときに、うちには国際大学があり、そういう環境が歴史的にある中で、そして医師不足のことに悩んでいる。行ったのは6年前、7年前のことです。そういうところで自分としては着想があったのです。そして、太田市の市長さんもこういう学校をつくる気持ちがあるなら——リップサービスかもしれません。でもその後にも会っても、つくる気になったかとか、手伝うよと、今も言われているので。当時非常に難儀をしてつくったと、教科書も全部手づくりで始まったということをしていらっしやって、そのことに感銘を受けたのです。会うたびに、まだそこまで至っておりませんという話をしているのが心苦しいわけですが、そういう要素があるというふうに思っていました。

これを今その後市長になって——長くなってすみません、最後にします。お医者さん方だ

けではなくて、こちらに来ていらっしゃるいろいろな企業の社長さんたちにお会いします。そうすると、今の話に非常に耳を傾けてくれる社長さん方が多いです。そういう学校をつくるとうちの高度なオペレーターとか、技術屋さんとかが——お医者さんと同じことです。こちらに家族で来るとかということにも、選択肢、門戸が広がるのではなからるか、ということをおっしゃる方が多いので、やはり一つにはあるのではなからるかと思っています。

○議 長 1 番・黒岩揺光君。

○黒岩揺光君 4 移住者を呼び込むため市の魅力をPRするキャッチコピーを

何で検討に至らなかったのかという部分が分かりづらかった。私の理解力では分かりづらかったのですが、キャッチコピーは雪でもいいと思うのです。雪でいいと思うのですが、雪がある自治体はほかにもあるではないですか。南魚沼市しかない、雪のほかに何か南魚沼市しかないPRできるものというのは、私の中では国際性しか考えられなかったのです。もしその部分で何か林市長の中で——雪だけだと、雪はあるよというだけだったら、ほかの自治体に人が行ってしまう可能性もあるわけです。雪のほかに、移住者を呼び込む上で何か南魚沼市をPRするものという、ほかの自治体になんかあれば最後に教えてください。

○議 長 市長。

○市 長 4 移住者を呼び込むため市の魅力をPRするキャッチコピーを

時間があまりないので端的に。雪以外と言っていますが、雪がいろいろなものをつなげていると私は思っています。だから、市報の一番裏側に国際大学の学生さんたちの感想とか、あと直接、議員は聞いているのではないですか。世界中の人たちが一番感銘しているのは雪ですよ。これは将来、インバウンドだって同じです。そして、多くの観光者。そして雪によって育まれている文化性。およそこれだけ雪が降っているのに、今現在は人が遅刻もせずに会議に行けたりするすばらしいこの環境性や、これほど降っている中で生活を営んでいる、そういう稀有な地域というのは世界にないと私は思います。

南魚沼のことだけ言っているのではないです。この雪国ですね、そういう範囲がイメージとして伝わっていくことで、南魚沼だけの発展ではなくて、雪に苦しめられたがゆえに、雪で活路を見いだしていく先人の努力があり、そして、今まさに雪を使うことで誇りに変えていくというか、そういうところに今我々は立っているのではなからるかという意味で、雪。だから国際大学を否定しているわけでも何でもなくて、そちらを前面に出しても、みんなもはてなとなるかもしれないです。でも、雪というところのキーワードから、非常にいろいろなものがつながっていると思っているので、先ほどから繰り返しになりますが、言っているということです。

○議 長 1 番・黒岩揺光君。

○黒岩揺光君 4 移住者を呼び込むため市の魅力をPRするキャッチコピーを

全くおっしゃるとおりで、国際大学の学生の多くは雪を見るのが人生で初めてだから、雪が降った瞬間に、それがフェイスブックのプロフィール写真になります。皆さんそうなりま

す、間違いない。それはおっしゃるとおりです。あと2分しかないので最後になりますけれども、市長の言っていることも分かるけれども、国際性というのを前面に出したときに、先ほど市長がおっしゃった、はてなとなると今おっしゃったではないですか……国際性はキャッチコピーとしては、今はピンとこないわけですね。キャッチコピーはちょっと無理だと思っているわけではないですか。

キャッチコピーにできます、できない。最後に、キャッチコピーに、ちょっと今は難しかったら難しいでもいいのですけれども、その理由を最後に、もしかしたらいけるかな、いや、もしかしたら難しいかなと、最後の1分でお願いします。

○議 長 市長。

○市 長 4 移住者を呼び込むため市の魅力をPRするキャッチコピーを

誤解していたらごめんなさい。はてなと言ったのは、例えば多くの皆さんが、例えば雪のことではなくて、1つのことと言うとして、国際性と言っても、少し南魚沼のことを全部言い尽くすことはできないだろうと。雪だといろいろなことの余波が広がっていくので、派生が、光がこう届いていくと思うので、なので言ったということに理解してください。だから、国際性だってあると思いますし、これからの地域づくりとしては非常に重要なことではないでしょうか。8月には国際大学がまた一歩踏み込んで、南魚沼市と一緒にやる事業も展開してくれるそうでありますので、そういったことも期待していきましょう、ということです。

〔「はい、終わります。ありがとうございました」と叫ぶ者あり〕

○議 長 以上で、黒岩揺光君の一般質問を終わります。

○議 長 以上で、本日の日程は全部終了しました。

○議 長 本日はこれで散会いたします。

○議 長 次の本会議は、明日12月14日、午前9時30分、当議事堂で開きます。大変ご苦労さまでした。

〔午後5時08分〕